

午前10時30分開会

○嶋崎分科会長 おはようございます。ただいまより予算・決算特別委員会環境まちづくり分科会を始めさせていただきます。着座にて進めさせていただきます。

傍聴はいないですね。はい。

本日は、一般会計の歳出、5の環境まちづくり費の項2、都市整備費の目3、住宅整備費から項4、清掃リサイクル費、一般会計の歳入のうち、環境まちづくり部所管分の調査を行わせていただきます。本日も理事者からの説明は、決算関係資料の配付をもって代えさせていただきます。主要施策の成果等の説明がある場合は、目の冒頭で説明をお願いいたします。原則として、目ごとに質疑を受けまされども、事項が少ないところに関しては、項でまとめて質疑を受けまされ。

本日も、会計室からタイピングしたい旨の申出がありましたので、これを許可したいと思ひまされけど、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。限られた時間の中での調査となります。どうぞ皆様方のご協力を切にお願いをいたします。

それでは、早速調査に入ります。

まず項2、都市整備費の目3、住宅整備費の調査に入ります。決算参考書228ページから231ページについて、執行機関の説明はありますか。

○緒方住宅課長 住宅整備費のうち、主要施策の成果に掲載してしま事業についてご説明いたします。

主要施策の成果97ページ、決算参考書230ページ、事務事業概要236ページから記載してしま、マンション管理の適正化の推進でございまされ。

国は、マンションの管理水準を底上げするために、令和2年6月にマンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正しまして、新たに自治体がマンションの認定を行えるマンション管理計画認定制度を新設しまして、令和3年度中に省令公布、令和4年4月から施行される予定でございまされので、区民の9割がマンションなどの集合住宅に居住する本区といたしましては、迅速に計画を策定しまして、本制度を実施するために予算計上させていただきますが、執行率が3.8%と大変低いものになってございまされ。こちらは認定制度の創設に当たりまして国からの情報提供などがなかなか遅延ぎみでございまして、提供が不十分でありながら国や都の動向を見ながら制度設計に時間を要してしましまして、予算要求時に想定してしま、令和4年度10月頃から認定制度を開始するということを見送らざるを得なかったためでございまされ。申し訳ございませんでした。令和4年度は、9月に検討委員会を開催、10月下旬から11月にかけてパブリックコメントを実施し、12月には計画を策定しまして、制度の周知に努め、今年の2月に手数料条例の改定をお認めいただきますして、令和5年4月から公益財団法人まちみらい千代田を認定事務支援法人として指定いたしまして、マンション管理計画認定制度をスタートさせました。

説明は以上でございまされ。

○嶋崎分科会長 はい。説明を頂きました。質疑に入ります。

○桜井委員 今ご説明を頂いたマンション管理の適正化の推進というところの質問させていただきます。今の課長からのご説明を頂いて、国との関係の中で、なかなか

情報を得ることもできなかったということで、予算執行が3.8%ということになりましたということでした。この事務事業概要よりも、むしろこの主要施策の成果のほうを見たほうが非常により分かる内容なので、内容というよりも、むしろこの数字のところ、やはり3.8%というところが一つ目について、まちみらい千代田との関係なのかなと最初は思っていたんですけども、これを見る限りでは認定制度の周知期間を確保して、制度開始を令和5年4月からとしたために執行率が低くなったという説明が書いてあったので、なるほどと。それと今の説明を聞いて、そのように理解をさせていただきました。そうしたときに、この決算額の39万5,000円というのは、それまでのいろいろな準備ということになるのかな、と思いますが、こういったような内容なんでしょう。

○緒方住宅課長 こちらの執行でございますけれども、まず一度、マンション、適正化の推進検討委員会を開催いたしましたので、こちらの委員謝礼のほうで4万3,000円、あと管理認定制度、12月に策定できましたので、それ以降、こういったチラシをまちみらいと作成して制度の周知に努めました。このチラシなど、そういったまちみらいに委託した金額が35万2,000円で、決算としては39万5,000円ということでございます。

○桜井委員 はい、分かりました。金額的に1,000万の予算を組んで、やはり40万円の執行しかなかったというところは、やはり聞かざるを得ないような金額ですよ。ちょうど4月からのスタートのためにこれを翌年度、執行が、制度開始が令和5年の4月からとしたために、この部分が、要は使わなかったという形になるわけですよ。で、令和5年中、令和5年の予算の中では、こちら辺はどのように組立てをされていらっしゃるんでしょう。

○緒方住宅課長 まず、この令和4年の予算を策定するのは、まだ3年の夏でございます。その時点で国からの情報でまだいろいろと、なかなか提供できない中で、どうも総務省と国交省で固定資産税の減免を調整に入っているという情報が入っておりました。これが、規模が分からなかったんですけども、これがもし、かなり大規模なものでございましたら、マンション住民の9割が千代田区の住民でいらっしゃいます、マンションにお住まいの、集合住宅にお住まいの方でございますので、やはりこれが大きなものであった場合には多くのマンションが申請してくるのではないかと。国交省のほうで、この制度に適應するマンション、制度に適合するマンションは大体、全国で4割程度のマンションが適應するのではないかとというふうに数字が出ておりましたので、本区に491棟、分譲マンションがあるので、最大200棟の、件のマンションの申請があるという、最大マックスのことを想定して予算を計上して、このような数字を計上させていただいて、3.8%という執行率になっているところでございますが、実際動き出してみれば現状を見ますと、今、国交省が7月末日で把握している件数としましては、まだ117件、全国で117件の認定の件数しか出てないという、なかなか最初、思い切っていくとしては200件まで想定したんですけども、なかなか浸透していない制度だということがありまして、とはいえ、ここから広げていく中で、私ども、まちみらい千代田といろんな手数料とか見えてきたもので適切な金額を要求しているんですけども、こちらもまだなかなか見えない中で、その最初の200件という想定件数は減らして、まちみらい千代田との委託の金額なども明確になってきましたので修正した予算で計上しております。

○桜井委員 修正した予算で令和5年度を計上していると。幾らぐらい計上されていていらっしゃるんですか。それと、今言われた、まちみらい千代田との、その関係なんかもありましたら教えていただきたいと思います。

○嶋崎分科会長 まず金額から。

○緒方住宅課長 はい。まず、金額が611万9,000円計上してございます。

○桜井委員 うん。

○緒方住宅課長 こちら、この制度を実施するに当たりまして、国のほうで業務、指定認定事務支援法人というふうに、のところに委託できるということになっていましたので、千代田区としてはまちみらい千代田をこちらに支援法人として認定して委託しましたので、こちらの金額はおおむね委託費でございます。

まず、ちょっとご案内すると、この制度に手数料というのが徴収できるんですけども、こちらはその自治体が制度設計する中で決めることができまして、それもまた国のあまり親切とは言えないガイドラインの中で事務量がこれくらいかかるですとか、そういった数字があったので、それに基づいて千代田区は1万8,000円という手数料を決めました。これも、例えば東京都さんは紙で申請してきた、東京都は町村の申請を受け付けますので、そちらは2万9,000円にしていたりですとか、全国的に見ても、やっぱり2万円台の申請手数料が多いんですけども、まあ、愛知県さんなんかだと結構4万円台徴収していたりですとか、その国のガイドラインが示されたものの中で、どう制度を構築していくかということ、やっぱり自治体に委ねられましたので、なかなかその制度構築に手数料しかり、時間がかかったところの中で、引き続き611万の計上で、まちみらい千代田と制度を実施していくということで進めているところでございます。

○桜井委員 当事業については、今まであんまり聞き慣れないところもあったんですけども、やはり千代田区という土地柄、マンション、非常に多くあるという、その中で、やはりそのマンションの管理という、の適正化というのは大変大切な事業だと私も思います。そういう中では、国との、なかなかその前が見えなかったと、はっきりしたのが見えなかったというような事情は分かるんですけども、こういう形で執行率が3.8%ということで、ちょうど年度に絡むところだったものですから、どうしてもこういうような数字が出てしまったということは仕方がないところなのかもしれませんけども、よく国との情報だとかに合った形の中でのしっかりとした予算計上、1,000万ではなくて、今度は611万ということでございますけども、しっかりとした、この事業に見合った予算が計上され、それで執行することができるように、ぜひ執行機関としても努めていただきたい。ちょっと数字が、前年の数字が非常に分かりにくい数字だったので、そのところを確認をさせていただきましたので、よろしく願いをしたいと思います。

○緒方住宅課長 はい、この3.8%というような低い執行率になってしまったことは本当に誠に申し訳なかったと思っています。引き続き予算の精度を上げて対応していきたいと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○桜井委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。ほかにありますか。

○林委員 関連で同じくマンション管理の適正化の推進です。まず、決算参考書の97ペ

ージの（１）の②か、パブリックコメントの実施で、これ……

○緒方住宅課長 90。えっ。

○林委員 97ページ、ごめんなさい、97ページね。

○嶋崎分科会長 えっ。

○林委員 主要施策、ごめんなさい。

○緒方住宅課長 主要施策。

○林委員 主要施策の97ページです。パブリックコメントのこの実施期間で、これ、やるときに私もちょっと短過ぎやしませんかという話をしたんですね。要はマンションの理事会も2か月に1回ないし一月に1回しかなくて、マンションとしての意思決定をする期間というのは、中一月以上ないと、なかなかコメントが出しづらい。要は理事長さんの個人で出すわけにもいかないんで。期間が10月20日から11月2日までと、かなり短期間だったわけですよ。これ、都市計画の何とかというのは期間が決まっているんですよ、たしか、16条とか17条の。だけど、パブリックコメントというのはかなり自治体の自由裁量でできると。この意見が少なかった、執行率もそうなんですけれども、この反省とか今後の展開というのはどういうふうに課題認識をされ、今後どういうふうに、マンションの施策ですよ、個人じゃない集合体としての意思決定の意見を聞かなくちゃいけない課題というのはどのように認識されているのかお答えください。

○緒方住宅課長 97ページ記載のとおり、パブリックコメントを10月20日から11月2日で実施いたしました。件数、意見も5件という少ないものでございました。こちらは確かに短く、反省しているところでございます。今後に向かってでございますけれども、今、私どもで進めております制度が、多くの自治体が始めた制度はマンション管理センターというところに適合証をもらって、その適合証を自治体に持ってきて認証してもらうというようなやり方を取っている区が23区でも多いんですけども、私どもは、そういうマンション管理センターを通すのではなくて、直接、まちみらい千代田に申請するというやり方を23区でも唯一であったので、ちょっとマンションの専門誌からも取材を受けたところでございますけども、やはり出来上がった、適合が出来上がったものを受け取るのではなくて、まちみらいのほうで日頃から各マンションの皆さんと意見を聴取して、ここに最終的には申請しなくてもいいので、日々、まちみらい千代田はいろいろな定期的な管理組合の集まりもやっておりますし、無料で相談も受けていますので、ぜひ生の声を聞かせてくださいということで今、制度の周知等を引き続き進めておりますので、パブリックコメントではなかなか意見はもらえてなかったんですけども、現在も20件ほどマンションから相談を受けているという話もまちみらいから聞いておりますので、制度を推進することに伴いながら、困っていることですか、どうしたらこの認定が取れるかですか、相談を受けながら進行していきたいと考えております。

○林委員 今、要はパブリックコメントという特異なものではなくて、日常的なものも含めて、まちみらいのほうで20件と。この、そもそも、このパブリックコメントが目的じゃないわけですよ、増やすというのは。多ければ多いほど、意見が多ければ多いほど課題解決に向けていいんですけども、そもそも課題解決、マンション管理の適正化の推進の何が課題で一番の目標というのは何を目指されるんですかね、令和6年度以降の予算編成で。

○緒方住宅課長 マンション施策につきましては、もう国のほうも令和4年の10月から令和5年7月にかけて9回、マンション政策のあり方に対する検討会を開催するですとか、まず国のほうで、まず、林委員も小学生のお子さんの話を金曜日にされましたけど、子どもたちだとかが普通に通学しているときに大規模改修してないマンションから外壁が剥落して子どもたちがけがするだとか、そういった住民の皆さんを脅かすようなことがあってはならないですとか、大規模改修してないマンションが最終的には除却を区の公費でやることになるとか、そういったことになってはいけないよねという、そういう大きな方向性は国のほうが示しております。ここに向かって、広域行政である東京都も方向を示している中で基礎的自治体である区がどうしていくかというのは、やっぱり国や東京都の方向を見ながら、マンション、9割の区民がマンションなどの集合住宅で住んでいる区としましては適正に管理して、この適正に管理すると、マンションの価格ですとか、まあ、市場評価も高まるねということ、そうすると管理の意識が向上するねという、好循環をどんどん千代田区のまちの中に広げていって、やっぱり管理を適正に行うということはすばらしいことだという、そういった価値観が千代田区に醸成されていくことを目指していきたいと考えてございます。

○林委員 全国の自治体の中では、基本的には、分譲マンションというのはお住まいの方が自分たちの住まいの快適空間を求めてマンションの適正管理をするというのが通例というか一般的で、千代田の場合は少し違って、投資も含めて資産価値の高い物件があるんで、要は住んでない方たちが、の分譲マンション、オーナーさんが、ここはたくさんあると思うんですよね。そうすると、千代田区として何が課題で何を目標にするのかというのが、少しプラスアルファの要件が出てくると思うんですよね。その課題認識というのはどういうことを、令和4年度まで終わって、決算終わって、認識されて、6年度に向けて進んでいこうとされているのか、そこが一番大事なところだと思うんですが。

○緒方住宅課長 林委員ご指摘の投資として、住んでない方ということで、確かにまちみらい千代田とも話して。

○林委員 いや、住んでいないというか、オーナーさんが住んでいない。

○緒方住宅課長 あ、オーナーさんが住んでいない。いわゆる分譲賃貸、分賃と言われているようなものの実態が、実は明確に把握できていないというところで、今、住宅白書を作成している最中でございますけども、そういった数字なども調査できるのではないかと、プロポーザルした業者のほうから、そういう提案もありましたので、まずは実態をつかんで、そして何が求められているかを、引き続きまちみらい千代田と一緒に課題を確認していきたいと考えてございます。

○林委員 要は住んでいる、オーナーさんですよね、持っている人が住んでいると、その方、まあ、地方自治体の構成要員だから、その方に税金を投入するというのはかなり分かりやすいんですけども、そうじゃなくて、千代田区民は分譲のマンション、まあ、オーナーさんが千代田以外にいて投資目的で入っていて住んでおられると。そこに税金を投入すると、千代田区民以外の方が結果的には高い家賃で借手に向けて供給できる状況になって、すごく難しいところにいると思うんですよね。だから、そのプラスアルファのところを、まあ、まちみらいと言われると、この場ではできなくなってしまって別のところになってしまうんですけども、住宅課として何が本当に課題なのかなというのをもう一度

示していただきたいんです。併せて、この事業というのは、マンション管理の適正化の推進というのは、長期計画のみらいプロジェクトというところでも記載されていると。これは27ページになります、みらいプロジェクトの。で、要は千代田区として目標は何なんかって、施策の目標の実現に関する指標というところで、みらいプロジェクトの27ページに「長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合」と。ここが38%、平成20年度ありましたよと、これは実態調査して。ここから平成36年度、まあ、令和4年でこれ、みらいプロジェクトが打ち切りになってしまうわけですから、ここでは75%の目標値を掲げられたと。そうすると、令和4年度決算が終わって、先ほどあった491棟というのは、これは分母が推移しているのもあるんでしょうけど、今、分母が491だとすると、当初、第3次基本計画をつくったときから、どれぐらい分母が増えていて、分母が増えた上で、この目標値の75%の到達点の今何%に来ているんですかね、令和4年度決算が終わった時点ですよ。

○緒方住宅課長 最初の質問の住宅課の課題というところでございますけれども、確かに今までこういった住宅のご質問を受けると、私有財産の形成につながるの住宅に関しての助成などは考えていないというような答弁をしてきたところでございますけれども、今、先ほど来申し上げたように、国の方向性がもうマンションの管理の適正化を前に打ち出してきてございます。区は今まで、どちらかというともマンションを供給するような共同化事業の補助ですとか、そういったほうに力を入れてきたところでございますけれども、本区はそこもこの国の動向に従って考え方を修整して、もう共同化事業などはもしかしたらもう廃止にしたりですとか補助額を減額していかなければいけないかもしれません。そこで、一方でマンション管理の適正化につきましては何か管理水準底上げするための支援措置ですとか、そういったことを検討していかなければいけないと考えております。国が、先ほど来申し上げていたとおり、令和4年からあり方検討会を立ち上げて、この秋からは何かワーキンググループも始まるなどといった、いろんな方向性が打ち出されておりますので、その方向性を見据えて、国が本当にサンフランシスコに向かっているんだとしたら、そこに向かっていくに当たって何かいい偏西風が吹いているのか、いい黒潮になるのか、それに乗られるのかどうかなども見極めながら、基礎的自治体がやれることを適切に対応していきたいと思っております。

2番目の棟数のことでございますけれども、こちらが告示しております数字で、最新で私どもが把握しているのが令和元年に67.5%という調査、こちらがまちみらい千代田が実施しております、こちらは5年に一度でございますので、今、まさにこの調査を実施しているところで、私どもで把握している最新が491棟で67.5%というところまで把握してございますので、今年度のまちみらい千代田の調査が終わり次第、すぐに委員会にはご報告したいと考えてございます。

○林委員 決算が終わるとき、まちみらいも、いいんですよ、まちみらいも一体的にマンション施策の一元化といって外に投げるのもいいですけども、住宅課は住宅として、こうやった指標の進捗管理というのは、まちみらいに投げないとできないものなんですか。まちみらいはみらいプロジェクトに直接は関わらないわけでしょう。地方公共団体の最上位計画の第3次基本計画というのは、地方公共団体の千代田区なんですよ。すなわち住宅課なんですよ。ここで進捗管理が外に投げないと分からないという状況というのは、これは、

大丈夫なんですかね、予算編成する上でも。予算査定ももしかしたら、まちみらい千代田のご意見を聞かないと予算査定ができないのかもしれない。先ほど桜井委員のやり取りの中であったように、やっぱり予算の組立て方というの、住宅課がもう、実はもうハンドリングができなくなって、まちみらいの意見を聞かないとできない状況になってしまっているんですか。

○緒方住宅課長 まちみらいと区の役割分担については、たしか平成26年にまちみらい千代田が公益財団法人になるときに、区とまちみらい千代田の業務の共同の指針が策定されて現在に至っていると思っております。その際の役割分担で、施策のところは住宅課、そしてこういった現状調査ですとか、実際、まちの皆さんに相談に乗ったりというところのソフトの部分はまちみらい千代田という役割分担をしてきて、ここ8年、こういった状態に至っているところでございます。確かに今ご指摘のように、そして私も今、供給中心だったのを適正化に変えていかなきゃいけないという時期に来ているというご報告を申し上げたところでございますので、確かに組織のそういった方向性ですとか役割分担を見直す時期に来ているのかもしれないと思います。林委員のご意見は受け止めて、またいろいろと庁内で検討させていただければと思います。

○林委員 全く違って、今ね、課長の話で、サンフランシスコに向けて船が行っているんだとしたとしても、まちみらいの意見を聞かないと、今の現状地点が分からないという状況なんですかという問いかけなんですよ。要は基本構想、基本計画を変えるんだったら、第3次基本構想と計画の進捗がどこまでいっていたんだらうって。ここを確認して、次のステップの第4次基本構想に行くのが自然な形だと思うんですよ。要は今、立ち位置、どこまで来ているんだと。ハワイまで行っているのか、ミッドウェーなのか、ちょっと戦争っぽくなってあんまりいい表現、島、あんまり分からないんで、太平洋のどこなんだと、今。分からない状況。半分行っているのか、もっと越えているのか、それともちょっと方向を間違っちゃったのかって分からないような状況で、大きな計画、理念とかを変えてしまっただ大丈夫なんだろうかと。そこが令和4年度決算の最も大事なところですし、繰り返すことになる、僕ら議事機関なんで、決算にマルかバツかじゃなくて、いいのか悪いのかをこの議事によって区民の方とか後世の方に、今ここで第3次基本計画から第4次基本構想に変わった、ちょうど境のところ、ここの立ち位置が分からないという状態で決算審査をやるというのはどうなんだろうなって。ほんと内部でやられてないんですか、第4次基本構想するとき、今どの地点まで来たのかというのを振り返りというのはやられてないんですか、企画課を中心に。

○印出井環境まちづくり部長 委員長、環境まちづくり部長、あ、分科会長、環境まちづくり部長。

○嶋崎分科会長 担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 今、林委員からのご指摘でございます。今ご指摘がありました分譲マンションの管理の実態調査というのは、5年に一度実施しておりますが、その実施がまちみらい千代田で実施しているということございまして、我々はある種、そのまちみらい千代田に委託はしてないんですけれども、そういったものの調査結果を踏まえて、マンション管理の適正化等に向けた政策の判断をしていくということになるかというふうに思っています。たまたまこのタイミング、第4次基本構想のタイミングで最新の

データが把握できる調査のタイミングでなかったということが実態でございます。

一方で、再三、林委員からご指摘を受けています、千代田区のほぼ9割、およそ9割の人がマンション等の集合住宅に住んでいると。いわゆる千代田区における住宅の基本形態であり、千代田区の住居系の市街地を形成する重要な要素であるというようなことでございますので、マンション施策について、区としては、まさにかじを取る役、船のかじを取る役、まちみらいは船をこぐ役というような、そういう認識でいるところでございますけれども、長らく、やはりその実務としての役割をまちみらいが担っていたこともあったのかなというふうに思いますけれども、その辺りの明確な役割分担というのが、もしかしたら林委員をはじめ、少し疑問に感じられるということがあるのかなというふうに思っております。その辺については、来年度、住宅基本計画か住宅白書、住宅基本計画の策定に向けて、今後、組織の在り方も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○嶋崎分科会長 林委員。

○林委員 また分野別計画の話が出てきたので、そうするとね、みらいプロジェクトでは、ここの柱、要は目的지가、安全で安心できる、いつまでも住み続けられるまちと。要は、やっぱり第3次基本構想をつくる時は、人口5万に到達していなかったと。一人でも多くの方が、区民が、区外に転居しないように、できるだけ多く長く住んでもらうようにしましょうねと。で、施策のところでは多様な暮らしに応じた住まいを選択できると。で、項目のところでは多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりをしましょう、ここのカテゴリーに入っていたわけですよ、目的지가、見えていたと。分かりやすいといえば分かりやすいし、ただ、5万人を超えてきたときに、じゃあ、これで大丈夫かといって分野別の住宅基本計画を変えるときも、かなり、部内では大変だったと思いますよ。

ただ、やっぱり行き先として、ベクトルで人はこれ以上増えていくのか。要は優良な首都の高台ですから、住宅街になるわけですよ。ここにもっと大規模マンションをたくさん造っていく、政策誘導、そのためには維持管理にも税金を入れていく、こういった方針があればいいんですけども、これ、間違い、主要施策の成果のところでは、これ、今度、目標値が、人にやさしいまちづくりと、便利で快適な都心生活を送っていきますと、全然違うワーディングになるわけですよ。と、課長が言われたサンフランシスコを目指したんじゃないくて、実は南極に向かっているのかとか、オーストラリア、シドニーに行くんですかとか、途中までは合っていたんでしょ。八丈島を過ぎて、小笠原諸島を過ぎて、青ヶ島に行くと。その先がちょっとずれてきちゃったんだとするんだしたら、やっぱりそれ相応の理屈と制度、体制というのが出てこないといけない。

これが、令和4年度のこの決算が終了したところの到達点で、じゃあ、どこに向かって本当に行くのか、燃料が幾つあったらいいのかと。令和4年度はたくさん給油しましたよ。1,000万を超える予算額を入れた、その前年は、62万ぐらいだったの、令和3年度は、予算の概要で大きな拡充事業にしたと。したけれども、空回りだったと、全然行かなかったと。なら、どこかでこの目的方針も変わり、国の施策も変わったんでしたら、何が到達できたんですか、第3次基本計画で、みらいプロジェクトで。で、これでできなかったところの課題はこうなんですと、たくさんあると思うんですけども、その課題認識をさっきから聞いているんですけど、なかなかちょっと国の方針ばかりとか、広域行政の東京都の関係とかで、地方公共団体の千代田区としてなんですよ。やっぱり独自性があ



るし、特殊性もあるし、標準化できてない部分のプラスアルファの目標というのは何なんですかね。

○印出井環境まちづくり部長 林委員から今のご指摘でございます。千代田区の地域特性を踏まえたマンション施策の課題ということでございますけれども、先ほど申し上げました9割が集合住宅という中であって、千代田区はほかの自治体に比べると、いわゆるマンションの空き家とか、現状の中では、いわゆる限界マンションとか、そういったような課題状況が顕在化しているというようなことではございませんけれども、様々なその旧耐震マンションの動向などを見ると、そういったものが潜在的に今後現れるのではないかということではございますので、そういったものに対する適正な予防保全的な手法、それから、やはりマンション・コミュニティとか、やっぱり防災の基本もマンション、集合住宅に居住している方々に防災意識と行動変容をお願いいただくというようなことになるかなというふうに思っております。

それから、もう一方は、より質の高い維持管理を継続をしていただくことに対する誘導ということも、この都心千代田にとっては今後、引き続き取り組んでいく課題だというふうに認識しております。

○林委員 一くりに9割以上の方がマンション住民と、これは現状としては一致していると思うんですよ、数値ですから。千代田区のは、私が考えるには、一つが大きなマンション、要は大規模マンションで100世帯、もっと多い200世帯、300世帯のマンション、ここは管理会社も入っているでしょうし、しっかりしていると。で、マンション内コミュニティも管理会社を通じてできるのかもしれないと。ただ、ここの課題は、今まで伝統的にやっていた町会とかと関わりなくても十二分に人口構成も年齢構成も、そして、何だろう、町会で言うと総務部長とか、いろんな企画部長とかやっているようなものを管理会社がやってくれたりしていいと。

もう一つが、やっぱりそうじゃない、ちょっと小さめのマンション、ここはもう理事会の人数出すのも大変。できれば町会とかと面の付き合いをしないと防災でもちょっと不安とかって、カテゴリー分けをそろそろする時期に来てやしないのかなと。これを課題認識をかけていかないと、本当に今まで町会と一緒に面の面でやってくださいといっても、大きなマンションは、いやいや、うちはもう大丈夫ですよ、防災組織もありますと、コミュニティも企画をいっぱいやっていますと。中には、町会から独立して町会の申請をしたいんだということも出てきている。そのマンションよりもっと大きなマンションもできてきていると。ここの課題認識をそろそろ、まちみらいの現場はしているのかもしれないけれども、庁内のほうでしていかないと、大きな計画とか方針とか構想というのはつけれないんじゃないのかなとっているんですね。そこについてはどうなんでしょう。僕はそんな感じなんですけれども、執行機関として、地方公共団体の行政として一くりに9割のマンション住民だけのくくった形のマンション施策で大丈夫なのかなってというところについてはどうお考えなのかお答えください。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど非常に一般にご答弁申し上げたんですけど、私としては、まさに今、林委員のご指摘のとおりだと思っています。要は限界マンションとして顕在化している事例というのは少ないけれども、そういったことにつながりかねない管理組合の問題、居住者の高齢化の問題、建物の老朽化の問題、そういったものを抱えつつ

あると。そういったカテゴリーのマンションをどう捉えていくかというのは一つ大きな課題だと思っています。

それからもう一つ、おっしゃるように、いわゆる比較的大型の、千代田区の場合は周辺区、港区とか江東区に比べると超大型マンションはありませんけども、そうでなくても、ご指摘のとおり100世帯、200世帯のマンションがあり、そこは質の高い管理がされているとすると、そういったマンションと周辺コミュニティとの関係性、それも大きな課題だというふうに認識してございます。そういったところのものを、我々としても政策的には、日常の施策的には認識しているところでございますけれども、今後、住宅白書等の中で、今ご指摘のような課題をもう少ししっかりと顕在化、見える化して、委員ご指摘のとおり、それらを区民とも共有しながら、次のマンション管理施策あるいは住宅施策全般につなげていきたいというふうに考えてございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○嶋崎分科会長 今の部長のお話が現在の千代田区の考え方ということで整理が、そこまではできたと思うんで。

○林委員 あと、町会とのですね。

○嶋崎分科会長 違う視点だったら、また言ってください。

林委員。

○林委員 すると、最後のところで、方向性は間違っていないと僕も思っています、それしかないだろうと。あとは、町会との関係になってくるんですよ。要は区のほうでマンションに対して、より丁寧な、まちみらいを含めて、マンション内コミュニティもやる、長期修繕計画もつくってもらう、いろんな防災の、防災訓練とかもマンション、外神田のほうでマンション1棟の町会みたいなものもあるわけで。で、ここと今まで千代田区政で頼りにしていた町会との関係、要はマンションに税金をつぎ込んで、人的なサポートもすればするほど独立したコミュニティ空間というのがマンションでできてしまうと。これは商店街も一緒に、今までは面のストリートだったけれども、今はミッドタウンとか、いろんなところで一つのビルがその商業施設になってしまっていると。要は箱になってしまっていると、面じゃなくて、ビル1棟で。ここの関係というのは、もう千代田区の区役所の皆さんがどういうふうに町会との関係、今後、マンションにつぎ込めばつぎ込むほど独立したところになっていける要素が出てきてしまうと。人数も人口構成もしっかりできているわけですよ、マンションのほうは、高齢者から子ども、子育て世代まで。

ここの関係というのは、僕は大きな計画、やっぱり基本構想にどこか位置づけられていれば、より分かりやすいんだけど、明文化できないんだったら分野別計画でできるんですかね、住宅白書とか住宅基本計画でマンションの充実は掲げられる、ここはもう方向性としては間違っていない。だけど、金曜日も言った合成の誤謬になっちゃいけないわけですよ。ここでは最適解だけど、区全体として見ると、町会とマンションの管理組合、ここの関係というのは難しくなってしまうと、非常に今後やりづらくなってしまう。要は面の、学区域なら学区域、出張所なら出張所地域でいくにも、連絡体制も含めて管理組合を通さないと、そこにお住まいの9割以上の住民のうち大規模マンション、幾つ要るのかというのはまだ、分かればあれなんですけれども、ここと町会との関係とか、こういったところというのは、大きな方針を出さない限り僕は難しくなってくるし、余計大変に

なってくる、町会運営のほうも。ここは誰がどういうふうに考えられて方向性を出していくのか。僕は分野別計画じゃできないと思いますよ、住宅レベルとか環境まちづくりだけの。

○印出井環境まちづくり部長 既に策定したマンション管理適正化推進計画の中でも、マンションと、すみません、現行のマンション管理適正化推進計画の中では今ご指摘の課題意識は深く書き込まれてないだろうなと認識してございます。ただ、我々のほうとしてはマンション管理の計画の認定制度を運用するということが一つあったものですから、かなりスピード感を持って、現行のマンション管理適正化推進計画を策定したところです。それは策定の際にもご説明を差し上げるところです。それを、まさにもう少し幅広い課題感とともにアップデートしていくと、改定していくということを新たな住宅基本計画の中でやりますよということについては、マンション管理適正化推進計画策定の際にもご説明をしてきました。そうすると、当然に住宅基本計画の中でマンション・コミュニティと既存のコミュニティとの関係、これは周辺まちづくりとか防災とか、そういった面でも地域社会にとって重要でございますので、当然書き込まれてくると。他の自治体の例を見ましても、そういったところについてはご指摘、そういった課題意識を示して、解決に向けた方向策を計画の中で示していくということがございます。もう一段幅広く、コミュニティ施策全般ということについては、おっしゃるとおり、その基本構想に基づきながら我々地域振興部と連携し、防災等も含めた全庁的な取組の中で整合性を取っていくというふうに認識しております。

○林委員 要は、第4次基本構想の便利で快適な都心生活を送られていますと、これ、マンション管理組合の中の良好な関係だけで、一つ目標到達にもなり得る話だと思うんですよ。でね、やっぱり最近になって、やっぱり最高裁の判例で、管理費に町会費を組み込んだ形というのが駄目ですという形になって、町会費を払わないマンション管理組合というのがやっぱり増えてくる、新しいところは当然、盾に取って。今までは町会の皆さんが、平屋だったところがマンションになるんで、地権者の方がそのままマンションにお住まいなんで理事会もそこでうまく機能して、あうんの呼吸でできていたけれども、建て直しになったり、大規模開発になったり、大手デベロッパーが来ると、町会費も払っていない—まあ、町会費は払わないか。払わないところ、こことコミュニティを町会側はいろんな敬老のときだとか、子どもの入学だとか、いろんなところで、お祭りだとかアプローチはかけても、いや、いいですと断絶されちゃったところに、税金を区のほうで、片方で投入すると。もちろんマンションにお住まいの方も住民税を払っていただいているんで、権利はあると。だけれども、コミュニティのところで変にうまく融合できない課題というのは、これ大きな課題になっていると思うんですよ。

ここは、やっぱり何らか方針を住宅の面だけじゃなくて、コミュニティのところとか、千代田区ってどんなまちにしていくのと。もっと、繰り返しになるけど、やっぱりこれ以上人口が増えるんだったら、8万都市になるんだったら、マンションと町会の関係をどうするのか、やっぱりここを課題として行政のほうとか、あるいはまちみらいのほうも、行政がつくった認識の下、まちみらいに動いてもらうような形にしないとおかしくなってしまうと思うんですよ。ここはどうなんだろう。何か分野別計画で課題解決ができるものなんでしょうかね。区としてはすごく大変。まあ、ごみも含めて、ごみも町会でごみ集

積所をやっていたけど、マンションは独立して自分たちでごみのをやっていると。だったら、町会に何をお願いするのという形で、たまに管理費から町会費をどうするという議論になったとき、僕も相談を受けたりするんで、とにかく面でやったほうが良好な住環境になるんじゃないですかといっても、やっぱりそこはかなり苦しい話になってくると。抜けているところも十分やってくれているじゃないかという話になったとき、要は町会費から、町会から抜けている、町会員になっていないところから、と、町会員になっているマンション管理組合、こことの違いというのかな、区別なり、融合なりというのを、どういう計画、どういう構想、どういう方針の下で考えていくのか。これが大きな令和4年度決算が終わったときに考えるべき課題なのかなと。

実際、企画課がやった基本構想をつくるときも、それと似た話はかなり出てきていたんですよね。町会に入らなくてもいいじゃないですかと、マンション内のコミュニティだけで十分じゃないですかと、むしろマンション住民が多いんだから、そっちに重点を押ししてくださいよという区民の方もおられた。で、意識の差というのはかなり違ってくるんです。で、部長が答えるのも苦しいのかもしれないけど、やっぱりこれ全庁的にちょっと真剣に考えないと、町会と同じ扱いを管理組合がするんだとすると、面のコミュニティというのはかなり苦しくなってしまうんですけども、強制はできないわけですよね、最高裁判所で判例が出て、町会費を払ってくださいというの。片や、先ほど、繰り返しになりますけど、納税されている方々ですから、何の方針を、どういうふうにやろうか考えておられるのかお答えください。

○嶋崎分科会長 ちょっといい。やり取りを聞いていて、先ほど部長から地域振興部の話が出ましたよね。当然、町会は地域振興部の範疇になるわけだから、そういう意味では、部長が答弁できるところと、それから地域振興部が入らなければ、これは全く答弁できないところが多分あると思うんで、そこをすみ分けて今日のところは言っていないと、もしそれ以上であれば、これは総括になりますから、これ以上やっても多分同じ繰り返しになってしまうので。

○林委員 大きな方針になっちゃう。

○嶋崎分科会長 それは、だから指摘をするんだったら指摘をする、それで答弁あるとすれば、さっき僕が、さっきの答弁で十分だと思っているんだけど、それ以上求めるのであれば、ちょっと休憩して相談しなくちゃいけないんで、そこはどうしますか。

休憩します。

午前11時18分休憩

午前11時24分再開

○嶋崎分科会長 それでは、分科会を再開します。

林委員の答弁から、課長かな、はい、担当課長、どうぞお願いします。

○緒方住宅課長 林委員から、今、管理組合が町会へ加入しているのかどうかというお問い合わせ、ご質問がございましたので、私のほうでご答弁させていただきます。

まちみらい千代田が5年に一度実施してございます分譲マンション実態調査の中で町会への加入が管理組合でやっているのかですとか、居住者が個人で加入しているかなどの調査してございますので、私ども区としても把握してございます。こちらにつきましては、なかなか管理組合で加入しているということも47.4%程度でございますので、引き

続き町会への加入については大きな課題だと思っております。また現在、この5年に一度の調査実施中でございますので、またこちらの結果が出次第、こちらの委員会でご報告したいと考えてございます。

○嶋崎分科会長 林委員。

○林委員 今、四十数%という話があったと、5年前のところ。要はマンションの491棟分のパーセンテージで何%というやり方もある。あとは、もう一つは住民構成、要は住んでいる方のうち何%の管理組合のマンションが、で、人だよ。分母が、だからそこで違ってきちゃう、491じゃなくて、住民数でやっていくというやり方もあると。やっぱり千代田区としては町会に対していろんな負荷をお願いもしている、防災のときもしている、で、町会は補助金も、かなりよその他の地方公共団体よりも多額の補助金を入れていると。

一つは、区としては町会の大切さを認識しているから、補助金を出すわけですよ。もう一方で、マンション住民のほうは、本当に地域とベタな付き合いを望んでいるかどうか。静かな住環境で、できるだけ人に会わないで、エレベーターが二つ、三つ、入り口が二つ、三つ、駐車場の入り口も複数あって、芸能人みたいな方に類するような、やっぱりそれなりの資産とかお仕事をやっている方は関わりたくない方も千代田区にお住まいに来ていただいていると。その方たちは、当然、住民税も多額に払っていただいているんですが、どっちを大切にするというのは難しいと思うんだけど、やっぱりここに来て491、要は建物の棟数だけをみらいプロジェクトでは管理組合のパーセンテージ、75%を目指す、と、修繕計画できているという形で、ここの棟数の分母というのと、もう一つが構成住民、ここのどれぐらいの人が住んでいて、住んでいる方の管理組合が町会に入っているという割合も一つ指標として出していただかないと判断材料ができなくなってしまうんじゃないかと。行き先が間違ってしまうんじゃないかと。

やっぱり、目標値というのはしっかり掲げないと、これは大変なことになってしまうので、ぜひ全庁的にエビデンス、指標があった上で、あとはパブリックコメントもそうですけれども、関わりたくない方の地域との、このご意見というのも実際どうなんだというのを吸収できるのは、僕らも一生懸命やるけど、僕らみたいな関係者とも関わりたくない方、政治の場面もあると、そうすると行政しかなくなってくるんですよ。ここはかなり仕事は大変でしょうけれども、実態把握していただくような方策を令和6年度に向けて、実態把握ですよ、取ってもらって、判断材料、指標、目的地はどこなんだと、どれぐらいマンションに公金、税金をつぎ込んだらいいのかという判断材料を僕らにも示してもらいたいし、区民の方々もここまでだったらいいよねという確認の指標というのは大事だと思うんで、取組ですよ、令和6年度、今の実態調査の、途中で変更できるかどうかも分からないけれども、追加で、項目の、そこについてはどういうふうに認識され、令和6年度に向けて、以降に向けてですよ、の考え方、方針でも計画でも何でもいいんで、やらなくてはいけないという課題認識をまちづくり部としては持っておられるかどうか。行政としてはあるというのは、僕がずっと言っているんだけど、行政としても必要性を感じているかお答えください。

○嶋崎分科会長 最後、部長が答弁してください。

担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 今、林委員からご指摘を受けました。先ほどマンション施策について、我々がかじを取る、まちみらいは船をこぐというようなイメージの中で役割分担をしていたところでございますけれども、やはり実態調査、その考え方、施策に向けたターゲット感、そういったものを我々がしっかり持って、適切な調査の下に今後の施策を展開していくための方針、我々としては住宅基本計画になると思っておりますけれども、そういった中で、しっかりお示しをします。

それから、先ほど来ご指摘のコミュニティ全般にかかることにつきましては、基本構想の下に、地域振興部としっかり役割分担、協調して取り組みながら、防災も含めて全庁的な連携の下に、区政の重要課題ということで、我々の部としてもしっかり共有を図っていききたいというふうに思います。

○嶋崎分科会長 はい。

関連。

○春山委員 関連。

○嶋崎分科会長 関連、はい。春山委員。

○春山委員 2点お伺いしたいです。このマンション管理適正化の推進の周知はどのようにされていて、どのようにこのパブリックコメントなりにご意見を頂けるように、の体制をつくっているのかが1点。

2点目が、区として、この491棟というマンションのうち、高経年しているものに対して耐震補強が必ず必要、もしくは建物更新をもうする時期にあるもの、建て替え協議のサポートをしていく必要があると、そういったものを分類、分析されているのか。単純に受け身でメニューを、ご相談に来たところに対してメニューを提示しているのか、それとも全体として、このマンション管理の適正化は今後の建て替え協議に向けても必要というふうに書かれていますけれども、そのマル、バツ、三角みたいな建物なり管理の状況について、どういうふうに分析し、もしくは区として積極的に何らかのメニューに当てはまるように推進していくようなことを考えられているのか。

○嶋崎分科会長 その2点。

○春山委員 それをお伺いしたいと。

○嶋崎分科会長 はい、はい。はい、どうぞ。

○緒方住宅課長 春山委員の2点のご質問のうち一つ目の周知についてでございます。先ほど申し上げたように、昨年12月に制度が確定して、このチラシを。

○嶋崎分科会長 さっきのね。

○緒方住宅課長 中心に配布ですとか、あと、まちみらい千代田の中で勉強会ですとか、あと、日々、2か月に1回、管理組合の皆様集まっている会合がございますので、そういったところに出席された方々に周知ですとか、今まで努めてきているところがございます。先ほど申し上げたとおり、相談も今20件ほど来ていると聞いてございますので、とにかく相談に来てほしいというのは折に触れて言っております。その、結局、1万8,000円もらって、認定の申請まで行かなくてもいい、もうセルフチェックの一つになってもいいので、ぜひ相談だけしてほしいというような形で積極的に機会を捉えて周知しているところでございます。

で、高経年の耐震、耐震。

○嶋崎分科会長 耐震、耐震環境はそっち、はい。

指導課長。

○武建築指導課長 耐震化のマンション管理組合に対して、490棟ある中で、今、私どもで把握しているのは60棟ぐらいが旧耐震ということで把握しているんですが、こちらに関しては、なかなかまた、耐震化の診断の必要性とか、なかなか分かりづらいことがありますので、東京都と連携しまして、令和3年からは耐震化通信という形で耐震診断の必要性とか、それを行うにはどうやったほうがいいかという形の通信を今まで7号を発行しております。そういった形でちょっとご案内して、ちょっと耐震診断、耐震改修が進む手続等を分かりやすくした資料を送りまして、ちょっと普及に努めているというところでございます。

○嶋崎分科会長 春山委員。

○春山委員 ご質問したいのは、その耐震の相談とマンション管理の適正化に向けた相談と、あとは建て替えのアドバイザーみたいなのを派遣されるような制度があったと思うんですけど、それをワンストップで窓口化されているのか、それともばらばらなのか、どちらですか。

○緒方住宅課長 今ご質問いただいたメニューにつきましては、まちみらい千代田で受けておりますので、もちろんまちみらい千代田の、まさに意義がワンストップで住宅に関する相談を受けるといことがございますので、包括して質問は、相談は受けているところでございます。

○春山委員 この住宅基本計画の推進という中に、良質な住宅及び良好な住環境を進めていくというふうにあるんですけども、住環境という言葉が今回策定された地区計画の中にも、地区計画の見直しの方針に機能の量だけじゃなくて、住環境の向上を目指していくというふうに掲げられています。いろんなところ、住環境、住環境という言葉が散見するんですけども、この基本計画の内容の中に、安全性、多様性、社会性、快適性、持続可能性、これ、住環境指標から取られているんだと思うんですが、この5項目について向上していくというふうに掲げられています。他方、これも、もう随分前に策定されたものだと思うんですけども、都市居住再生促進事業であるとか、何でしたっけ、すみません、まあ、幾つかの区画を合わせたコーポラティブな住宅を造っていくところの中にオープン、ここ、良質のオープンスペースを造っていくことに対しての助成というふうに認識しているんですが、区として、このオープンスペースなり、この住環境の質の向上のときに関わる、住環境って住宅以外のことを指すのが住環境だと思うんですけども、その住環境というのをどういうふうに捉えていくのか。これ、前々回の代表質問でもさせていただいたんですけど、今後の施策として491棟のマンションで9割の方々がマンションに居住している中、分譲マンションで、で、敷地権になっているので、自分たちのお庭じゃないわけですよ。そういう本当に緑だとかお庭とかない環境で住んでいる人たちが9割いるという、この千代田区の特性において、オープンスペースなり住環境の、この外部空間というのがすごく重要な要素になってくると思うんですけども、ここに対しての今後の施策はどのようにお考えでしょうか。（発言する者あり）

○印出井環境まちづくり部長 あの、今、目と事業レベルでご審議いただいている中で、マンション管理適正化の推進から、それから、要は横断的な形の問題提起を頂いたのかな

というふうに思っています。それぞれの施策の取組ですとか、あるいはまちづくり、都市計画手法や総合設計手法を取るもの、それから別途、この適正化事業とは別に実施している住環境整備要綱の運用と、そういった中で、今ご指摘のとおり、既に第3次住宅基本計画の際から、我々としては住宅の数ではなくて質の向上というような形でかじを切っております。それで、先ほどご指摘いただいたような切り口で住環境の向上を図っていくというふうに考えてございます。

もちろん、部門別計画としてのマンション管理適正化推進計画、これは住宅基本計画の中に包含される計画としてイメージしておりますが、そういったところにも、今ご指摘のあったような内容、多分、安全・安心を基本としたものになってくると思いますけれども、お示しをし、それでマンション管理の適正化の周辺にある住宅基本計画全体の中では、まさに新たな、例えば環境性能とかも含めて住環境の向上についてはしっかり書き込んでいき、体系的に施策をお示していくということになるかと思えます。そこで、都市計画手法とか総合設計等との具体的な関係性まで、ちょっとどこまでお示しできるのか、その辺については少し研究をさせていただければと思います。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○春山委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかにこのマンション管理の適正化の推進はありますか。終了していいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。じゃあ、ここは終了して、ほかのところ、どうぞ。

○はやお委員 どこになるのかなと思うんですけど、公共住宅の管理運営になるのか、地下鉄の永田町との地下連絡通路について質問したいと思います。質疑、質問。

○嶋崎分科会長 それは、項目としては永田町の件ね。

○はやお委員 永田町の件です、はい。

○嶋崎分科会長 具体、永田町の件なんだけど、これは公共住宅の管理のところに入るのかい。（発言する者あり）

○緒方住宅課長 住宅建設費、232ページの四番町のところ。

○嶋崎分科会長 232ページ。

○はやお委員 四番町。（発言する者あり）

○嶋崎分科会長 232ページの四番町の公共施設の整備から飛ぶの。

○はやお委員 四番町は四番町でしょ。

○緒方住宅課長 予算はないですけども、ここに向かって仮設住宅も造る。

○嶋崎分科会長 うん。まあ、それは分かるよ。それは分かるけれども。

○はやお委員 平河町のやつ。

○嶋崎分科会長 平河町。平河町のことだから。

○はやお委員 四番町はちょっと違う。いや、そこだと言えば、そこで質問します。どこでもいいです。

○嶋崎分科会長 ちょっと、ちょっと休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開



○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

はやお委員の質疑からお願いします。

○はやお委員 区立の麹町仮住宅ということで新築工事を行ってきた。そして、永田町駅との地下鉄連絡ということであったんですが、ただいま確認をいたしますが、この支出済額というのはあったのかどうか、なければなかったということでお答えいただきたい。

○緒方住宅課長 支出はございませんでした。

○はやお委員 さっさと行きますね。結局このところについて、議事録を私、読み込んで、その確認をしながらの質問になりますので、もし、例えば私が抜粋した議事録について違いがあるんだったら、質問した一問一答の中でご指摘ください。

まず、平成30年10月30日に都市基盤整備特別委員会がありまして、そこで初めて平成29年8月24日、区長宛てに「永田町駅4番出口安全およびバリアフリーに関する要望」というものが出たと。そして、このところで重要なところは、当初はこの地下構造物、当初計画では3メートル程度ということだったんですけども、10メートルにする必要があったということです。ここが大きく変わる。まあ、大体3メートルというと地下1階で、6メートルというのは地下2階ぐらい、つまり大体、地下1階に対するあれとなると、地上の大体2倍から3倍の建築費がかかるということですから、このところをもう一度。この住宅側で幾らかかって、幾らかかったのか、これはもう実績として分かる。今後、連絡通路については幾らかかるふうに試算しているのか、お答えいただきたい。

○緒方住宅課長 現在いろいろな高騰していると思います。当時、地下も含めて15億程度というふうに答弁しているところでございます。

○はやお委員 えーと。

○嶋崎分科会長 15。

○はやお委員 住宅側のほう。

○緒方住宅課長 住宅側から、はい。

○はやお委員 は、15億かかった。

○緒方住宅課長 すみません、住宅側は5億でございます。失礼しました。

○はやお委員 5億。それで、あと連絡通路のほうは。

○緒方住宅課長 も含めて15億程度かかるのではないかとという答弁を。

○はやお委員 ということは10億と。

○嶋崎分科会長 全てで10億。

○緒方住宅課長 全てで、はい。

○はやお委員 全てで15億。

○緒方住宅課長 はい。

○嶋崎分科会長 住宅側で5億。

○緒方住宅課長 5億。

○嶋崎分科会長 全てで15億。

○緒方住宅課長 はい。

○嶋崎分科会長 だそうです。

○はやお委員 全てで10億。

○嶋崎分科会長 15億。

○はやお委員 15億ね、はい、分かりました。分科会長。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○はやお委員 ということは、5億かかって、そして連絡通路が10億ぐらいかかるということですよ。そして、まあ、そのときにいろいろ様々な方が確認をしております。この、まず工事について、あのとき連絡通路が5億というような説明だったんですね。5億の追加工事は東京メトロの交渉をこれからする中で、受益者負担は東京メトロ、最初から区が5億円払います、出口は案分でやりますと誰が決めたのか、こういう話まで出ています。実は私が言ったんです。それで、地元の町会から要望を前提としつつ、区として、総合的に判断をした、税金の重さを十分に認識しながら行政運営に当たっていくという答弁をされたわけです。

そして、今度は、令和、どんどん言いますけど、令和、ごめんなさい、令和元年の8月26日の企画総務委員会、ここでは「麹町住宅の地下部分の工事費は、区が全額払う形になっているが、それについては東京メトロのほうの負担を求めたい」と。逆に貝坂通りの下の工事については云々かんぬんということだったんですね。それで、また令和2年3月6日開催された予算特別委員会におきましては、このように言っているんですね。「地下において専門的には分からないが、既存不適格という状況が発生していることはあるか」との問いに対し、東京メトロ永田町駅に関しては、「東京都の扱いの建築物になるが、仄聞するところによると、法律が変わっており、既存不適格の部分があると聞いている」との答弁があった。つまり、まだそのところですねと。あと、様々な協議が延びていたのは、私はね、前提として使うなら造るべきだと思っている側なんです。あと、お金の負担のところはしっかりと交渉しなさいということではなくて、というふうにお聞きください。これ、止めようとか〇〇しようとかということではなくて、それを早く、もう明らかにしていきながら、どういうふうにやっていくのか。僕は違和感、非常にあるのは、逆に住宅課長がずっと、その議事録を見ていると、答えていること自体が僕は、私はあり得ないと思っているんです。でも、まあ、取りあえず今の切り口としてはそういうことです。

そして、結局は、いろいろ、様々なありました。オリンピックがいろいろ重なっているから云々かんぬんという理由と、そしてコロナになったという云々かんぬんありまして、そういう話の中でも令和2年11月24日の、これは重要な企画総務委員会でのやり取りがあるんです。そこがはっきり明確に分かっていないのが、まあ、こういうことです。ある委員がこう言ったんですね。「この間、東京メトロ本社に行ってきたが」、そのある委員が行ってきたらしいんですね。そこで「東京メトロはこう言っていた。『これは千代田区の事業です。一般的な考え方として、千代田区からの請願工事です。請願工事は請願者が工事費を負担するというのが東京メトロの一般的な考え方です。区からお願いをして始めた工事、だから、区が負担するのが一般的な考え方です』というふうに言っていましたよ」というふうに言っているんですね。つまり、そのやり取りをしながら、やっぱり、また曖昧になるんです。

だから平たく言うと、またここで彼らが言っているのは、区が全額負担すると言ったら、東京メトロ側は「何か問題ありますか」とまで言ったんです。それで、また答弁を求めて、まあ、苦しいです。僕は住宅課長たちがもう苦しんでいるのをよく分かっているんです。というのは、そのときには運営側にもいましたし、だから、この辺は非常に慎重にやろう

ね、ナイーブだから、センシティブだからやっていこうねとあって、どっちかといったら少し抑えていた側の一人であることだというふうにも理解していた。そしたら、この答弁に対しては、「では、コロナ前、いわゆる地下鉄の受け口工事、これは東京メトロが負担しますと。もしくは、少しでも負担しますという合意はできたのか」という質問に対して、「そちらについては、協議事項なので、申し訳ございませんが、詳細については述べる事ができません」、もう常に苦しい答弁ばかり、僕もさせていたことが申し訳ないと思っているんです。こういう答弁をしていただいて、ここで改めて質問いたします。この質問の内容について、結局は請願者、つまりこれをやってくれと言った側がお金を払うんだよと言っているんだけど、協議しますと言いながら、これ、きちっとちゃんと質疑を受けて、私が言ったんですけど、東京メトロとの協議の経緯・経過を含め報告してほしいという話をしたんですけども、私も様々なことでそのところについてはチェックする立場になくなったと。そこで、この質問の内容でメトロとはどういう確認をし、どういう話があったのか、いや、全くしていないのか、こういう話をしましたけれども、全くそうは答えておりませんというのなら区の見解を、聞いた確認を、事実をお答えいただきたい。

○緒方住宅課長 ただいまご質問いただきました、永田町駅地下通路の関係でございます。まず、既存不適格という点につきましては、建築物だとそうなるので、今、方向性としては工作物というふうに考えておりますので、この法のところの問題はクリアできるのかなと思っています。また、請願工事という点では、確かに請願工事、お願いしますという工事は、100%お願いした側がやるというふうに聞いてございますけれども、今般の事業につきましては、区もお願いするという点はありますけれども、一方で、やはり地下鉄の地下通路の、もうかなり危険性が高い状態であること、あと、エレベーターがないということでバリアフリーという点からも、請願工事ではなくて、メトロにもメリットがある工事ではないかというところで、今、タフな交渉を続けているところでございます。

で、ご報告のことでございますけども、令和3年3月29日付で東京地下鉄と「永田町駅利用環境改善への取組に関する確認事項及び今後の協議事項の確認について」という文書を取り交わしたということ、令和3年5月17日に常任委員会で報告しております。主な内容としましては、引き続き協議を進めますということと、設置ですとか維持管理の費用負担などについても引き続き協議しましょうという、そういうことを書いた文書を取り交わしたことを報告してございます。ご報告しているとおり、コロナ禍で東京地下鉄の収入が激減している中で、こういった新しい、新規事業を全てストップしているという背景の中で協議するというには、かなりタフな交渉になっておりますけども、引き続き私も協議を進めているところでございます。

○はやお委員 結局ね、また後で確認しますけど、それも当然、確認をしたのは知っています。その前に、そのときの途中のときに、本当は経緯・経過の表を頂きたいというつもりでいたんですけども、またあえてそれをやって、作業をやってもね、生産性がないと思って私が自分で議事録を読み上げて、で、おかしければそれを言ってくださいということにしました。違ったら違ったらで言っていただいていた方がいいんで、建設的に前向きにやりたいんです。

で、令和2年、実を言うと、その前に令和2年12月25日の開催された企画総務委員会、このときに、このようなやり取りが、結局は文書を交わしますよと、こう言ったわ

けですよ。そのときに、どういう文書を取り交わすのかという問いに対して、区からはこうやって答えているんです。「通常、東京メトロ、こうした工事をする際に行うのが基本協定、その後、施工協定、そちらの工事が終われば、維持管理協定という三つの協定書を結ぶのが通常です」という。つまり何かと云ったら、この三つの協定書、どういうものをやるんだ。こういうものを一つ一つ積み上げていかなきゃいけないんじゃないかという質問があったわけです。それに対して答えたのが、前任の住宅課長はこう答えているんです。結局はこのところ、いつ頃文書を取り交わす予定にしたのかということで、このところについての、こういうふうに話をしているにもかかわらず、今後については、最後、この文書を取り交わす、まあ、その、ごめんなさいね、企画総務委員会でこう答えているんですね、答弁されているんですね。「いつ頃文書の取り交わしをする予定か」、つまりこの三つの協定書に対してなんですよ。「年度内に、令和2年度末には文書の取り交わしをしたいと思っています」と答えているんです。つまり、当然ですよ、スタートしているのが、これは何年からと云ったら、平成29年から行っているわけですから、そうすると、今はもう現実5年たっちゃっているわけです。それで、協議、協議といっても、もう少しはっきりとしたリアリティーを持って進めなくちゃいけないという立場なんですよ。で、それもいろいろ分かったから、この時点では黙っていましたよ。でも、まだ今日に至ってどうかはまた後で確認しますが、これを、この文書を作ると云ったんですけど、この年度内というのは行ったのか、この文書については作ったのかどうか、お答えください。

○緒方住宅課長 その課長が答弁した年度内には作成できてございません。

○はやお委員 まあ、それでね、失敗だったと思うのもよく理解しているんですよ。でも、結局は委員会で答弁したことについては、できなかつたらできなかつたということもきちっと報告するべきだと思っているんです。で、このときになぜかといったら、私が委員長をやっているときの、もう12月25日に突っ込んでまで確認しているわけですよ。で、相手もしているわけです。で、ぎりぎりのところでやっているわけです。そういう答弁を頂きながら、じゃあ、先ほどの話になりますけれども、それで出た確認書というのが先ほどの令和3年3月29日のものなのか、どうなのか。結局は確かに年度内にやっているわけですよ。令和3年ということは令和2年度なんですよ。そこでこの文書を交わしたのか。で、その交わした内容についてもう一度確認したいと思います。

○緒方住宅課長 そうですね、令和2年の3月などにはまだ合意形成中だとかいうお答えをしております、一旦、メトロさんとある程度まで達したところにコロナ禍ということで先が見えない状態に入りましたので、その取り交わすところの直前まで行ったところが断念しまして、3月29日で引き続き検討を、協議を続けるという、その確認の書面という、ちょっとレベルが一段ちょっと下がったようなものになってしまったというのが、まさに何の偽りもない現実です。本当にコロナ禍がなければ、もう一歩進んだ文書が取り交わされたのかなと考えておりますけれども、現時点では引き続き協議という文書に到達したということは最新の到達地点でございます。

○はやお委員 まあ、つまりそうですよ。で、結局、先ほど、この文書だと思います。これ、もうちゃんとでネットで確認しました。千代田区の説明によりますと、令和3年3月29日付、千環住宅第789号というものをそちらのほうに、千代田区長、樋口高顕が

東京地下、ごめんなさい、東京地下鉄株式会社代表取締役、山村、これは明義さんというのかな、宛てに文書を出したと。内容は、永田町駅利用環境改善への取組に関する確認事項及び今後の協議事項の確認についてという依頼文。で、これは今まで分かってきたこと、これが文書を交わすという内容じゃないんだ。改めてこれができる、これができる、下手すると、この読み取りによっては請願者になってしまうぐらいの文書なんですよ。それはどういうふう読んで、こういう文書を出そうとしたのか。そして、もう一つは、ここの文書、普通おかしいのは、3月29日付でこの文書を出したにもかかわらず、回答の收受印というのですか、区が受けたのが3月29日なんですよ。同日なんですよ。普通あり得ない。文書を出したら、せめて一日ぐらい置いてくださいよ、言い訳するにしても。そのところで渡したら、すぐ返してくるって、文書返ってくるなんていうのはね、何にも検討してないってことじゃないですか。それは今までのことが整理されているからということなのかもしれない。けども、こんな当たり前なことを確認するぐらいだったら、こんな文書は要らないんですよ。そのところはどうか。

○緒方住宅課長 3月29日同日付だということにつきましては、おっしゃるとおり、もう既にいろいろな話を継続して、協議していたところ、ある程度のレベルの文書を出せるのではないかとこのレベルまで到達していたんですけども、メトロ側のほうで4月27日になりますけれども、令和2年の4月27日になりますけれども、やはりもうコロナ禍でメトロ社の会社内の新規計画事業が事実上凍結になったという情報が入っておりますので、民間企業さんがそういった状態であるところに区がどう迫っても文書にできないものはできないということの中で、とはいえ、何か文書を交わしていないと、言った、言わないで後々、私たちも税金を頂いて業務している以上、何かしらの文書は取り交わしたいということの到達点で、この3月29日、それまでのやり取りを全部踏まえた上で、このレベルだったら文書化できるのではないかとこの到達点で出た文書は今お手持ちのものでございます。

○はやお委員 あの、そうだと思います。もうぎりぎりのことをやっているんだろうとは思いますが。けど、表面から見たら、結局は5億も6億も地下掘って、それで、あのときは、住宅側のほうでは違法状態であるかもしれないとまで住民監査請求を通して出てきて、慌てて我々のほうからも追加で議案を通したわけです。だから、それを進めろよということやってきているわけですよ。それでいながら、5年も塩漬けしていた、工事が終わったのはいつだったかね、あの住宅のほうの、地下までやったのはね。まあ、あのときは一生懸命、加島部長がご答弁していたような思いがあるので、僕は、あのときは保科さんが部長、環まちの部長で、ふざけるなど、こんなのは受益者負担がしっかりとやるべきだと。

だって、この安全性についてだって、何かといったら、繰り返しになりますけれども、あそこにはできた、これがいけないということじゃないですよ。森タワーができて、それで、やっぱり人が多くなった。だから、環境アセスメントの調べ方がどうだったのか、そこまで言いましたよ。で、そうは言いながらも、今現実、この状況で繰り返すことはできないから、たしか実態調査もしてくれていたと思うんですけど、この辺のところについて、今、どういう状況で調べているのか、調べていないのかお答えいただきたい。

○緒方住宅課長 （482文字削除）

○印出井環境まちづくり部長 委員長、よろしいですか。

○嶋崎分科会長 はい、部長。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっと、ただいま住宅課長から割と計画について詳しく申し上げたんですけれども、何というんですか、個別の、あ、そうか、休憩を取ってもらったほうが。

○嶋崎分科会長 休憩を取ります。

午後0時01分休憩

午後0時02分再開

○嶋崎分科会長 それでは、再開をいたします。

もう一度、住宅課長の答弁から入ります。

○緒方住宅課長 すみません、先ほどの答弁、訂正させていただきまして、調査はやっていないところでございます。

○嶋崎分科会長 はい。

○はやお委員 まあ、私はもうここまで来たらきちっとやるべきなのかなとは思っています。それは地域事情を知らないから、やっぱりその地域のことについては、やっぱり地元議員の方だとか地域の方の声を聞かなくちゃいけないと思っていますけれども、まず、結局は何かというと、ここのところについて、間違いなく何のためにやるかといったら、確かにこの有楽町の永田町4番出口の混雑を緩和するとともにバリアフリーの経路を確保することで、駅、利用者及び周辺住民等のさらなる安全性及び利便性の向上を図るのが目的だったわけです。それもそうだろうなと。やっぱり基礎的自治体としても、その公共性ということは理解しつつ、じゃあ、一方では何かといったらば、あれのほうの、あちらの仮住宅と言っちゃって、今は何て言っているの、麴町住宅でいいの、仮住宅、仮がまだついている、もうなくなったの。

○緒方住宅課長 まだ、まだ、仮、ついている。

○はやお委員 まだ仮なの。ずっと仮なのね。

○緒方住宅課長 四番町が竣工したら。

○はやお委員 竣工したら、それがあれで、今、仮麴町住宅ということでなっていて、そのときについては、当初、こういうことなんですよ、当初の設計は高齢者や障害者のための送迎などに利用する車両の駐車スペースなどの十分なスペースを取ることができることで考えていたわけ。つまり、そこのお住まいのことを考えた場合、あそこのターンテーブルなりなんなりして、それで外付のサービスとよく言われている、介護のサービスを外に行ってもらうために、いかにあそこのお住まいのためにやるか。そこを、両てんびんをもう一回図らなくちゃいけないんじゃないかと思うんですね。それでも僕はやる必要がある。何か5億もかけちゃってやったところに、それを意地になることもないんだけど、きちっとした、その、何ですかね、動態の、動きの流動をしっかりと確認をした上で、どういうふうにやっていくのか、そして、ここのところについてはもう、ここは、そのメリット、デメリット、その混雑度の実態調査をして、そして判断をしていかななくちゃいけないところに来ていると思っています。

それで、何を一番言いたいかといったら、もう、これ、政治的判断なんです。政治が判断しなくちゃいけないんです。何かといったらば、幾ら待っていたって、僕はメトロのほうはお金のことについて渋るに決まっているんですよ。お金がないんですから。でも、

ここまでやったんですよ。でも、これも何が問題かといったら、確かに地域の問題がありましたよ。その当時の町会長が、先ほども話しましたとおり、石川区長のところに行かれて、メモ程度なものを依頼書として扱ったわけですよ。それで、それができるのか、できないのかということの検討もせず、いきなり、その基盤整備のところでの話が来て、どういふふうになってきているのか、こういうふうなたがが違って来たところって、そこを猛省してもらう必要もある。そして、ここのところについては、そうは言いながらも、政治はリアリティーを持ってやるといったら、現実、今どうなんだという中での判断もしなくちゃいけない。そうしたら、どういうふうにするかということなんですよ。いつまでたっても、道路公園課の答弁もない、どういうふうにするかの設計図もない。別にずっとね、前の担当の、ここにももう一人、住宅にいた人もいるけれどもさ、みんなずっと、これは困っていた案件だと思いますよ。そこのところをどうするかは、これはやっぱり理事者たちが、理事者、ごめん、部長がね、やっぱりきちっと特別職にも話して、これどうやって覚悟を持って議会に説明し、そしてやっていくかという覚悟の問題なんですよ。こんなことを中途半端にずっとやっていたって何の意味もない。でも、そこには、やはり貴重な税金を使いますから、根拠になるエビデンスをしっかりとつくっていただいた上でやっていていただきたい。この辺について、どうあれなのか。僕はね、この内容については短くても、やはり首長並びに特別職がどう考えているのか、そのところについて、僕は迫る必要があると思っている事案だと思っています。この内容を詳細ということよりも、どうやって政治的判断をしていくのか、そこをしっかりとやっていかなかったら何一つ進まない。お答えいただきたい。

○印出井環境まちづくり部長 今、はやお委員からご指摘いただきました。この課題、問題が顕在してから数年を経過しているというような状況、ご指摘のとおりでございます。コロナ禍、コロナ禍ということで我々のほうもメトロの経営状況等を踏まえたご説明をしてみましたが、それも大分改善されて、日常生活が正常化されてきていると。一方で、逆にコロナ禍を通じてリモートワーク等が普及してきているという状況も踏まえる中で、我々としては、これまでの状況を一旦、もう一回仕切り直す意味で、課長を中心に実務的に今まで協議を開催し、昨年後半には再度協議を開始をしたところでございます。周辺のまちの動向もあるというようなお話も一方であるんですけども、やはりもう一段、少し交渉のレベルを上げて、今後、私も交渉の場に出向いて、状況について、公共性も含めて共有をしながら、この協議、交渉を一段進めるように努めてまいりたいというふうにございます。その経緯・経過については、ご指摘いただきましたように、我々の、私の上長である副区長や区長にもお伝えしながら、もう少しリアリティーの持った形でご説明できるようなことに向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○はやお委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。じゃあ、ここのところでまだありますか。

はい、岩田委員、どこ。今のところ。

○岩田委員 2番と3番にまたがるような感じのところ。

○嶋崎分科会長 2番、地域別のまちづくりと、九段下のまちづくり。

○岩田委員 えっ。

○嶋崎分科会長 あ、ごめん、ごめん、ごめん。

○岩田委員 いやいや、借上型区民住宅制度の終了と居住安定支援家賃助成。

○嶋崎分科会長 はい、はい、はい。

○岩田委員 はい、分科会長。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○岩田委員 ちょっとまたがる場所とか、例えば家賃助成にしても、その住宅のこの助成についても、住んでいる人に助成をするわけですけども、それって、その助成を受けた人は、当然、その分については課税されるわけですよ。

○緒方住宅課長 岩田委員ご質問のとおり、例えば借り上げですと、助成金が雑収入になりますので、確定申告をお願いしているところでございます。

○岩田委員 それを、直接オーナーに、何というんですか、支給とか助成をするような感じにすれば、例えばその居住安定支援家賃助成の目的のところにあるような居住安定を支援し、福祉の向上を図るという目的を、まさに実現できるんじゃないかなと思うんですけども、これは、やはり課税庁としてもそれはできないということなんでしょうか。

○緒方住宅課長 ちょっと、まず借上型と居住安定と目的が違う事業でございまして、ちょっと分けてご説明させていただきます。

まず、借上型区民住宅制度につきましては、ご案内のとおり、20年間でこの制度を終了します。その際に、その20年間はもう部屋が空室であろうと何だろうとオーナーさんに助成をしてきました。そして、それが終了する際に、皆さん、一括の退去一時金を受け取るのか、それとも借り上げでなくて一般民間住宅になっても住み続けられると、きっと家賃が急に負担が大きくなるので、その間、助成します、この一時金が助成、どっちを選びますかということで、助成を選ばれた方に10年間助成するという支援の目的が明確な、あれですね、まさに補正予算のときに現物支給か現金支給かという話がありましたけど、まさしくこれは支援の目的を明確にした現物支給の行政施策だと思っておりますので、ご本人が間違いなく家賃を支払ったという、その証明を見せてもらった上で支出している制度でございまして、これをオーナーにお渡しするというのは、ちょっと趣旨に反するのではないかと思います。

○岩田委員 じゃあ、そこではなく、じゃ、例えば、その3番、3番って、えーと、ごめんなさい、事務事業概要の224ページの3番の居住安定支援家賃助成についても、それはやはり、それを、何だ、利益を得、利益ということはないな、助成を受けているのが住んでいる方なので、それはオーナーに渡すんじゃなくて、やはり、その住んでいる方に課税をするというのが課税庁として適切ということでしょうか。

○緒方住宅課長 こちらもやはり高齢者などが建て替えなどで居住継続が困難になった方に対する時限の、そして明確に契約書ですとか見せていただいて、これも先ほど来言っているように、支援の目的が明確であるということを見せていただいた上の行政施策でございまして、こちらもそのご本人様、明確に家賃ですとか見せてもらったそれに対応した支給となりますので、オーナーに出すということはちょっと考えられない仕組みでございます。

○岩田委員 分かりました。結構です。

○嶋崎分科会長 いいの。



小枝委員。どこですか。

○小枝委員 同じ借上型区民住宅。

○嶋崎分科会長 左方。

○小枝委員 はい。2番の終了と、私は次のページの6番、次世代育成住宅助成のところとで伺います。

そうですね、この借上型住宅が20年たって経過措置も終わってなくなってきた。これは廃止をすることになってしまったわけですが、中堅所得者層というのが、今、千代田区は大体世帯収入でどのくらいの層というふうに考えていますか。それと、結局全体からすると、廃止された中堅所得者向け住宅の戸数というのが全体でどのくらいでしたかね。ちょっとそこ数字的なところをまずお答えをしておいてください。あ、ちょっと数字的なところをもう一個合わせて、住宅基本条例上あるいは計画上の概念としては、所得の25%以内に住宅居住費を抑えましょうという基準を千代田区は取っていたんですね。それはまだ考え方としては変わっていないですかと。

以上3点。

○緒方住宅課長 千代田区というよりも、すみません、全国年代別の平均で捉えて試算してございまして、30代が435万、40代が495万が年代別の年収として押さえてございます。そして、千代田区の家賃の目安としましては、やはり千代田区の2DKの築20年から30年の家賃相場18万とした場合に、大体今申し上げた30代が450万の収入の方が住むと、収入比がやっぱ48%となってしまって生活が大変厳しい状況であるというふうに捉えております。なので、ちょっとこちらの制度でございませぬが、次世代育成家賃助成を設計する際に、やはり千代田区で月18万になるような家賃に入る世帯は650万円以上となってしまいますので、今の家賃の助成制度は、4人家族でしたら1年目は月4万円助成とするので、家賃の実質負担が14万程度、収入費の37.3%となるので、適切な家賃負担額が12.5万円よりも月1.5万円までの負担が圧縮されて、そして2年以降は収入の増がご本人たちの中で見込まれるということ想定した上で、8年間の設計で毎年1割ずつ減額するというので、急激な負担増とならないように配慮して作成している制度でございませぬ。

○小枝委員 そうですか。計画をつくっているということで、数字的な根拠は割合ちゃんとはじき出しているんだと。18万円ですか、今、想定家賃。

○緒方住宅課長 はい。

○小枝委員 で、30代で430万、まあ、40代で495万というのは、これは国の数値なんですかね。事務事業概要231ページに、次世代育成の1年目から8年目までの2人家族から6人家族、4人家族から8人家族か、その家賃の増減というか、減っていくわけですが、そういう数字が出ております。6人家族だと1年目が8万円が8年目で2万4,000円になってしまう。新婚さんだったら、最初2万円が6,000円。これ本当はきっと家賃がもっと下がってくるだろうということを前提につくったものなんだろうというふうに思うんですね。それこそ私もみらいプロジェクトを持ってきましたけれども、確かに課題意識としてはすごくはっきりとあったんですね。都心ならではの流動的な住まい方が近隣との関係や地域のつながり、希薄な区民の増加の一因になっていると考えられると。そしてめざすべき10年後には、ライフスタイルやライフステージに応じた

住まいを選択しながら住み続けることができるまちになっていると。そして平成36年には、満足している人が75%になっていると。そういうある意味的確な課題意識の中で、項目別には子育て世代が安心して住み続けられる住環境の整備の住宅施策を展開するというのをやってきたというフロー、流れなんだろうと思うんです。割とすっきりしていると思います。今、それを振り返って、お急ぎでしょうからもう少しさらにはしょっていくと、実際は定住人口は3万5,000人から住民の頭数は増えたんだけど、仮に7万といたしますと倍増したんだけど、いわゆる定住、30年以上の住まいの人たちは減っていると思うんですね。10年以下の住まいの人が物すごく増えている。その辺の数字は把握していますか。もっと言えば1年未満とかね。その数字の見える化をしていらっしゃると思うので、一生懸命やってきたんだけど、どうだったんですか。

○緒方住宅課長 人口7万人弱になっている中で、1,000人当たりの年間の転出入者が238名ということで、区民の4人に1人が1年の間に入れ替わるという、815区市の中で最多、全国平均の4倍であるということは押さえてございます。

○小枝委員 長期の30年以上は。

○緒方住宅課長 30年以上は、すみません、手元にないです。

○小枝委員 そうですか。

○緒方住宅課長 すみません。

○嶋崎分科会長 答弁なし。

補足で、部長。

○印出井環境まちづくり部長 長期居住者については、我々のほうでデータで把握できるのは世論調査かなというふうに思っています。ご指摘のとおり、30年以上、あるいは生まれてからずっとという数字については、出っ張り引っ込みはありますけれども、30%台で推移している。一方で、人口を底を打って以降の中期居住者というのは令和2年以降増えているということなので、ある意味それ以降については、もちろん短期居住者が多いということは否定できませんけれども、そういった層の、一定層の継続的な居住ということについては改善が見られるのかなというふうに認識しております。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○小枝委員 なるほど。その辺は、今、何ですか、住宅基本計画の前の住宅白書か何かをまとめている、調査しているという段階。それとも、それをすっ飛ばして、計画化がもう来年には出てくるという、そういう日程感ですか。非常にそこが重要だと思うので。

○緒方住宅課長 住宅課としましては、昨年度、住宅現況基礎調査というのを実施しまして、今年度が住宅白書が策定年度、で、来年度が第4次住宅基本計画策定年度ということで取り組んでいるところでございます。

○小枝委員 なるほど。じゃあ白書が今年出てくるということで、先ほど朝からずっとお話しされているマンション居住であるとか、町会加入であるとか、非常に平成8年も平成25年もデータを、特に平成25年のデータは明確なものが出ていると思うんです。そのところからすると、同じ問題意識で数字は出てくると。数字は出てきますよということで、それはいつ頃出てきますか、白書上は。

○緒方住宅課長 今、鋭意取り組んでいるところでございますが、やはり年度末になってしまうことで……

○小枝委員 年度末ね。

○緒方住宅課長 はい。申し訳ございません。

○小枝委員 だから、その調査項目については一定まだ私たちその内容については見てもないと思うので、一定程度別のあれになりますけれども、どんな項目をどう調査をかけているのか、で、どんなものが年度末に仕上がってくるのかというのはお見せを頂くような場が……

○嶋崎分科会長 その辺は僕のほうで調整いたします。

○小枝委員 あつたらなというふうに思いますけれども、それは大丈夫ですか。

○嶋崎分科会長 今のところの資料がまだ我々が見ていないということもあるんで、そこは別途常任委員会のほうにご提供いただいて、資料提供をされる、情報提供を頂けるようなことになりますか。

○緒方住宅課長 現在、任意でお願いしているアンケートが戻ってきているところがございますので、一定まとまったところでお示しするようにいたしたいと思います。

○嶋崎分科会長 今日のところは分科会なんで、そのところは。

○小枝委員 はい、分かりました。

私の問題意識として申し上げたいところというのは、これはすみません、令和5年の予算のあらましではありますけれども、117ページのところに基金一覧があります。そこに117ページのところに、開発協力金、これが借上型区民住宅制度終了に伴う支援措置で約4,000万かかりましたと。これはもう令和4年で終わりですと。その下に次世代育成住宅助成というのが1億2,700万、この予算ベースで計上されていますということで、これを原資として使ってきましたよと。社会資本等整備基金の中のこの部分を使ってきましたよと。左側のページを見ていただくと、年度末の開発協力金というのが、もう当然減り続けているわけですが、元年度に98億だったのが、4年度で約80億と。で、その支出対象というのは、今、住宅を、何というか、それ自体を箱物自体を増やしていこうという流れにはなっていないので、良質なものを誘導していこうということはありませんけれども、基本的にそもそもは住宅を造る代わりに開発協力金を支払ってもらっていた。その積立てが今ここにあって、それが今はソフト的な対応として、コミュニティがここまでつながらなくなって、古くからの長期住民が住めなくなっているということにも、特に若い人たちに使っていこうという、今、組立てになっていると思うんですね。

そこからすると、事務事業概要の231ページのところの助成額なんですけれども、一番最初におっしゃった収入に対して48%であるとか38%であるとか、非常にもともとの家賃が高いことから負担に対して十分に対応できていない。また、かつてと違って年々若い人たちの給料が上がるという状況でもない。また、例えば地元の商売を引き継いだ方がお父さんお母さん、おじいちゃんおばあちゃんのご存命のうちは自分が住まうところがないから家賃を払って住まなきゃいけない。その家賃は今の不動産市場価格は全く安くなっていない。この現実的な状況に対して、つながるコミュニティをつくる上では焼け石に水、もちろんやらないよりうんとやってきてよかったと思うんですけども、十分な金額でもなかったと思うんですね。そこも効果検証というものが必要だと思うんですけども、今の財政状況から、根本的に今の不動産価格、家賃に合う、また中堅所得者層に対する支援が、この20年の借上型が廃止されたことによって、区は支出が減った。住民は

その層も非常に困窮世帯、中堅所得者の人も、もちろん区営住宅層の人も苦しい。100倍なんていう本会議でありましたよね。そういう状況になっていることを考えれば、もっとこの基金に積み上げられた原資を、今コミュニティが薄まって、次世代の人が住み続けられなくなっているところにしっかりと結果が伴うように引き当てていくということ、これ今、直近まず考えていただきたい。次の、何ですか、住宅基本計画ですか、来年できる。そこから動くのでは遅いと思うんですけど、直近では次年度予算に向けても考えなければならぬと思っていますし、そうした次の長期計画、分野別計画の中にも考えなきゃいけない。そういった問題意識は共有できますかというのが質問です。

○緒方住宅課長 ちょっと小枝委員の最初の発言の、借上型が今年度終了とおっしゃったんですけど、そこは訂正させていただきたくて、その住宅によって段階が経っていますので、最終終了は令和12年の……

○小枝委員 まだやっていると。

○緒方住宅課長 SHフラットという住宅が最後になりますので。

○小枝委員 ああ、そうですか。

○緒方住宅課長 ちょっと令和12年まではこのお金は使わせてもらうということを修正させていただきたいと思います。

つながるコミュニティということで、次世代育成家賃助成を助成しておりまして、毎年6月の更新時に現況調査というのを出示してもらっています。その際に、地域コミュニティにどういうことをやりましたかみたいなことを書いてもらっているんですけど、その際、本当に幅広く、町会の青年部をやりました。少年野球とかスポーツ団のコーチになりましたとか、社会福祉協議会のボランティア活動をしました。幼稚園、保育園、学校のPTAになりました。マンション管理組合の理事になりましたと。本当に皆さんこの制度を使って入られた方が幅広く地域コミュニティに資する活動をされているなということは、そういう現況調査で私どもは把握してございます。

一方で、確かに基準地価格もまた7月に4.4%上昇という数字も出ていますので、ますます高額所得者しか住めない区になりつつあるなというのは数字としても把握しているところでございますが、この次世代育成家賃助成、23区見渡しましても、既にもう異次元な家賃助成でございまして、いろんな条件がありますけども、子どもさんの数ですとか、最高ですとこの8年間で400万助成することになります。ここまでの助成をしている自治体は多分、日本中探してもなかなかないのではないかなというふうに認識してございます。

また、基金につきましても、先ほど来申した、もしマンションのそういう水準の底上げとかの新制度をつくるんでしたら、またこういう基金を活用する可能性もあります。基金の活用につきましても、まだいろんな方向性がこれから議会と共に議論していく必要があるかと思っておりますので、ちょっとこれがすぐに中堅所得層の原資として使えるかどうかというのは、また議会といろいろ議論しながら決めていきたいと思っておりますけれども、今後の第4次住宅基本計画の中で、そういった中堅所得層の今後の対応についてはもちろん議論していく必要があると思っております。問題意識のほうは受け止めさせていただきたいと思っておりますけども、ちょっと今すぐ何か施策ですとか、次世代育成家賃助成を増額するとか、ちょっとそういったお答えはできないことはご了承いただければと思います。

○小枝委員 10年目指してやってきた、歩んできた。市場の動向というのは10年前に分かっているわけじゃないので、生き物というか、こんなに家賃や不動産価格、固定資産税も含めて高い状況が継続するというふうには思っていなかったかもしれない。そういう中で借上型を廃止した。あ、先ほど答弁がなかった、借上型廃止、その数字は一応。

○嶋崎分科会長 えっ。

○小枝委員 一番最初の質問で何百戸減ったんでしたっけというのは、そこはちょっと答えておいていただきたい。

○嶋崎分科会長 終了年数じゃなくて。

○小枝委員 うん。何年に終了して、今まだ。

○嶋崎分科会長 ちょっとそこまででも答えてよ。

○小枝委員 百何十戸だったと思うのです。

○緒方住宅課長 戸数ですか。

○小枝委員 うん。何年で百何十戸。

○緒方住宅課長 すみません、ちょっと後で、すみません、ちょっと今手持ちになくて申し訳ないです。

○嶋崎分科会長 ない。

○緒方住宅課長 はい。

○嶋崎分科会長 手持ちなし。

小枝委員。

○小枝委員 20年で、私としてはやめてしまったこと自体も非常に悔やまれるなど。せっかく千代田区に造ったインフラだったので、少し継続をして住民に提供するようになってもいいんじゃないか。本会議質問でもありましたけれども、本当に今、もう何十年も、生まれてこの方70年とか、うんと住んでいる方でも、もう年を取って区営住宅を申し込むと10年申し込んで入れない。でも、去年来た人が入っちゃう。これは平等の原則だからしょうがないんだけど、本会議でどなたか言っていたとおりなんですね。区営住宅層も困難、もう100倍。で、いわゆる借上げ、中堅所得者層は全くもうどうにもならない状態になっているので、そこは一応問題意識を一つにどこか一致させていただいて、この10年間の歩みの検証がどうだったのか、住み続けてほしい、コミュニティの核をなす方々がどうだったのか、またどうすれば今のこの危機感の中で、やっぱり何というのか、新しい方がコミュニティに参加していただくためには、一定程度昔からいる方が文化の継承がされていたり、あるいは例えば民間のマンションの中を準公務員住宅として借り上げて、そうしたものを提供するであるとか、公共住宅も箱物を提供するということはできなくなってきているし、国交省もそれは嫌だと言っている、やらないと言っている。であれば、民間の住宅をそのために改めて造るんじゃなくて、今あるものの中から確保して供給していくというようなことが、また千代田区でも、もう全国で法が改正されてからかなり多様なやり方が出てきていますので、そこもぜひ住宅政策の中に加えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○緒方住宅課長 小枝委員の質問で、今後の中堅所得者層に向けての住宅対策ということかと思えます。こちらに向けましても、やはり第4次住宅基本計画策定に当たりまして、こういった課題もいろいろ議論していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお

願います。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっと訂正させていただいて、さっきちょっと間違っちゃった。

○嶋崎分科会長 はい。担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど長期居住者層、中期居住者層、短期居住者層、データをお示したときに、長期居住者層30%と言って、申し訳ありません。20%台で推移していたのが、最近は20%台を割るような状況になってきていると。短期居住者については、ご指摘のとおり5割を超える形で推移していると、直近で51.7%。一方で中期居住者、30年未満20年以上、10年以上20年未満というまさに人口の底を割ったときからの中期居住者については、令和2年から増加傾向で、今28.5%と。これは区民世論調査ですけれども、そういう状況になっています。さっきちょっと数字間違っでご報告したので訂正させていただきます。

○嶋崎分科会長 はい。訂正の答弁が入りました。

かかるのかな。

○林委員 次世代の。

○嶋崎分科会長 いや、かかるんだったら休憩するし。

○林委員 次世代の……高齢者もあるんだけども。

○嶋崎分科会長 できれば、ここは……

○林委員 次世代だけここで、いや、後でもいいです。

○嶋崎分科会長 じゃあ、取りあえずここで、ちょっと欠席届が出ましたので、午後1時から2時まで、通院のために岩田委員から欠席届が出ておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、この時間なんで、暫時休憩をいたします。

午後0時35分休憩

午後1時28分再開

○嶋崎分科会長 それでは、午前中に引き続きまして分科会を再開をいたします。

質疑から受けます。

林委員。どこ。

○林委員 次世代の、途中で終わっちゃったんで。

○嶋崎分科会長 次世代、はい。

○林委員 参考書230ページ、6番、次世代育成住宅助成、事務事業概要が229ページからです。みらいプロジェクトのほうでは27ページに直接表現はないんですけども記載されている事業です。

午前中のはちょっとステージを変えて、決算関係資料、ここの24ページにこの項目があります。家賃助成が少なかったことによる執行残という形で、事務事業概要の次のページの230ページになると件数が書いてあったりするんですけども、要は、予算は50世帯、親元近居所助成枠50世帯、区内転居助成枠50世帯、ここがそれぞれ何世帯ごとでなっているのかお答えください。

○緒方住宅課長 親元近居所助成で、そのうちが、すみません、33世帯で、その親元近居

の中に新婚世帯が33世帯、子育て世帯が142世帯、区内転居ですね、子どもが増えたことによるより広い部屋に引っ越す区内転居の世代が300世帯でございます。

○林委員 え、300。

○緒方住宅課長 はい。

○林委員 募集を令和4年度は何世帯新規にやって、当然継続もあるわけですから、それぞれどうだったのかということと、継続のものはどんな感じなのか。この執行残があるんで見積りと違ったわけですよ、予算査定のとときと。この食い違いについての説明を下さい。

○緒方住宅課長 大変失礼いたしました。

令和4年度は親元近居のほうに新規で受給されることになった方が33世帯、それで区内転居の方で新規の世帯が40世帯、合計しまして、すみません、区内転居の子育てが継続していた方が260ですので、トータルで300。で、親元近居のほうが新規が33で142が継続でございますので、全て合計して、新規が73で受給者数が475というところが4年度の決算でございます。

○林委員 要は、令和4年度予算を査定をするに当たって、50世帯、先着順と。先着順がちゃんとした公平性を担保しているかどうかは別として、全部50世帯が先着で埋まらなかった原因分析というのはどのように捉えられておりますか。

○緒方住宅課長 こちらの50世帯埋まらなかったことにつきましては、やはり対象者がいなかったというところで、周知について引き続きやっていこうということは課内で共有しているところでございます。

○林委員 対象者というのはじゃあ把握されているんですか、住宅課のほうで。この次世代育成住宅助成の対象者というのは、千代田区民6万8,000人、世帯数にすると三万数千の世帯数の中でどれぐらいの世帯があって受けている人はどれぐらいと。募集に係る対象者は何世帯とか、こういった予算査定をするに当たって対象者というのは明確にターゲットされているのか否かお答えください。

○緒方住宅課長 まず、親元近居につきましては、どの方のご親族が千代田区に住んでいるとか、ちょっとそういった数字を当てることのできないので、やはりこれまでの経緯を踏まえて50世帯が適切ではないか。子育て世帯につきましても、やはりこれまでの経過を踏まえた上で50という数字で対応してきているところでございます。

○林委員 本当によく理解できないのが、要はこの次世代住宅助成もみらいプロジェクトに掲げられていて「安全で安心できる、いつまでも住み続けたいまち」と。要は5万人が到達していない自治体千代田区として人を確保しなくちゃいけない。できるだけ長く住んでもらいたい。ここの名目で先着100世帯と、かなり公平性には疑問視はあるけれども、人を増やすためにはいいんじゃないかと議会のほうでも賛成していったわけです。ところが5万人を突破してしまって、ちょっと午前中の議論とは別の角度で、今後この先着順で50世帯というのが妥当性があるのか。効果があるのか。どこに向かっていくのか。ここを点検作業しなくてはいけなくて、住み続けられるまち5万人を突破する名目は到達しましたので、今後それでは人口を増やすためにこの施策というのは続けて令和6年度以降も行く目的地になっていくのか。それとも、補正予算のときにあったように、総合的な子ども・子育て施策のところもこれ部分でありましたから、いや、そうじゃないと、子育て世

代全員に一律同じような形で、いいのかどうかは別ですよ、給付かけると住宅助成の、行くのか。この整合性がちょっとそろそろここに来た段階で、令和4年度のみらいプロジェクトの目的も終わって、今後どういう目的になるのか分からないし、片方で総合的な子ども・子育て施策のところであると。そうすると、先着何人という施策形態、制度設計自体がもう見直しの時期に来ているのか、それとも、いやいやまだまだですという状況なのか、住宅課としてはどのような認識の下、令和6年度の予算編成をされようとしているのか。○緒方住宅課長 林委員ご指摘のとおり、当初の目的であった子育て世帯の人口増の回復に向けたというところの目標は到達しているのではないかというふうに住宅課としては認識しております。では、この制度を閉じるのかとなりますと、今住んでいる皆様につきましては、やはりこの支援を糧に親のそばに住んでいるんで、コロナ禍でなかなか保育園や学校に行けなかったときに親のそばに引っ越してよかったというような声も頂いておりますし、また、お子さんが増えたことで、より広い部屋に引っ越すには区外に出て、より広くて安い部屋に行くのか、それともとどまるのかというのはこの制度で支えてもらっているというようなお声も頂いておりますので、当初の目的は達成しましたけれども、引き続き現在住んでいる皆様が千代田区で継続して住んでいただけるように、この制度はちょっと目的をより幅を広げてといいますか、そういった形で継続して実施するつもりで考えてございます。

つきましては、50名の先着順という言葉では、先ほど先着順となると確かにあれですけど、ただ、今50名にも申請される方が満たしていないところの中で、やはり広い部屋に引っ越すという対象者ですとか、親元に引っ越したいという対象者がいなかったというふうにしかちょっと捉えておりませんでしたので、ここをどう広げていくかというのは、ご指摘を受け止めて、周知方法などを考えていきたいと思えます。

○林委員 いやいや、そういう話をしているのではなくて、制度設計の話で、いいですか、地方公共団体として50世帯ずつ、要は先着順の世帯に残ってほしいと。これは人口を増やさなくちゃいけないときは至上命題だったわけですよ。多少公平性がなくてもできるだけ多くの方に住んでいただきたいとあった。これで続けてきたけれども、人口が上回りましたと。これで実際この制度を、助成を受けた方が、今現在まで住み続けられているかという状況証拠とかがあればいいんですよ、課長のほうで。いや、制度開始以来ずっと住んでいますと。8割方の方は千代田区内にお住まいですとか言えばいいんですよ。ただ、千代田区のステージってもう変わっていて、子どもの数が増えてしまって保育所が足りない、これはもうピークが過ぎた。今度学校も狭いとかって、要は子どもの数が多くて、子ども部のほうでは課題としてどうしようと。多くなった子どもたちがいい教育環境で学校、幼稚園、保育園、子育てができるのかと課題認識があるところに、先着50人とか、こういった制度設計でいいんですかと。それとも全世帯の子育て世代にすべからく平等に、これは所得制限必要なのかどうかも別として、やっていくのかとか、広さについても問題で、我が家も人口密度高い部屋ですから、引っ越せば引っ越したいけれども、いろんな制約があるわけじゃないですか。買ってしまったとか、賃貸だったらどうのこうのとか、あるいは学区の関係もある子どもたちで。

そうすると、公平性を担保する地方公共団体としては、この先着順という制度設計自体が、次世代の子育て世代にお金をつぎ込みましようというのは、この間の補正予算である



程度どこまでやるのというのはまだ未確定だし、やっぱり目標をしっかりとつくらなくちゃいけないんですよ、子育て世代全てにだったら全ての対象者にしなくちゃいけないのに、この制度設計ではかなり時代感からいって、始めたときはよかったけれども、人口6万8,000に来て、総合的な子育て施策をしなくちゃいけない段階に来たら在り方自体を考えなくちゃいけないんじゃないんですか。これ周知の問題じゃないですよ。周知して早く50世帯だけ埋まっちゃえばいいという問題じゃないんですよ。51世帯目どうするんですかとかになりますから、公平性をやっぱり考えなくちゃいけないと思うんですね、地方公共団体として。そこについての課題認識はどうなんですか。

○緒方住宅課長 まず、最初の定住を調査されているかという質問についてでございますが、本制度が最初の平成14年に親元近居のみの助成で、19年から先ほど申し上げたような子どもが生まれて区内に広い部屋に引っ越すという方も対象に変えて、平成19年から次世代育成住宅助成という形に変えた8年間ですので、その8年後からの皆さんがどうされるかというのを、まず、アンケートは取っています。そうすると今のところ7割の方が引き続き千代田区に住むという意思表示でした。そして令和3年に総合窓口課に目的外利用の申請をしまして、住民票を当たりまして、実際7割の方が引き続き継続で居住されているということは住宅課では把握してございます。

そうですね。方法としまして、今、50世帯というやり方について、全体的な助成はご案内のとおり、子どもが産まれたら誕生お祝金ですとか、いろいろな現金給付がある中で、住宅課としてターゲットにしているのは、先ほど来申し上げているように、親元に近居して世代間で共同的に子育てをしたいというような方ですとか、そういうより広い部屋、子どもが産まれても千代田区にいたいということターゲットにした助成ということでこのようなやり方をやってきているところでございますけれども、確かにいろいろとお声を賜りながら、制度ですのでPDCAを回して改善していかなければいけないということはお指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○林委員 要は、この制度を利用されている方のお声を聞くという、これは一つ大切なことです、大切なこと、特定の方のご意見を。でなくて、総合的な子育て支援策となるのであれば、幅広く千代田区の子育て世代全体のことを考えて、その部分だったらいいんですけども、そうではないような形で、部分で積み重ねるとするのは、それは総合的ってならなくなってしまいませんかという考え方はないんですかね。分かりますか。

一律、で、これ、現金給付がいいのかどうかというのは、またこれ議論があるところですけれども、住宅、千代田に住んでいる方だけ、子育て世代だけかなり厚く、これ次のところで高齢者に行くんで、大事なお話になってくると思うんですが、子育て世代をピックアップして、お金を、さっき午前中の話だと、トータル400万円も財源をつぎ込むと、税金ですよ。ただ、子育て世帯はみんな納税されている方がほとんどですから、その方たちは特定少数の方々に利益が行って、そうではない親が近所にいない方にはなかなか受益を受けることができない制度設計というのは、人口が増えてきた段階で、子育て世代が多く誕生して、子ども施設が困っている状況で、かつ総合的な子育て施策を打ち出さなくちゃいけない今、現状認識と6年度に向けた課題と解決方法を示してもらわないと困るんですよ。

○印出井環境まちづくり部長 今の林委員からのご指摘でございます。我々も住宅施策に

については、先ほどもご答弁申し上げましたが、第3次住宅基本計画の段階で住機能の増ではなくて質という方向にかじを切り、都市計画マスタープランの中でもそういった方向性を示している。いわゆる住宅に対して中立的な方針を出してきたところでございます。林委員のご指摘なんですけども、この制度については、おっしゃるとおり、制度発足時は定住の促進という目的も強くございました。一方で、住宅施策の中で、地域コミュニティを維持活性化していくと。要は親元に住み続ける、あるいは区内で転居をするという中で長く住んでもらえる環境を支援していこうということもございました。

今、林委員のご指摘のような制度の見直しということになると、その辺の条件というものを見直すとなると、押しなべて平等に薄く支援していくということが、また一方で人口増につながるのではないかとということも検証しなきゃいけないのかなというふうには思っております。その辺も含めて、その住宅政策における子育て支援の在り方については受け止めて検討させていただきましても、今のところこの制度を当初やめるという検討もしました。人口が増えている。一方で、子育て支援の観点、それからコミュニティの活性化の観点という意味では、この制度を継続していく意味もあるのではないかなというふうな部内での検討もございますので、林委員からのご指摘も受け止めさせていただきますけれども、来年度に向けてはその辺りも含めて予算化に向けて総合的に検討させていただきます。

○林委員 分野別計画がいいのかと、またそこに行ってしまうんですよ。住宅の助成の施策というのは、いい施策をすればするほど人が増えるわけですよ、区民の方が、減るためにやっているわけじゃないから。ところが区の目標人口というのは分からないわけで、人口の想定が行き先が分からないような状態で一生懸命こぎますとか、かじをいっぱい切りますとか、安全な航海をしますと、幾ら分野別でやっても部分で、目標値が分からないと、どんなにやっても、あれ、それは違うんじゃないかと、後世の方に言われないように、やっぱり目標設定でせめてベクトルだけ、人口を増やすのか減らすのか現状維持かというこの3択のところだけは分野別計画では描き切れないんじゃないんですかという問いなわけですよ。これがないと、常にいい、前には進んでいるけれども、どこに行っているのか分からない状態になってしまうんで。

で、ずっと金曜日から午前中にかけても、やっぱり目標設定がないと分野別計画をつくるのも苦しくないですかと。予算編成するのも苦しくないですかと。人を減らすのか増やすのか分からないで、いい施策を考えるのは、職員の方も、これだったら人を増やせませよとやったところで、それが本当にいいのかどうか分からない。良質な住環境であれば、もしかしたら現状維持がいいのかもしれない。人を少しずつ規制はできないけれども減らすほうがいいのかもかもしれない。ここの見極めというのは、これは区民の方とか、あるいは僕らなのか職員なのかは分からないけれども、共通の目標値がないと、分野別計画つくるときもかなり苦しいことになりませんかというのが、令和4年度決算でみらいプロジェクトの最終年度のときに総括した上で、次のステップ、令和6年度の予算編成に向けて、あるいは総合的な子ども・子育て施策の展開に向けて打ち出していかなくちゃいけないんじゃないのかなという問いなんです。分野別計画というのは、それは言えば簡単ですけども、どこに行くか分からないもんですから、そこの整理の考え方だけ改めてお示してください。

○嶋崎分科会長 あのさ、ごめんね。ちょっと大きな話だと思うんだよ。ただ単に住宅の問題だけじゃなくて、千代田区としての方針、それからそれこそ増やすのか現状維持なのか減らすのかというのは、これ、この所管だけで、じゃあ今の考え方はこうですとなかなか言えないと思うんで、そこら辺のちょっと切り口を、ここの今の6番目の次世代育成助成、何だ、住宅助成に関してのところで話をしてもらわないと、なかなか部長も課長も、そこはなかなか答弁が厳しいと思うんで、指摘事項は指摘事項としてご意見としては承りましたということになると思うけれども、今の時点で、じゃあ私たちはこういうふうになりますって、政経部に言ったら全然違うじゃないかみたいな話になりかねないんで、そこはちょっと配慮して言ってもらおうと……

○林委員 課題認識だけ。

○嶋崎分科会長 ありがたいんだけど、もう一回そのところを質疑をしていただいて答弁に入ります。

どうぞ、林委員。

○林委員 要は、今6万8,000人ですと。この現状維持をするに当たっても施策の優先順位って出てくると思うんですよ。要は子育て世代を分厚くする。そこにターゲットを置いて公金をつぎ込んでいくと。あるいは高齢者の方、ここに住み続けられるようにお金をたくさんつぎ込んでいく、税金をつぎ込んでいくという優先順位になっていくときに、分野別計画を作成するに当たってどの方向に行くのかと。アメリカに行くのかインドに行くのかヨーロッパに行くのかと。ここの目標設定をしないと、分野別計画をつくるときも苦しいんじゃないかという現状認識はあるのかどうかということなんですよ。そこから先は、もう、どういうふうにつくっていくのかですけども、新しくつくりますだけだと、もう限界値に来ているのかなと。第3次住宅基本計画はその状態で入っちゃったから、想定人口だけ入っていったけれども、そうじゃなくて、反省点を踏まえて、新たな分野別計画をつくるときに、今の現状認識ですよ。ここについての見解は、環境まちづくり部としてどのように考えられているか。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部にも様々な分野別計画があります。法に基づいた計画もございます。法に基づいた計画についても、やっぱり千代田区としての地域特性を踏まえた計画にしていく必要があるだろうというふうに思っております。そういったものも含めて、新しい基本構想の中、ある程度一定期間、中長期的な区の将来像というのを描いている。そことの整合性を取りながら分野別計画の中で目標を設定していくということはあるんだろうなというふうに思っております。

ですので、我々としても、新基本構想の中で示された将来像としっかり整合を取って分野別計画を策定し、その執行に当たっては全庁的な調整も踏まえて、議会の意見も頂きながら、その構想との整合性については常にチェックをしていただきながら、我々としても見直しながら運用していく、そういったものになるんだろうなと認識しております。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

関連。春山委員。

○春山委員 林委員のご質問に少し付け加えさせていただく形で質問させていただきたいと思っております。この次世代の育成住宅の助成に関して所得制限を設けているというところについて質問させていただきます。

この制度がつくられたときから社会情勢がかなり変化していて、女性も共働きで働く人たちが増えている中、3人目の子どもができたので、仕事を辞めない、もしくは仕事を増やしていかなきゃいけないから共働きで働かれている方々がこの助成を逆に受けられない。で、子どもが大きくなってきたときに、他区へもうしょうがないから移転するという方が何人かお話を相談を受けている中、本当に今の時代にこの所得制限の在り方が正しいのか。この制度が三つの中の何か定住化を目標としているのであれば、そういった方々こそ千代田区に多分住み続けられるような経済環境もあると思うので、そういったところに関してどうお考えかお伺いさせていただきます。

○緒方住宅課長 春山委員のご質問、所得制限についてお答えしたいと思います。

まず、平成14年の当初、親元近居の助成のときには所得制限がなかった際に、取りあえずもらえる間住んで、そしてすぐ出ていってしまうというような方が続出したことを踏まえまして、この制度が8年終了した後も住み続けられるような、ある程度の財力のある方たちがターゲットだということを表明するためにも、まず下限ですね、幾ら以上の方が対象だという下限を設けようというところで、今、事務事業概要230ページにお示していますとおり、2人世帯でしたら189万6,000円から3人世帯は、そうですね、2人世帯、3人世帯、4人世帯、全部189万6,000円以上の世帯が対象ですよと。あと上限につきましては、やはりそれなりの収入がある方はこの助成からはちょっと対象じゃないという形を取らせていただいておりますけど、今おっしゃったように、確かに子どもが増えたところで仕事を退職されるとか、いろいろな変化がある中で、この仕組みが適切かどうかというのはこれからも研究・検討していきたいと思っておりますので、ご指摘ありがとうございました。

○嶋崎分科会長 いいですか。

ここのところ、いいですか。（発言する者あり）ちょっと待って。ほか、いい、ここ。次世代はいいですか。じゃあ、どうぞ。

○林委員 はい。同じく230ページの、今度は一つ上に上がって、5の高齢者住み替え・共同建替え等の支援と。事務事業概要は226ページからです。

執行率ゼロということで、先ほど言った、令和4年度決算関係資料の24ページになると、この項目だけ、ぱっさりないんですね。ゼロ執行なので、特に説明がない、不用額の事由について。併せて事務事業概要の226ページから事業実績を見ると、直近3年間の利用実績なしと。その次も同じく利用実績なしと。高齢者等安心居住家賃助成と。ただ、これはみらいプロジェクトで掲げられた、やっぱり「いつまでも住み働き続けられるまち」と目標設定の中で掲げられている事業のうちの一つなわけですけれども、ここ3年間何も実績がない、執行率がゼロ等々になってくると、もうみらいプロジェクトで掲げられている取組状況の様々な分野、主体との連携により、住まい、住環境づくりと、こういった取組事項の中で、この高齢者の本事業というのは、もうなかなか制度設計上も区民の方が利用しなければ活用できない事業になってきたということでもよろしいのか否か。

○緒方住宅課長 林委員にご指摘いただいた5番目、事務事業概要226ページの高齢者住み替え・共同建替え等の支援についてでございますが、まず、こちら3種類の事業から構成されております。1番目の高齢者等民間賃貸住宅入居支援という制度、こちらは転居する場合に保証会社を利用する際になかなか保証人が高齢者で見つからないときに、区が

契約している保証会社を使ったときに助成するものでございまして、こちらは今福祉総務のほうでもやってある居住安定支援のほうでも対応しておりますので、対象者がいなかった、これを使わなくてもあちらの制度で対応できているのかなというところもございまして、この制度につきましても保健福祉部と調整しながら、もう福祉部のものだけに一本化していく方向で考えております。

2番目の高齢者向け返済特例制度助成でございます。こちらにつきましても、現在住んでいる住宅を近隣と共同建て替えなどをする場合に、リフォーム融資を受ける際に、そのリフォーム融資を受ける際、簡易不動産鑑定ですとか、そういうのを受けるときに助成したりですとか、融資を申し込むときの債務保証のための事務費の15万円を助成するですとか、そういう制度でございますので、こちらにつきましても選択肢として用意はしておりますけど、この制度を使わなくてもほかの融資が使われたのかなというふうにも考えてございます。

(3) の高齢者等安心居住家賃助成も、こちらもち家をバリアフリー化するときに、その改修する間にどこかに一旦いなきゃいけなかった場合に助成するものでございまして、これも住みながら改修できた方などは対象ではございませんので、おっしゃるとおり過去3年実績はないんですけども、たまたまその対象の方がいなかったというだけで、ただ、対象がいた場合はぜひ活用していただきたいなと考えておる制度でございますので、これがないからといって、ちょっと高齢者に向けてのサービスが低下しているとか、やっていないということではないかなというところでご理解賜ればと思っております。

○林委員 それでは、保健福祉部の一般財源になるのかな、介護特別会計なのか分からないですけど、同様の利用されている、要は高齢者が区のこの助成制度を利用されているというのは把握されておられるのかなのか、横の連携、よく言われる横串の連携で、各条例部ごとに連携を取りますとよく答弁では出てくるけれども、どんな事業実績等々になるんですか。実際介護ニーズも含めてどのように把握されているのか、お答えください。

○緒方住宅課長 まず(1) の高齢者等民間賃貸住宅入居支援の中には2種類ございまして、家賃など債務保証制度、保証金制度と言いまして、区指定の保証会社を利用した場合ですけども、こちらが対象はいなかったんですけども、今、様々な保証会社がある中で、こちらではないところを利用されたかと存じますが、その数字は申し訳ございません、把握しておりません。

あともう一つ、あんしん居住制度利用と言いまして、見守りサービスを利用した際に経費を2分の1相当助成するという制度でございますが、こちらが住宅だと2分の1なんですけども、在宅支援課のほうでは100%助成というものを実施しておりまして、こちらが制度がかぶっていて、しかも在宅支援のほうが100%助成なので、これも横串がさせなかったと反省して、これも閉じていこうと考えているところでございます。

○林委員 そうするとメニュー立てで、これから高齢者の、目的のところでは高齢者、障害者、独り親世帯というのも入っているんですね。ここのニーズというのは、区としてはどれぐらいあって、要は役割分担になっていくんでしょうけれども、財源的には、これは増やしたほうがいいのか減らしたほうがいいのかというのはどういうふうにお考えなのか。というのは、みらいプロジェクトのほうでは住み続けられるまち千代田のために施策展開をかけてきたんだけど、そういうのがもうなくなるわけですよ、第4次基本構想に

なると。そうすると、どちらに向かっていくのかということも含めて、今後、できるだけ経費並びにマンパワーも、いろんな部署でやるよりも、先ほどの話だと、まちづくり部がやると半分しか助成しないけど福祉がやると100%助成する。だったらそこに全部集中かけたほうが手間も大変でしょうし、書類の準備も大変ですし、予算のも大変なんで、その辺の、何というのか、スキームづくりというのは全庁的にどこが主導権を持ってやるものなんですか。

○緒方住宅課長 今ご質問いただきました高齢者、障害者、独り親世帯、こういった方々を住宅要援護者という呼び方をして、今、福祉部のほうで居住支援協議会の中で一括してこういう方たちの対応をどうしていこうかというふうに協議しておりまして、私もメンバーの一人として入ってございます。東京都のほうも、こういった住宅要配慮者に向けては、セーフティネット住宅、入居を拒まないような住宅の、ちょっとすみません、今、手元に数字がないんですが、戸数を増やしていこうということで数値目標を掲げて、都内でもこういう方たちが住める住宅を増やしていこうという方向性にありますので、ちょっといろいろなメニューですね、この補償金を助成するという制度もしかり、そしてセーフティネット住宅というハードもしかり、福祉部と連携しながら、こういった配慮が必要な方たちに向けては対応して予算をある程度を組んでいかなければいけないと考えております。

○林委員 そうしますと、まちづくり部、昔の都市整備部のほうでは、今後、高齢者のこの住宅施策は上にある、要は優良賃貸住宅の供給、ここにハード面の助成に絞った形で、ソフト面のいろんな住み替えだ、中の内装だというのは役割分担で保健福祉部にしていくと。要は考え方の整理の仕方というのはできつつあるものなんですか。それともまだまだ試行錯誤の段階でやっていく。何を重点目標としてやっていくのか。高齢者の方はやっぱり民間住宅、転居しづらかったりするというのは、これはいろいろみんな聞いていると思うんで、誰しもが。どこに住宅課のほうでは重点的に力を注いで、予算配分も、人的なマンパワーも含めて、令和6年度以降やっていくのか。そういった考え方の制定は誰が、福祉部のほうでやってくれるんですか、環境まちづくり部ではなく。

○緒方住宅課長 こういった高齢者ですとか障害者、独り親世帯のことにつきまして、一方で高齢介護課のほうも高齢者福祉計画という分野別計画、令和6年から3年間の作成中だと聞いておりますので、先ほどから頂いたように、横串を刺しながら、私どもの第4次住宅基本計画とどういったところで連動できるかは、横串を刺しながら検討していきたいと考えておりまして、どの部分がどちらの役割分担というのは、今後、皆様に分かりやすいように、ご説明できるよう努めたいと思っております。

○林委員 そうすると、もうずっといろんな分野で確認しているように、要はターゲットの人、高齢者や障害者や独り親家庭の人、ここはどれぐらいの数値があって、この方たちをどう政策誘導をしていくお考えなのか。要は分野別計画だと福祉は福祉部なんですよ。住宅基本計画だとまちづくり部のほうだけで、横串といたって、その分野別計画をつなぐところというのは、のりを越えちゃいけないわけですから、分野別計画だから。やっぱり上で、どこかで連結作業をしなくちゃいけないと。ここの方針なり構想なり目標というのがないと分野別計画ってやっぱりつくりづらいんじゃないんですかという、次世代のところとつながるんですけれども、増やしていくのか減らしていくのかも含めてですよ、対象者の方々を。ただ、高齢者というのは確実にこれから自分も含めて高齢者になってい

く世代ですから、そうすると区としてはどこに重点配分して、お金が幾らあるといっても無尽蔵にあるわけじゃないんで。大きなところ、分野別計画の要は上のつなく横串的なものというのは何をもちって想定して考えられているのか、お答えください。

○緒方住宅課長 厳しい分野別計画の連携というところのご質問を承りました。今現在、実情としてやっておりますところは保健福祉部と計画の進捗などの情報共有をしながら進めているところですけど、おっしゃるとおり、その全体をどこに向かってというところを、そうですね、私ももはやっぴり実情の数字を対応しながら、連携しながら今進めている。ちょっと現状しか報告できなくて恐縮ですけども、そういったことで対応しているところでございます。

○嶋崎分科会長 関連ですか。

○はやお委員 いいですか。

○嶋崎分科会長 はやお委員。

○はやお委員 なかなか中期計画も5万人を維持するということで、一つそこにフォーカスを当ててやってきたけれども、実際のところ付置義務をやったり何々をやったりしながらも、実際やっぱり経済のパワーというのは、我々が行政が幾ら力入れてもなかなかそのとおりには増えたり止めたりすることは僕は難しいと思っているんです。けどやらなくちゃいけない。あとビジョンでも入れている。で、何を一番言いたいかという、やはりこの千代田区の全ての行政計画というのの大本になるのは人口なんですよ。人口をどういうふうに推計し、その中に適時適切行政サービスを提供していくのか。今、高齢者の話が出てきたように、令和3年に千代田区の人口ビジョンというのを確認しているはずですよ。で、そこでやると、2020年で、単独、つまり独り暮らしというのが46.6%で、夫婦世帯が28.4%、その他が25.0%で純増していくわけで増えていくわけです。それで、2040年にはどうなるかといったら、52.2%が独り暮らしになるんです。そして、夫婦が26.1、そしてその他が21.7ということで、つまり全てエビデンスなんですよ。こういうように人口がされるだろう。それは違うかもしれない。でもたろやかな中で、その中に分野別計画が、例えば住宅政策があり、そして高齢者の福祉政策がありと、こうなってくるわけですよ。

一番の課題は何かと言ったら、独り世帯をどうやって行政サービスで提供してカバーしていくかということが問題だから、今、るる林委員の言いたいことは、そういうような大きな、たろやかな、根本になる数字をどうやって見ていくんですか。そして行政をどういうような基本計画の中で、僕はたとえどうであろうと、このみらいプロジェクトというのは一つの流れをつくったものだと思います。だからこそこういうものが本来であれば途中でぶつっと切れるものじゃないんです。基本構想があり、これをつなぐもう一つの基本計画ができなかったら、これが永遠続いているという前提になっちゃうんですよ、それが計画ですから。ということになったら、これやっぱりある程度出さなかったら、やっぱり人口をベースにして出していかなかったら行政サービスのというのが整理ができないはずなんですよ。その辺のところをちょっと答えて。これは企画の話になってくると思うんですけど、そこを答えていただきたい。

○嶋崎分科会長 ちょっとはみ出しているから、もうちょっと……

○はやお委員 ちょっとはみ出している。ごめんね、ごめんね。

○嶋崎分科会長 もうちょっと絞った形で、今のここの所管の考え方を述べてください。

○印出井環境まちづくり部長 目標としての人口については、やはり計画論の話になってくるので、私のほうからここで答弁するのは差し控えさせていただきますが、人口のトレンドですね。一定の科学的な手法に基づいて推計された人口のトレンドに沿って我々としてはどう対応していくのか。これからやはり高齢者が増える。しかも高齢者の単身世帯が増える。それから若年層でも単身化が進んでいると。そういった中で、例えば住宅施策であれば、今のファミリー型から単身者用にシフトするとか、そういったことも考えなければいけませんので、人口動向のトレンドについてはしっかり着目しながら、計画論については、また全庁的な議論がされるのかなというふうに思っております。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○岩田委員 関連。

○嶋崎分科会長 ここ、高齢者。

○岩田委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

○岩田委員 すみません、関連で。

高齢者等民間賃貸住宅入居支援のところ、保証会社の利用のところが話が出たと思うんですけども、これはもちろんですけども、審査が通った人の話ですよ。でも、今って保証人が見つからないため契約が困難と言っていますけども、保証人が見つかって高齢者って結構契約が困難だったりするんですよ。さらにもっと言ってしまうと、今、保証人が見つかって、さらに保証会社を要求するという不動産会社も非常に多い。そういう人たちに対して何か支援というのはあるんでしょうか。

○緒方住宅課長 岩田委員ご指摘のとおり、やはり高齢者が引っ越しをして新しい住宅を見つけるというのは大変困難な時代になっているということはお指摘のとおりでございます。私どもでは、今まで保証会社への利用料の助成というところで5万円ということで準備しておりましたけれども、実際に入居する直前になって、その契約にこぎ着けるに当たってというところはお指摘のとおりですので、先ほど来申し上げているように、居住支援協議会のほう、メンバーの方に宅建協会の方ですとか不動産関係の方、みんな、委員で入っていただいておりますので、今、試行的に相談は窓口で一括化しようということで、あんしんセンターの中に相談窓口を設置しておりますので、そういった事例、実際に困っている方たちの声を集めて、どういった施策をつくっていけば、より皆様が安全・安心に暮らしていけるかということ、今まさに研究・検討を続けているところでございますので、また何か逆に教えていただけることがあったらお力添えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

関連。小枝委員。

○小枝委員 かなりいろんな議論があった中で、住宅のことは、すみませんけど2点言わせていただきたいんですね。

午前中も言いましたから端的に言いますけれども、人口を増やすのか増やさないのか、あるいはどうするのかという話、もちろん大事なところだと思うんですけども、今の住宅基本計画の推進の中に、事務事業概要の239ページでア、イ、ウ、エ、オという五つ



の、何というか、多様性、安全性、社会性と書いてあるんですけども、定住人口、つまりコミュニティの継承ということ、先ほど部長のほうからちらっとおっしゃいましたけれども、そういう観点が非常に弱かったのではないかとというふうに思うんですね。来年おつくりになる、真ん中の計画がなくて分野別の計画だけが独り歩きしてどうなのかということはあるものの、やはり人口と頭数なのかと。やっぱりそこに住んで関わってつながってこそ暮らしだし人だということの視点がもうますます強くなるべきだろうと。言わずもがななんですけれども、そのところからすると、次世代育成にしても高齢者の居住支援にしてももっと強化していく必要があるのではないかと、質的に内容的にターゲットとして。

で、高齢者に関してはまとめて言わせていただくと、こもれびというのが、今、物によっては生活保護内でも住めるということもあって、非常によりどころになってきているんだけれども、麴町分野に一切なかったり、ここのところ新規のものが全くなかったり、サービス型というの、サ高住というんですかね、国の仕組みが変わったりして、変わった仕組みに基づく新規を建てていきたいという人にちゃんと対応できる制度にたどり着いていないんですね。割と敷地の大きな居住で高齢者夫婦で住んでいるところの方は、もし自分も住めて人も住まわせることができるならそれをやりたいという方は結構いますから、できるだけ早くその制度設計をつくっていただいて、ここにいる住民がそこに住み続けられる、高齢者が、ための必要な施策だと思うので、来年の計画に向けてということになると思うんですけども、早急にそこは整理してもらいたい。今大きな全く住宅循環の2点申し上げたので、ぜひご答弁をお願いします。

○緒方住宅課長 小枝委員から2点ご指摘いただきました。コミュニティの形成ということへの……

○小枝委員 継承。

○緒方住宅課長 継承についての部分が足りていないというところは真摯に受け止めて第4次住宅基本計画策定に当たっては研究・検討を重ねて取り込む方向で調整したいと考えます。

また、2点目の、今教えていただいたような、そういうご自身の住居を提供してもいいというような声があるというような声も受けまして、今実際に何が高齢者にとって、サービス付き住宅がいいのか、もしかしたらケアハウスみたいなところがいいのかですとか、そういったお声を、先ほど申したように、保健福祉部も計画をつくっておりますので、いろんな声を拾いながら、今何が一番求められているですとか、そういったターゲットも調整しながら検討してまいりたいと思いますので、またいろんなお声を聞かせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎分科会長 よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、この住宅整備費はいいですか、終わりで。

○緒方住宅課長 委員長、先ほどの借上げ。

○嶋崎分科会長 ああ、数字ね。それを一応答弁してください。

○緒方住宅課長 お時間を頂いて、大変申し訳ございませんでした。

先ほど小枝委員からご質問いただいた借上型区民住宅の実績でございますが、当時は1

54戸ございました。

○嶋崎分科会長 いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、住宅整備費の調査を終了いたします。

続けます。次に、目4、建築事務費、決算参考書230ページから231ページについて、執行機関から説明を求めます。ここからが今日の予定の案件でした。

○武建築指導課長 では、第4目、建築事務費の3番、建築物の耐震化促進事業についてご説明いたします。

主要施策の成果は98ページでございます。事務事業概要は148ページとなっております。

本事業は、地震による建物の倒壊の被害から区民の生活、生命、財産を保護するとともに、避難経路の閉塞を防ぐため、耐震基準を満たさない建物の耐震診断、耐震改修に対する助成支援を行う事業でございます。令和4年度の耐震化助成につきましては、マンション管理組合の合意形成などの時間に要し、全件数は減少しましたが、特定緊急輸送道路の耐震化改修3件、マンションの耐震改修が3件、木造の耐震改修等が3件ございまして、例年に比べ耐震化が進んだ状態でございます。そのため執行率が49%まで上がってきたというところでございます。引き続きより耐震化を促進するよう普及・啓発に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○嶋崎分科会長 はい。ご説明を頂きました。質疑を受けます。

はやお委員。どこでしょうか。

○はやお委員 建物の耐震化、今、先ほど説明で……

○嶋崎分科会長 3番目かな。

○はやお委員 はい。そうですね。

○嶋崎分科会長 148ページと98ページ。

○はやお委員 3番目。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○はやお委員 事務事業概要148ページ、そして主要施策98ページのところとなると思います。

まず、やっぱり執行率が悪いので、こここのところの予算現額、そしてまた決算額の内訳並びに不用額の大きいところ、金額内訳をお答えください。

○武建築指導課長 大きなところでございますが、マンションの耐震診断補強設計、耐震改修という部分が予算現額で言いますと2億4,700万のところ、不用額は1億5,800万ということで、ちょっとマンションの合意形成がなかなか難しかった部分が大きなところとなっております。

○はやお委員 分かりましたというか、ちょっとそんなに長くではなくてもいいです。ここ近年の執行率何%だったのか、推移をちょっと確認したいと思います。

○武建築指導課長 では、令和元年のほうから申し上げます。令和元年約6億2,000万予算として計上しましたが、執行率は21%。令和2年でございます。4億5,000万ほど予算化しましたが、執行率は約39%。令和3年でございます。予算が2億8,0

00万ほどでございまして、その年の執行率は25%。昨年度、令和4年度でございしますが、5億円ほど予算化しまして、約49%というところになっております。

○はやお委員 ちょっと上がったり下がったりでトレンドがあるわけでもなさそうで、でもそういうことからしたらかなり執行率49.4%というところとちょっとかなと思いつつ、難しいこの事業であることを理解しつつ、少しずつ、たしか担当課長はずっと、私も以前からずっとこの、指導課長をされていたときもこれやっていた、大変な思いをしているというのは理解します。やっぱり一番ここで大切なところとなると、やはり公共的に関係してくる特定緊急輸送道路の状況が一番大切なことなのかなと思います。というのは、やはり非常に大動脈である道路のところ、崩壊したりなんかするということは非常に危ないことですので、今まで全部で何件あって、その建物の件数ですね、その緊急輸送道路のところ。そして今何件、その辺が耐震対応が終わって、場合によっては建て替え等の対応もあるでしょう、再開発がやればですね。そこを把握しているのかどうなのか。あと残りが何件、このところで耐震性について確認ができていないとか、耐震性については問題があるというふうに把握されているのか、お答えください。

○武建築指導課長 特定緊急輸送道路の件になると思いますので、ある一定程度道路より半分以上の高さのあるものが対象になってきますが、543棟対象がございまして、そのうち耐震化が進んだものが460棟、耐震化率としましては85%というところでございます。こちらにつきまして、まだ市街地再開発事業とか、そういったところでの分布図はまだ策定しておりませんので、今後そういったところも地図にプロットして、そのところも資料として作成して個々に当たっていきたくて考えております。

○林委員 ごめんなさい。ちょっと、数字の今の。

○嶋崎分科会長 林委員。

○林委員 関連で。今、85%なんですよね、特定緊急輸送道路で。これみらいプロジェクトの35ページにそれぞれ耐震化の目標設定がありますんで、令和4年度終わった時点で、もしくは5年度の今現在進捗状況も含めて、それぞれ三つ、二つか、上二つか、一番下は公共施設だから終わっているわけなんで、数値はどうなのかお答えください。

○武建築指導課長 一番上の部分が住宅ということで、戸建て住宅と共同住宅を含んだ戸数割合での数値になってございまして、現在、令和4年度、5年の末に調査した推定数値ですが約95%ということになっております。下の2番目の耐震基準を満たさない多数の利用するということで、一定規模の学校、病院、集会所が該当するんですが、こちらの推定数値ですと、令和4年度末で93%という状況でございまして。

○林委員 どうぞ、どうぞ。

○嶋崎分科会長 はやお委員。

○はやお委員 分かりました。結局は特定緊急道路については85%進んでいるよ。だけど総合的にやってくると、先ほどのそれぞれのところ、まだそれぞれみらいプロジェクトからすると、平成36年といったら先の話ですけれども、そうじゃない、令和6年だから、近いと言えば近いけれども、まあ少しずつ進んでいる中で、ここはちょっと成果と課題をさせていただかなくちゃいけないことだと思っています。それで、逆に、何というんですか、2番目のみらいプロジェクトの35ページの93%という、今の段階では平成31年度、つまり令和元年度の目標より下であるという状況であるということ、まずはいいのかど

うか、ちょっとそこだけ確認します。

○武建築指導課長 このみらいプロジェクトをつくる際は、平成23年度ということで、28年に耐震促進計画をつくっておりました、その後、令和3年の3月に改定しております、やはりちょっと平成36年度では100%が難しいということで、戸建てに関してはおおむね100%に近い形。あと2番目のところでは、やはりちょっと目標設定値を変えまして95%ということで、どちらもなかなか難しい状況で、今後、令和7年度に改定していきますので、そこの中で検証・研究していきたいと思っております。

○はやお委員 このところは一番最後で確認しようと思っていたところなので、今後の整理の中でもう一度今の話も踏まえながら総括をしていただいて、課題が何であり、そして今後どういうふうに進んでいくかということは整理していただきたいと思います。それはもう今ちょっと言っていたんで、またもしかしたらほかの委員から出てくるかもしれないですけども、ちょっと私はそこをここにはとどめます。

あと、全容が分かりたいことというのは、僕は、特定緊急輸送道路にちょっとフォーカスを当てたいと思っているんですね。あと何件といったら、あと15%ですよ。でも、じゃあその15%をどのように対応していくのか。その辺のところは今どう考えられているのか、そこをお答えいただきたい。特定緊急輸送道路の15%、これはかなり難しいんですよ、そんな簡単にいかないんですよというのを含めて、いろんなことがあると思うんですけど、あと15%をどうやって少しずつ、どういう計画の基に、考えの基に進めていくのか、耐震。

○加島まちづくり担当部長 少し整理させていただきますと、みらいプロジェクトのときは特定緊急輸送道路という表現をしておりません。

○はやお委員 なかったね。

○加島まちづくり担当部長 はい。耐震促進計画の最初の版も、特定緊急輸送道路という項目もなかったんですね。で、令和3年に改定したときに、後ほどお手元があれば見ていただければと思うんですけども、促進計画の13ページのところに、令和2年度のときのなので、多少耐震化率、先ほど課長が85%と言っていますけど、この改定の中で84.2%という形になっております。耐震性がないものが79と、耐震性が不明というのが7棟ということで、合わせて87棟というところですよ。

○はやお委員 ああ、87。

○加島まちづくり担当部長 それで、特定緊急輸送路に関しましては、東京都とも調整しながら、毎年のように今状況どうですかと、耐震改修を進めてほしいといったことをお願いしているような状況であります。それはやはり個別の建て替えという形になってきますので、なかなかやはりこれ用途関係なく、この特定緊急輸送道路なんで、例えばマンションだとか事務所だとか関係なく、そういった棟数になっていきますので、その中でお願いしているところなんですけど、なかなか事業だとか、マンションの建て替えの決議だとか、そういったところで進みにくいというのは事実かなというふうに思っています。一方で、今、まちづくりのほうで進めている開発だとか、そういったところに関しても、やはり特定緊急輸送道路に面している建物もあるということなので、開発ありきということではないんですけども、そういった地域の方々が検討されてやられているような部分に関してできるということであれば、そういった形でも進めていければなというふうに考え

ているところでございます。

○はやお委員 その辺のところの、うちの地域のほうの再開発のところもビルがそういうことで特定緊急輸送道路になりながら、かなり耐震性も厳しいだろうなと外郭から見て思うところ、そういうところでは再開発の力を借りながら可及的速やかに安全なまちにさせていただく、だから、ちょっとその辺を含めて、これは再開発というのは非常に時間がかかることですが、そこはやっぱりそこで充当していくよとか、あと、物によってはなかなかやっぱり再開発がかかっていないところについては、どういうふうにまた診断をし、そして設計をし、そして改修していくかという、そういうなかなか相手があってということだけで、一応特定緊急輸送道路のところについては、かなりの補助が入るもんですから、この辺のところを含めて、もう少しもう一つブレークダウンしての計画というのがあるのかなのか、そういうように具体的に再開発がかかってくるということであれば、また後で言うけど、電線類の地中化だって再開発がかかれば、もうあれはもうパーツですから、当然のごとく。だから、俺は逆に言ったら、別に石川さんのことを褒めるつもりはないけども、再開発を横にらみしていったら、無理にうちの財源を使って電線類の地中化することもないなということについては、彼はその辺はたけていたのかなと思っているんです。

だから、推進派じゃないですよ、推進派じゃ。ないけれども、その辺のところはいろいろ総合的にいろいろ考えていく必要というのは行政経営上必要だと思います。一応それは蛇足ですから、今の言ったところの特定緊急輸送道路のことについての分析はどうなっているか、もう一度お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 再開発に関しましては一つの有効な手段であるということをご理解いただけたかなと思っています。再開発ありきではないという形なので、そうすると個別のやはり機能更新をどう進めていっていただくか。促進計画の中にも書いてありますけど、特定緊急輸送道路の沿道に耐震性のない建物を改修する場合には、かなりの助成、ほとんど100%ぐらい見ているという形で言っているんじゃないかと。ただ、それはあくまでも工事という形になるので、工事に行くまでの状況というのはやはりあるのかなと。例えば、マンションの耐震改修の決議というのは4分の3の決議が必要で、4分の3の決議があったらじゃあすぐできるのかということ、専用部分に関わるようなところが出てくれば、やはり1回引越さなければいけないとか、そういったところの経費がどうしてもかかってくるというところがありますので、そういったところが課題ではあるかなと。

あと、事務所に关しまして、やっぱり耐震をやるということになると、1回事業を中断して、どこか1回出ていかなきゃならないとか、そういったこともありますので、そういったところを税金で全部賄うのかということ、なかなかちょっと難しいかなというようなところがありますので、先ほど毎年どうですかというお話をさせていただいている中で、何が一番課題なのかということも出していただいているような状況もございますので、その中で、区としてできることは進めていきたいなと。また、その中で新たな制度だとか、こういった取組ということが考えられるのであれば、またご相談させていただきたいなというふうに考えております。

○はやお委員 このところはよく分かりました。いろいろ大変なことだと思いますけれども、非常に本当にセンシティブないろんな内容があることはもう十分理解しております

ので、いろいろとお力を頂いて、少しでも耐震性の高い千代田区、そしてまた区民のために動いていただきたい。

あと、これはちょっと確認なんですけど、マンション等のこの耐震の件数ですかね、何件あって今どのぐらい進んでいるのか。そしてまた要除却ブロック塀の対象件数は何件で、一応幾ら終わっているのか。当然もう公共のところはもうないというふうにたしかここが出たとき言っていたと思うんですけど、その辺を含めて、ちょっと件数的な、計量的な押さえだけ確認したいと思います。

○武建築指導課長 住宅の場合は、ちょっと戸数で扱っているもので……

○はやお委員 いいですよ。

○武建築指導課長 はい。ちょっと令和2年度の数値になってしまうんですが、3万7,055戸全体としてございまして、耐震化している戸数が3万4,807戸ということでございます。あと、要除去ブロックということですが、区として今ちょっと見守るところが数か所というところで、危険なところは今はないという状況でございます。ちょっと詳しい数値はちょっと今資料がないんですが、耐震促進計画の中にも数か所存在しているということで、そこは区として見守っているというところでございます。

○はやお委員 一応質問しちゃっているから、その数か所は後でいいからちゃんと調べておいて、後で。

○嶋崎分科会長 それは後日。

○はやお委員 後で。もう、すぐ。えっ。

○嶋崎分科会長 時間がかかるの。

○武建築指導課長 ちょっとお時間いただけますか。

○嶋崎分科会長 時間がかかる。

○はやお委員 じゃあそれで。あともう以上、僕は終わりですから。

○嶋崎分科会長 では、それでちょっと資料を後でまた。

○はやお委員 それをやって、答弁報告してくればいいです。

○嶋崎分科会長 後でまた報告ください。

ほか、ありますか。

○小枝委員 耐震のところいろいろ質問がありましたけれども、私のほうからちょっとお聞きしておきたいのは、選択肢を増やす、一つの、何というか、再開発という方法ももちろんその一つでしょう。個別建て替えもその一つでしょう。けれども技術的にはいながらリファインのようなことで、靖国通り沿いに見事になさったところもある。いろんなやり方があるわけで、そういう選択肢を増やすことによって、目的、課題、目標は何なのかといったら、民間の建物の強靱化、トータルに全体を強靱化していくスピードアップをするということなので、そういう意味では、手法の選択肢を増やしていくという視野が必要なんじゃないかということについて、どのような見解を持っているのか、研究を進めていただけるのか、ご答弁をお願いします。

○武建築指導課長 確かに住みながら耐震化もできるということでございますので、まず耐震診断をして、I s値、行動指標があるんですが、やはり高い部分であれば共用部分だけで、あとは外付けにできる部分ということで、住みながらできるというところございまして、いろんなメニューを考えておりまして、耐震診断で少し悪い数値が出た場合は、

その分耐震の補助も上げているところもございます。また、建て替えがちょっと耐震化が悪いということで、耐震化する以外にも除去をするメニューもございますので、それぞれ耐震の診断の結果によってご検討できるように、またアドバイザー制度もございますので、そういったところでメニューを使っていただいでご検討いただけるようなメニューを組んでいるというところでございます。

○小枝委員 そうすると、それ自体も補助の対象になっていくと。もう20年ぐらいたっているかもしれませんが、神保町のあるところの、何だ、たねやさんかな、のところはいろいろ建て替えとどうしようかと悩まれたところで、いわゆるガラス素材をかなり何か駆使したりリファインをしたという、非常にデザイン的にも美しい形になっていて、それで強度が保たれているのであれば、しかも仕事を休まなくていいというので、ああ、そういうこともあるんだなと。アーツ3331じゃないですけども、千代田区もいろんなやり方で建物を長もちさせていこうということもやっていますので、そういったことがメニューとしても提示され、補助金としても遜色なく選びたくなるような内容になっていることが大事だと思うので、ぜひそうしていただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 耐震改修の内容については、今言われたのは、例えば炭素繊維を柱に巻くだとか、はりに巻くだとか、そういう手法もありますので、何ですか、建物ごとにいろいろな選択肢があるというのは事実です。そのそういった計画をして耐震改修計画を出して、それが認定されれば区のほうは助成をできるという形です。助成をしているのが耐震診断と補強設計と耐震改修です。だから、一旦どこどこ一部使いながらいいながらも、中でちょっと引っ越したとかともしかしてやるということになると、その中の引っ越しの費用ということまでは助成はしていないということなので、そこら辺が先ほどちょっと課題でありますといったようなところでございます。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

林委員。

○林委員 もう端的に。みらいプロジェクトの掲げられている目標というのが、第3次基本構想でもそうで、要は住み続けられるまちというワーディングが入っているわけですよ。ずっといる人が暮らして、ご商売もできてというのがこれ柱になっているんですけども、主要施策の成果の98ページになると、安心して暮らすことができると。要は長く住むよりも、今のところにターゲットを当てているんですね。これで違いというのは、目標値は耐震化率100%というのは変わらないんでしょうけれども、行き先というのが、少し住み続けられるというよりも、人が多少入れ替わろう、商売も入れ替わっても、耐震化を100%にするということになったんですかね。それとも変わっていないんですかね。20年前に住み続けられるまち、もっと先輩たちは、人が減っているときに、とにかく住み続けられるまち千代田を目指すんだと、ずっと僕らの先輩たちは一生懸命頑張ってきたんですけど、行き先が変わっちゃったんでしょうかね。

○加島まちづくり担当部長 ここのみらいプロジェクトを考えたとき、また、千代田区耐震改修促進計画ですので、住み続けられるために耐震改修をしようよといったようなのが当初の目的だったというふうに思っております。その中で、やはり耐震改修ということで、できれば、もちろんオーケーでそのまま住み続けられるということもあるとは思って

すけれども、逆に、耐震診断を行った際に、もうここの耐震の補強をしても、耐震性が上がらないといったような建物もあるのは事実ですので、そういったものに関して、同じようなものを建てて、住み続けなければならないというか、何かそういったことはちょっと言いにくいのかなと。当初の目的は、やはり耐震改修ということを求めておりますので、そこに住み続けていただきたいので、改修をとということで考えたというふうに、私は認識をしております。

○林委員 部長がおっしゃる、要は、やっぱり安全な航海というところになってしまおうと思うんですよ。安全な航海というのは、それは目的じゃなくて、手段で、住み続けられるまちを目指すために、安全な航海、だから、耐震化というのがあった、方向性と行き先とベクトルと金額の。それが住み続けられる、働き続けられるという第3次基本構想の言葉がもう確実に第4次基本構想でなくなってしまうわけなんで、これは人口が突破したからかもしれないし、これは変わってしまったのかなって、もし亡くなった先輩たちに聞かれたら、いや、いや、いや、いやって。いや、ずっと古い方たちにも住み続けてもらいたいというのを包含してといっても、やっぱり言葉は大事なものですし、目標なんで、変更するときには、それなりの考え方が違うんだろうなと。かなり違うと思うんですね、住み続けられるというのと安全で安心して暮らせるというのは。場のところなのか、人中心なのか、場所、まちの建物、構造物なのかって、ソフトからハードに目的が移行したかのような表現が、来年度以降、6年度以降の目標の方向性に掲げられているんで、ここはどういうふうに読み取って、令和6年度以降、100%行くというのは多分一致しているんですけども、要は、中身の住んでいる人たちとか、商売している人たちがどういう形になっていくのか。違和感なく、ずっと落ちるような表現方法があれば、言っていただきたい。

○加島まちづくり担当部長 なかなか、ちょっとずっと落ちるような答弁はしにくいかなと。いつまでも住み続けられるまちというところの中で、建物の耐震化を促進しますと。安心してここに住み続けられるというところがメインだというふうに感じております。

新しい構想の中では、分野別の将来像で「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」と。その下に「人にやさしいまちづくりにより、便利で快適な都心生活を送っています」だとか、あと、「良好な環境が次世代に継承され、このまちに愛着や誇りを感じています」というところをうたっておりますので、この中で住み続けられるという文言が明確に入っているわけではございませんけれども、やはり「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」という中では、住み続けられるところも一つ入っているのではないかな。あ、意味として、入っているのではないかということで、ちょっと理解いただけるとありがたいなと思います。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

ほかにありますか、ここは。

いいですか。建築事務費、ありますか。

○春山委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。どこ。

○春山委員 建築事務費。

○嶋崎分科会長 建築事務費を。



○春山委員 はい。

○嶋崎分科会長 大丈夫か。何番。

○春山委員 5番です。

○嶋崎分科会長 5番。

○春山委員 午前中の質疑に加える形になるんですけども、この地区計画が令和4年で見直しの方針が出されたときに、建築指導課のほうでは、この地区計画が、今後、住環境の向上を目指していくという中で、やっぱり、各個別の建物更新のフィジカルプランにまちの在り方というのは影響していく中で、建築指導課として、地区計画の住環境の向上を目標とした建築指導の在り方みたいなものは協議されたんでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 分科会長。

○嶋崎分科会長 いいんだけど、ここに入る。

○加島まちづくり担当部長 すみません。審査で——すみません。休憩をお願いします。

○嶋崎分科会長 休憩しましょう。

午後2時45分休憩

午後2時46分開会

○嶋崎分科会長 それでは、分科会を再開します。

春山委員の質疑からもう一回どうぞ。

○春山委員 はい。令和4年に地区計画の見直しの方針が掲げられて、住環境の向上を求めていくというふうに、方針が出されていると思うんですけども、そのときに、各個別敷地の建物更新のフィジカルプランというのがまちの在り方にすごく影響していくと思うんですけども、そのとき、総合設計制度の見直しについては協議なり、検討されたんでしょうか。

○嶋崎分科会長 それならば。

担当課長。

○武建築指導課長 その場での協議はなかったんですが、建築指導課として、もう20年以上、総合設計が区として経過していますので、新たに、今の総合設計でちょっと増築したいとか、そういう相談もあったりとか、また、省エネ性能も向上していたりとか、春山委員がいろいろ代表でご質問いただいた状況で、いろいろまちの地区計画と総合設計が重なっていたりとか、そういった部分は、研究して、次の見直しに備えたいと考えているところでございます。

○春山委員 はい。最後、1件だけ。

土地利用に依存しない画一的な制度ではなくて、やっぱり地区がどのような土地利用なのかということに合わせて、反映した制度に見直しをしてほしいと思います。

それと、先ほどの答弁でもあったように、491棟のマンションに90%の方々が住んでいるという意味では、千代田区は、とても特殊な住環境に置かれている中、他の自治体の手本となるような、より地域性、特性を生かした制度へと見直ししていただきたいなと思います。

○武建築指導課長 今までは、一律、空地を取ると何%とか、そういったものもございましたが、その敷地、敷地に応じた加点ができて、隣と隣の公開空地、そういったものが有効に使えるような手だてを考えていきたいと思っております。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、建築事務費を終わります。

休憩しましょう。

午後2時48分休憩

午後3時03分開会

○嶋崎分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

先ほどブロックの件数が答弁がなかったんで、分かったようなんで、そのブロックの件数から答弁に入ります。

○武建築指導課長 時間を要してしまい、すみませんでした。

区内の道路に面しているブロック塀の数ですが、12か所ということで、こちらについては、即危険ということではなくて、今、安全が維持されているということでございますので、引き続き、ここは見守って、安全性の確保に努めていきたいと思っております。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですね。

それでは、次に、目5、住宅建設費。決算参考書232ページから233ページについて、執行機関からの説明がありますか。

○緒方住宅課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。特にないそうです。

それでは、皆さんからの質疑を受けます。

○岩田委員 これは、道路維持管理に入るのか、緑地帯及び緑道等維持に入るのか、散水車というのが、（発言する者多数あり）あ、ごめんなさい。まだ。

○嶋崎分科会長 ちょっと聞いてよ。

○岩田委員 ごめんなさい。すみません。失礼しました。

○嶋崎分科会長 俺の話は聞いてやってくれよ。（発言する者あり）

○岩田委員 失礼しました。

○嶋崎分科会長 今は、232ページから233ページ。

○岩田委員 すみません。失礼しました。

○嶋崎分科会長 よく話を聞いて、やりましょう。

○岩田委員 失礼しました。

○嶋崎分科会長 はい。小枝委員。

○小枝委員 すみません。四番町公共施設整備の日程というか、先ほど地下通路の話もありましたけれども、これ、いつまでに出来上がる、完成するという年次をちょっと教えてください。

○緒方住宅課長 四番町公共施設整備についてでございますが、今、住宅課としては執行委任をしているという関係性でありますので、今聞いているスケジュールとしましては、令和8年8月14日までということに、3月12日付の契約変更したときにはそういうことになっているというふうに聞いてございます。

○小枝委員 そうしましたら、あと3年。結構長いですね。

ちょっと、ここで根本的にはちょっとやりづらいんですけども、そうすると、当初は、

バリアフリーな住宅として完了させていくよという予定だったと思うんですね。一番最初は、地下通路も全部出来上がったような環境の中で仮住宅は完成するという、そういうプランだったですね、最初はね。そこをスタートラインだけ確認、そこはさせてください。（「四番町だよ」「四番町でしょ」「四番町」と呼ぶ者あり）あ、そうか。平河に戻っちゃいけないんだ。そうか、そうか、そうか。

○嶋崎分科会長 あれだよね。多分、勘違いしているよね。俺も、今、地下はどこにあるのかなと思ったんだけど。

○小枝委員 そうそうそう。（発言する者多数あり）

○嶋崎分科会長 ちょっと整理しますけど、四番町、どうもあの2人は私の言うことを聞いていなくて、（発言する者あり）今、四番町なんて、平河町だとか、それから散水車というのは全然違う話なんですよ。今は四番——もう一度言いますけど、（仮称）四番町公共施設の整備というところに議論を深めていただきたい。もし、なければないで、次に行きますから。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、ここは終了いたします。（発言する者多数あり）

次に、次が、道路、項3の道路公園費に入ります。

初めに、道路公園費のところ、目1、道路橋梁総務費。参考書では、232ページから233ページ。これについて、執行機関からの説明がありますか。

○神原道路公園課長 道路橋梁総務費でございます。こちら、事業間流用をしておりますので、そのご説明をさせていただきたいと思っております。

4、路面下空洞調査から、2、土木施設等維持管理へ、327万2,000円の事業間流用をしております。この理由でございますが、昨年秋口より土木事務所の改修工事を予定しておりましたが、7月上旬に土木事務所の空調機が急遽故障いたしました。これからの暑い夏を迎えるに当たりまして、できる限り早く修理を行い、土木事務所職員の職場環境を維持するため、予定していた設備工事の一部を先行して発注する判断をさせていただきました。このことによりまして、分割発注による諸経費の増加、また、資材高騰等によることを見込まれておりましたので、そのとき契約差金のありました路面下空洞調査から事業間の流用をさせていただいたものでございます。

説明は以上です。

○嶋崎分科会長 はい。林委員。

どこ。

○林委員 流用のところ、決算参考書232ページ、2番の土木施設等維持管理費と4番の路面下空洞調査のところ、予算の流用についてなんですが、これ、300万円以上になっていますので、本会議で政策経営部長が言われたように、政策経営部長、財政課長等との合議事案になっているのかと、その合議になった、あるいは、部長決裁だったら、それ、何月何日に決定、流用されたのか、お答えください。

○神原道路公園課長 本件に当たりましては、経費の性質に変化が生じる、また、予算流用及び1件300万円を超える予算流用に関する事案に当たりまして、政策経営部長との合議事項になってございます。

こちらは、すみません、予算流用の決裁につきましては、7月26日付で決裁が行われております。

○林委員 7月26日と、4月から年度予算が始まって、すぐ空調の不具合というのが、それをお答え、何月ぐらいというのをお答えしていただきたいのと、もう一つが、路面下空洞調査というのも2,000万余りの予算額を使って、計上してやっている。7月というと、第2四半期の冒頭ですよ。1年の半分も行っていない状況で、もう既に予算が全部消化できないという判断できた理由というのは、何なんですかね。2,000万をとにかく使い切らなくても大丈夫だと、流用をかけても大丈夫だとしたその根拠は何か。

○神原道路公園課長 まず、空調の故障の時期については、定かというか、正確な日付じゃないんですけど、7月の中旬に故障をいたしました。

あと、路面下空洞調査につきましては、2社から見積りを取りまして、その平均ということで予算計上させていただいております。その執行に当たりまして、同様に、契約を上げた上で、年度当初に発注したというような状況がございまして、年度内に行う調査路線は全て網羅しているというようなことがございましたので、今回、その部分については、もう不用額というふうに考えてございましたので、流用をさせていただいたところでございます。

○林委員 要は、路面下空洞調査と、この入札した日、確定した日、金額が、これが何日で、決算額、予算現額等々、支出済額を見ますと、かなりの、要は、2,000万の予算計上をかけていても、支出済みが750万なわけで、半分以下なわけですよ。この見積りの予算の根拠ですよ、2,000万の。で、なってしまった、750万になってしまったということ、かなり予算査定自体が異なったというか、見込み違いだったのか、原因分析等々をどのようにお考えになれるのか、お答えください。

○神原道路公園課長 予算の見積りにつきましては、先ほどと繰り返しの答弁になってしましますが、この調査をやっている会社2社から見積りを取りまして、その平均で予算見積りをしてございます。契約に当たりまして、同様に、同じような作業をしておるんですが、企業努力といいますか、価格間競争による実績を残したいという事業者さんの思いもあったのかと思っております。入札の際に契約金額を落としてきたというような状況でございます。

○林委員 調査のところに影響がなければ、これは費用が安ければ安いほどいいんですけども、そんなに違うもんなのかなと、半分以下になるのかなという疑問は残りますけれども、今後、より精査した形の入札になって。

7月26日に、政策経営部長を交えた形で、320万の予算の流用が決定したと。で、エアコンの工事をしたと。暑いときですし、お金もかかるんでしょうけれども。ただ、不思議なのが、やっぱり流用を320万かけておいて、不用額が415万。要は、流用した金額よりも多いのが不用額になっているんですよ。ここは、どういうふうに、3,800万の当初の土木施設の維持管理費がこういう内訳で流用したけれども、こんな400万も余ってしまったという説明をしっかりといただかないと、何のために議決して、事項で個別にやったのかというのが、何でもありではないということ、この決算時に流用のところで説明していただかないと困るので。ちょっと時系列でお答えしてってください、中身についても。

○神原道路公園課長 この予算流用につきましては、工事請負費を流用して――として流用いたしました。工事請負費の予算は、この額のうち、3,108万9,000円でございます。決算といたしましては、3,107万5,000円ということで、ほぼ100%、工事請負費としては予算執行をさせていただいております。この不用額につきましては、土木事務所の整備に係る設計業務の委託料の執行残が272万9,000円余り、執行率が52.7%となっております。また、土木事務所の修繕にかかる修繕料の執行残が81万4,000円余り。そのほか――すみません、それについては、執行率が27.7%でございました。そのほか、光熱水費等の予算残額を合わせまして、こちらに出ております410万5,000円余りというものの不用額が出たというものでございます。

○林委員 そうすると、工事請負費のところは流用したと。普通、区民の側から見ても、同じ項目で出ているところ、ここで、設計、事務所設計費のほうを、そんなかからないんだったら、工事請負費に回して、流用というのを項目をなくす作業というのも一つ考えられると思うんですね。やっぱり、流用のほうが、手続的にも、財政的にも公正明大に工事請負費のところから、ほかのところから回すというのは、これ、適切なやり方なんですかね。今言われた工事請負費というのは、この決算書のほうで書かれているやつですよ。役務費がどうか、委託費が幾らなんだとか、ここの流用よりも、どうなんだろうというのが分かるような形で説明をしていただきたい。

○神原道路公園課長 その時点で、委託、設計委託のほうで予算流用でき――事務内の、事業内の流用ができたのではないかというようなお話だと思います。予算残額のほうが279万650円ということで、ちょっと足りていないようなところもございまして。あと、併せて、先ほど申し上げた修繕料につきましても、予算の不用額が出ておるんですけども、年度当初ということもございまして、修繕料については、年度末まで執行の見込みがあるかもしれないというようなこともございまして、今回は流用という手続を取らせていただいたところでございまして。

○林委員 そこは、何か基準というのはあるんですか。千代田区役所として、あるいは環境まちづくり部として、こういうところは流用はかけるけれどもとか、その都度、別途、臨機応変な形で流用をかけるような形なんですかね。

○神原道路公園課長 そうですね。明確な基準というのはないというふうに認識してございまして、そのケースによりまして考えていくというところで、財政課とも相談させていただきまして、今回については、緊急性について、予算の執行上やむを得ない事由ということで認めていただきまして、予算流用させていただきました。

○林委員 要は、この合議のところ、僕らも見えないんですけども、こういった財政課並びに政策経営部のほうから諸条例部のほうに、環境まちづくりに言われるんですか。しょうがないですねと、分かりましたと、ぼんと、特に言われたら、そのとおりに判こを打って、流用を認めるとか。いやいやいやいや、もうちょっと、部内で、あるいは課の同じところで精査してから、流用はもう最後の最後の手段だから、慎重の上にも慎重に言うのか。もちろんやらなくちゃいけないというのは、必要性については、私もそのとおりだと思うんです。暑い中、エアコンないと。財政課との協議がどうなっているのか。そして、流用の件数があまりにもちょっと多くなっているわけなんで、この7月中の政策経営部判断もしくは財政課の判断としては、今回の流用302万の流用については、どういう

見解だったのか、何もなかったら何もないで結構ですし、何らか留意事項は言われたとか合議事項のときにあったとか、議論の過程について、説明をお願いいたします。

○神原道路公園課長 先ほど申し上げました明確な基準というものはないというふうに聞いてございます。緊急性、政策的な事業であるかなど、財政課と調整の上、総合的に判断したというようなことで決定をしたというふうに聞いております。

この事業の中で、余剰を生じる見込みのものがある点などを踏まえまして、今回、流用の対応を行っているといったものでございます。

○林委員 聞いた――政策経営部から、もう一回、ごめんなさい。

要は、決算書の116ページの14番になるんですかね、工事請負費って。この関係が流用の必要性があると、所管部のほうでは申し出たわけですよ。で、予算査定をした財政課のほうからは、特段何もなく「なるほど。そうですか」という形で、すっとできるものなのか、どうなのかって、そこの合議の過程を、部長決裁だったらもうよく分かっている、部内の300万以下だったら、よかないですけども、しょうがないよねなんですけど、政策経営部を通した形になるんで、何にも言われないものなんですかね。これ、別の事業部では、ちょっと総括のときにやりますけど、ここの所管部だけはもう終わらせておきたいんで。何にも、誰が出るのか、そもそも。流用の申出合議のときに、必要な方、向こうは政策経営部の財政課とか……

○嶋崎分科会長 どういうふうになっているんだ。

どうぞ。

○神原道路公園課長 流用に当たりましては、まず、担当のほうから財政課と調整させていただき、我々としても調整しているというような状況でございまして、手続といたしましては、政策経営部長宛てに当部のほうから原議を回すというような流れになっていまして、その決裁を取っていくと。今回の件については、やはりこの事業の必要性を認めていただいて、緊急性があるということで、流用を認めていただいたというふうに我々は認識してございます。

○林委員 何も言われなかったのかというのをずっと……

○嶋崎分科会長 聞きたい、多分、林委員が聞きたいのは、手順、手続はそうかもしれないけども、そんな簡単に政策経営部が受けて、「はい、分かりました」という話、もうちょっと積み上げての話ってなかったのかという、その辺が……

○林委員 要は、合議というのが、判こを押すのが合議なのか、何か、報告だったらよく分かるんだけど……

○嶋崎分科会長 休憩します。

午後3時22分休憩

午後3時23分再開

○嶋崎分科会長 それじゃあ、分科会を再開します。

答弁から入ります。

○神原道路公園課長 すみません。お時間いただいて、失礼いたしました。

今回の事案につきましては、合議事項となっているというのは、先ほど申し上げたとおりでございまして、その場合につきましては、経費の性質的に変更が生じる予算流用及び1件300万円を超える予算流用に関わる事案となっております。なお、なお書がござ

いまして、原則として、人件費等に係る流用や基金を財源とする事業からの流用はできないというふうになってございまして、そういったものに該当しないということや、この事業の必要性、本当に不足が生じているのかですとか、流用元の性質というものを政策経営部のほうでも判断いたしまして、合議を回した上でご了解いただいているというようなことでございます。

○林委員 違いを。

○嶋崎分科会長 林委員。

○林委員 そうすると、報告事案の300万円以下の流用と合議が必要な300万円以上という流用、ここというのは、特段、名目上はあるけれども、実質的に所管のほうから申請すれば、流用というのはいすべからく認められていると。特に合議する場面もないというので、よろしいんでしょうかね。この場合は、全部になっちゃうから、この事案についてはなかったと。

○印出井環境まちづくり部長 ひもといてご説明しますと、先ほど課長が申し上げたような要件に該当するかどうかについて、しっかり実務上、財政課と所管課のほうで確認をすると。逆に言うと、先ほど申し上げた対象に該当しなければ、流用はできないという状況でございますので、それをもって、かつ300万円以上については決裁もすると、合議もすると。そういうふうに認識してございます。

○林委員 だから、ずっと報告と合議の違いを言っていたかと、ありがたいんですけども。

○神原道路公園課長 合議事項については、あらかじめ幾つか事項がございます。例えば、事業計画の設定変更、または、廃止に関する事業ですとか、落札先の仕様に関する事案ですとか、幾つかございます。報告事項につきましては、経費の性質に変更が生じない1件300万以下の予算流用に関する事案については、財政課に相談の上というふうになってございます。

○林委員 ちょっと、最後。

そうすると、最後の確認、要は、書面上提出すれば、特に合議といっても、財政課のほうで合議対象にするような、要は、話す時間もなく、実務的なレベル感で終わってしまうんですか。いや、本会議の答弁で大々的に合議と報告の違いはあるんですよと、政策経営部長が答弁で言われていたんで、いや、違いがあるのかなと思ったら、実質的にはそんなないんですか。書面で、それぞれ低い金額、300万円以下で性質上のも出しても、そのとおりという形になるし、性質が一緒であればとか、300万円以上であっても、所管のほうから出れば、流用に断られることは、合議でもあってもないのですか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げた様々な要件を実質的に調整すると、事前に。その上で手続ということになりますので、当然、先ほど掲げた要件に該当しないものについては、流用としては認められないものというふうに認識しております。

○林委員 だから、報告と合意って、あんまり違いがないんですかという。（発言する者あり）報告事案と合議事案の違いというのを。

○嶋崎分科会長 休憩します。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

担当課長。

○神原道路公園課長 合議事項につきましては、財政課と事前の積み上げた上で、協議をいたしまして、合議という形で、決裁を政策経営部長にも回すというような手続が必要となつてまいります。

○林委員 報告はないと。分かったような、分からない……

○嶋崎分科会長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、この道路橋梁総務費調査を終了します。

次に、目2、道路維持費。参考書232ページから235ページについて、執行機関からの説明は。

○神原道路公園課長 決算参考書の234ページをご覧ください。6の区の花さくらの再生の執行率につきまして、53.79%となっております。これは、クラウドファンディングへ移行したため、さくら募金活動の経費を支出する必要がなくなったことや、さくら基金からの助成額を踏まえた予算執行によるものでございます。

また、7の街路灯維持管理の補正予算2,902万3,000円につきましては、電気料金の高騰により、光熱水費に不足が生じることから、令和4年第4回定例会にて、追加の予算をお願いしたものでございます。

説明は以上です。

○嶋崎分科会長 はい。このところ、ありますか。

○桜井委員 今、課長ご説明を頂いたんで、ちょっと、これ、聞いておきたい……

○嶋崎分科会長 区のさくら。

○桜井委員 区の花さくらの再生、6番のところね。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○桜井委員 いいですか。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○桜井委員 事務事業概要にも丁寧に書いてございますけど、まずは、この予算書——あ、予算書じゃないね、決算書の参考書の今ご説明を頂いた予算現額が830万に対して、446万円の支出があったということなんですけども、すみません、ちょっと今説明いただいたんだけど、よく分からなかった。この内容、内訳を教えてくださいませんか。

○神原道路公園課長 まず、区の花さくら連絡会というのを毎年開催してございまして、その謝礼金等の決算が7万円、あとは、啓発品として、ポケットティッシュを買ってございまして、一般事業費として9万9,000円。あと、区の花さくら再生に関する桜の受精調査ですとか、あとは、害虫の駆除等の費用につきまして、委託料として429万5,000円余りを執行してございます。

○桜井委員 ほとんどは、その調査費と駆除にかかる費用だということだね。分かりました。

それと、不用額が383万6,000円出ているんですね。今の話だと、この駆除だとか、調査だとかというのは、年間を通して、どのぐらい、2,000本ですか。どのぐ



らいのお金がかかるんだろうなということは、事前に分かるんだと思うんだけど、それがこういう形で、不用額として380万出てしまったということについては、どういう、何か理由があるんでしょう。

○神原道路公園課長 この区の花さくら再生の作業に関しては、毎年、まちみらい千代田で管理していますさくら基金のほうに我々から申請をした上で、歳入として頂いたもので賄っているというような状況になってございます。その年のやる作業なんかを、改めて確認した上で、まちみらい千代田のほうに申請させていただいたというところでございますので、その辺の歳入の見込みも踏まえて、支出しているというような、そういう、ちょっとバランスでやらせていただいている事業となっております。

○桜井委員 予算をつくるときに、まちみらい千代田という名前が出てきちゃったんで、非常に、まちみらい千代田が主としてやっていくというようなことなのかもしれないけども、ただ、区の事業として、今後も、これ、予算を立てていかなければいけない中で、今の話だと、何か非常に不安定要素のような、よく分からないんですよ。でも、取りあえず、まちみらい千代田を頼るしかないんですよというように、そんなふうにちょっと聞こえるんだけど。やはりこれから予算に入っていくということになってくると、決算というのは、しっかりとこの事業に対する検証というものも、効果検証というものもしていかなければいけない。そういうときに、まちみらい千代田、別に構わないんですよ。構わないんだけど、どういうことにお金をかけると、どれだけの効果があるんだろうというところは、しっかりとやはりつかんでいかなきゃいけないと思うんですよ。

ですから、そういう面で、この不用額が380万もあるのはどういうことなのかなというところで、今聞いたところです。いろんな理由があるんでしょうけど、ぜひ、そこら辺のまちみらい千代田との関係の中での、今後、予算をつくる上における費用と効果と、そこら辺はしっかりと組み立てていただきたいと思います。

その上で質問をします。そこはいいですか、今の、ちょっと指摘をしておきたい。

○神原道路公園課長 ちょっと私の説明も不足していたところがあって、大変失礼いたしました。基金のほうは、まちみらい千代田で管理はしているんですけども、その費用に当たっては、さくらの募金であったのがほぼほぼなんですが、ここのところ、コロナ禍で募金というものがなくなってきていたというような状況の中で、さくら基金自体が目減りしているような状況がございました。で、昨年度よりクラウドファンディング等を活用いたしまして、一定程度、見込みが出てきたというところもございますので、すみません、まちみらい千代田がそこを管理しているために、我々が予算執行できていないというようなことではございませんで、そういったさくら基金の残額も踏まえながら、我々としては、ちょっと事業を進めてきたということでございます。クラウドファンディングで安定してきた財源につきましては、桜の維持管理について、今後、しっかりと活用させていただきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員 そうですよ。駆除にかかった金額というのがこの大半だということも分かりましたので、年間を通しての予算を組み立てるときには、しっかりとした予算を立てていただきたいと、そのように思います。

その上で、113ページ、事務事業概要をちょっと見させていただきました。クラウドファンディングの実施状況が書かれています。令和4年のときに、私も初めてこの金額を

聞いたときに、大体1,000人で1,200万ぐらいだという話で、いいことをやっているなというふうに正直思いました。大体、1万円ちょっと超えたぐらい、皆さんに大変ご協力を頂いて、本当にありがたい話です。第2回目になると、これは今年になるわけですが、支援人数が、支援者の人数が465人ということで、約半分に減っちゃっているということ。それで、そうはいつでも、支援金額としては、1,390万ということで、去年よりは増えていると、そういうような数字が出ているわけです。

ちょっと聞いておきたいのが、この支援金額が、第1回目と比べて、第2回目は約3倍ぐらい、1人3万円ぐらい平均するとご支援を頂いて、大変ありがたい話なんですけども、何か、例えば一口幾らとか、まあ、そういう言い方はしないでしょね、クラウドファンディングで。何か仕掛けみたいなものというのは考えてやられたんですか、金額について。  
○嶋崎分科会長 募集の仕方。募集の仕方。

担当課長。

○神原道路公園課長 第1回目につきましては、観光協会で今取り扱っていますキャラクターとコラボで使用させていただきまして、返礼品として、そういったものがあったということで、そういったものも目的にご寄附いただいた方が多かったのかなというふうに考えてございます。第2回についても、そういったキャラクターとのコラボはなかったんですけども、いろいろな返礼品というものはご用意はしていたところでございます。

今般、やはり第2回目ということもございまして、出足の伸びが悪かったというような状況がございました。そういった中で、マスコミの報道を見た方から、ちょっと高額な寄附を頂いたというような状況もございまして、今回、目標としていた1,000万というものを大きく超えることができたというところでございます。（発言する者あり）

○桜井委員 ありがたい話ですよ。

そうすると、支援者数は約半分に今回減っちゃっているけど、金額はそこそこの金額まで頂くことになったと。そういうことなんですよ。

それで、このクラウドファンディングというのは、今後もやっていくんでしょう、今後も。どうなんですか。何を聞きたいかという、この桜の再生のために、千代田区の桜の再生のために、皆さんにご協力を頂いていると。その趣旨をご理解を頂いて、こういうクラウドファンディングが行われているわけなんですけども、千代田区として、どういう長期的な目標を持っているのかということを知りたいんですよ。ただやれば、今回はこうだったよね、去年はこうだったよねじゃなくて、それはそれでいいんですけども、長い目で見たときに、例えば10年スパンとか15年スパンとか、桜の樹齢というのは20年ぐらい、（「70年」と呼ぶ者あり）えっ、70。（「70」と呼ぶ者あり）そんなに、そんな古いかね。まあ、すみません。（発言する者あり）それで、もちろん、そういうことも考えながら、当然、千代田区の今の現状もあるでしょう。老木になっているのもあるだろうし。やはり計画をある程度、表には出さないけど、出さないけど、樹木の維持のためには、これだけの年数、皆さんにいろいろとお願いをしていかなければいけないとか、そういったようなことも考えていく必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょう。どのようにお考えですか。

○神原道路公園課長 桜の維持管理につきまして、毎年、かなりの経費が見込まれているというような状況が続いていまして、それは、ある程度、もう一定の額というものは、毎

年かかってくるというのは認識してございます。クラウドファンディングにつきましては、まずは3年やってみようということで考えております。ですので、次年度につきましては、もう一度、チャレンジするというふうには考えておりますが、それを今後継続していくのか、また、あるいは違った方法を取っていくのかというところについては、これからちょっと検討していきたいというふうに考えてございまして、今後の展開につきましては、また常任委員会のほうでも、決まり次第ご報告させていただきたいというふうに考えております。

○桜井委員 考えている、検討する必要はあるねということなので、そのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、このクラウドファンディングに参加された方というのは、区内の方、区内以外の方ね、区外の方、比率だとか、つかんでいらっしゃいますか。いかがですか。

○神原道路公園課長 ちょっとすみません。精緻な数字は、今、ちょっと手元にないんですけれども、この額のうち、約3割は千代田区内の方からの寄附というふうに記憶してございます。

○桜井委員 うれしい話でね。それと、7割の方が区外の方で、千代田区まで来ていただいて、さらにクラウドファンディングに参加をされて、千代田区この桜の維持にご協力を頂いていると。大変ありがたい話ですよ。

それで、いつだったか、東京都の日比谷公園がリニューアルしたときに、ベンチを新設したのについては、たしか10万円だったかな、寄附をした方にはその方の名前をそこにプレートとして貼り付けますよという話がありました。私の知人も、これはいいと言って、参加すると言っていましたけど、やはり、その土地に対する愛着というか、関わり、千代田区との関わり、そういうようなことを、こういう千代田区までわざわざ来ていただいて、多額の寄附をしていただく方ですから、そういう方たちにも喜んでいただけるような仕組み、何か仕掛けをやはりすることは大切だと思うんです。桜の樹木を使ったキーホルダーだとか箸だとか、それもいいですよ。それもいいけども、千代田区に行ってみたい、千代田区の桜を見たいと思っただけのような、毎年4月、わくわくするような、そういう何か仕組みがあったっていいのかなと僕は思うんです。そういうときには、例えば、今お話ししたような桜の樹木のところに、その方の名前を、プレートをそのところに設置をすることで、設置の仕方はいろいろあるんでしょうけども、そういうようなことをすることによって、より千代田区の桜と7割の方、これがもっと増えるかもしれない。区内の方ももっと増えるかもしれない。こういうような仕組みというのを、やっぱりやっていく、考えていくという必要もあるんだと思うんですけど、いかがでしょう。

○神原道路公園課長 まさにおっしゃるとおりでございまして、我々も、今回、高額の寄附を頂いた方につきましては、千鳥ヶ淵緑道のほうにお名前のほうを載せたプレートというものを作っていこうということで、今、手配を進めているところでございます。

○桜井委員 まだ設置していないんだ。

○神原道路公園課長 まだ設置はできてございませんが、来年の桜の時期までには、そういったものもやることによって、見に来て楽しんでいただくですとか、こともあると思ひますので、引き続き、何ができるかというものについては検討させていただきたいと思ひます。

○桜井委員 はい。結構です。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○桜井委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかに。

○岩田委員 先ほどは失礼しました。散水車ってあるじゃないですか。水をまく車、あれは道路維持管理なのか。

○嶋崎分科会長 どこ。道路維持管理。

○岩田委員 緑地帯及び緑道等維持になるのか、ちょっと分からないんですけども、これって、どっちに入るの。どれに入るんですか。

○嶋崎分科会長 散水車が、まず、今、あるのか、ないのかも含めて。

○神原道路公園課長 以前は、区の直営で散水車というものを運営していたんですけど、今現在は、今お話がありました緑地帯及び緑道等維持管理の中の委託で、水まきのことをかん水と呼びますけど、かん水作業というのを実施しております。

○嶋崎分科会長 あることはあるのね。

○神原道路公園課長 はい。

○嶋崎分科会長 委託しているんだって。

○岩田委員 その散水車なんですけども、委託だと、結構金額が大きくなると思うんですけど、それって、千代田区で買っちゃうとか、そういうのというのはできないんですかね。（発言する者あり）

○嶋崎分科会長 その前にさ、何で、何で委託したのか。自ら持っていたものを委託したわけでしょ。何か訳があって、そういうふうにした。あとは、東郷公園のところに、散水車のための何か水槽みたいなのがあったよね、貯水のね。そんなのも、今はないわけだから、そういう維持管理も含めて、どうなのかというふうに答えてあげると分かるんじゃないの。

○神原道路公園課長 今、分科会長のほうからお話があったように、東郷公園、芳林公園のほうに給水用のタンクというものを用意してございましたが、そういった維持管理費であったり、散水車の維持管理、また、運転手の人件費等もございまして、委託の経費のほうコスト的には下がるというような見込みの中で、廃止してきたという経緯がございませう。そのような状況でございます。

○岩田委員 じゃあ、その委託の経費、ちょっと教えていただけますか。

○嶋崎分科会長 内訳。（発言する者多数あり）

どうぞ。

○神原道路公園課長 委託の経費といたしましては、こちら、いろいろ清掃ですとか、緑地帯の清掃ですとか刈り込みとかもございまして、麴町地区、神田地区を年2回かん水するというようなところの経費といたしましては、992万8,000円余りになってございます。

○嶋崎分科会長 どうぞ。

○岩田委員 年2回でそんな金額になるんですか。いや、ちょっとびっくりしたんですけど。まあ、それ、水をまくだけじゃなくて、清掃とか、全部入れてということなんですけ

ど、ことですね、散水車のことに関して、ちょっとお耳に入れたいことがございます。中古で買うと、100万ぐらいで買えちゃったりするんです、これ。（「散水車」と呼ぶ者あり）そう。散水車。それで、それを見たら、走行距離も見たら、何か2万キロとか、3万キロぐらいだったりして、ほかにもレンタルもあるんですよ。1日1万4,500円。月々だと29万円。これは、川口市の事業者なんですけど、そういうようなこともいろいろ考えて、安いというふうにおっしゃっているんですかね。これ、992万って、すごい額なんですけども、自分も調べて、安いのがあるな、なんていうふうに見ると、自分の計算違いなのかなと思っちゃうんですけど、そういうのって、ちゃんと計算をされて、委託のほうが安いとおっしゃっているんでしょうか。

○神原道路公園課長 これまでかかってきた経費というものを、その当時、積算した結果、そうなったというふうにご認識してございます。今申し上げた990万余りというものにつきましては、あくまでも予算見積りの段階ですので、これは必要に応じて支出していくというものでございまして、必要に応じて、委託契約の中で指示書というような形で指示していくというようなもので、想定としては、麴町地区、神田地区の緑地帯を全て年2回やった場合の費用でございます。（発言する者あり）

○岩田委員 いや、年2回というふうにおっしゃるんですけど、年2回でそれだけの金額って、相当なもんですよ。相当な刈り込みをして、清掃もして、水をまいてって、それで、この金額というのは、僕はちょっと考えられないんですけども、どれぐらいの業者の相見積りとかを取ったんでしょう、それ。

○神原道路公園課長 こういった維持作業につきましては、これまでの積算の単価——歩掛というのがございますので、そういったものに対して、そのときの人件費というもので積算しておりますので、当然、見積りも取りますが、そういったところも踏まえて、予算立てをして、執行しているというような状況でございます。

○岩田委員 何社ぐらい相見積りを取ったんですかと、僕、聞いたんです。

○神原道路公園課長 2社以上見積りを取るというのが原則でございます。2社以上取って、その平均ということになります。あと、非常に額が高いというところをおっしゃられておりますが、緑地帯の面積が1万9,000平米でございます。物すごい規模のものを我々としては管理しておりますので、その辺も、実態として考慮した上で、予算を執行しているというところでございます。

○岩田委員 じゃあ、その年に2回、その1回というのは、何日間かけてやっているんですか。

○神原道路公園課長 すみません、今、ちょっと昨年の実績、水やりの実績だけちょっと捉えていないんですが、今年度でいいますと、麴町地区に8月にかん水作業をやっていると。すみません、日数まではちょっと把握してございませんが、そういう作業を指示してやらせているというようなところでございます。

○岩田委員 それって、資料って、調べれば分かりますか。

○神原道路公園課長 麴町地区で今年度やったものが何日間かかったということであれば分かりますし、昨年度の実績についても、ちょっとお時間いただければ、お調べいたします。

○岩田委員 じゃあ、総括までをお願いしていいですかね。

○嶋崎分科会長 えっ。ちょっと待って。ちょっと待って。すみません。休憩します。

午後3時51分休憩

午後3時52分開会

○嶋崎分科会長 分科会を再開します。

じゃあ、もう一度、岩田委員のほうからどうぞ。

○岩田委員 小枝委員のほうから資料要求もあったようなので、そちらのほうでやりたいと思いますので、よろしくお願いします。（発言する者あり）

○嶋崎分科会長 あの、何で俺が整理しなくちゃいけないの。

資料要求というのは、決算の委員会の中での冒頭の委員長からの各委員に対しての資料要求のところで、小枝委員からの資料要求と、今、ご質疑されていたところが若干重なるんじゃないかということなんで、ここでは質疑をしないと、質問をしないとということでもいいですか。

○岩田委員 すみません。ありがとうございます。そのとおりです。

○嶋崎分科会長 はい。

何、またここでやるの。

○小枝委員 いや、今の話をここで切っちゃうと、ちょっと具合が。

○嶋崎分科会長 はい。小枝委員。

○小枝委員 すみません。

今の散水車のところはかなり具体、個別のことでもありますので、全体のところは、分科会長の仕切りのとおりにさせていただきますが、2点、岩田委員もそこを言いたい部分もあると思うんですけども、委託にしまして、何回とかと言ってしまうと、結局、90日以上、何でしたっけ、真夏日でしたっけ、そういう歴史上ないような気候の中で、かなり、もうからからになってしまって、弱い木たちはどんどん枯れていってしまったと。テレビにも出て、課長もテレビに出ていたというふうなうわさも聞きましたけども、そうすると、結局、何回という委託の仕方になっちゃうと、結局、そういうとき、時々刻々のこの状況に対応した散水、かん水というんです、できないんじゃないかという。ここまでの時代状況、沸騰都市という状況を想定していなかったと思うんですけども、そこら辺の問題意識は、もう一つ、やはり高める必要が、それでできるのかということは、お金の問題だけじゃなくて、できるのか。知らないところで散水車がなくなっちゃった。区民も知らなかったわけですけども、そういう必要性というのはもしかしたらあるんじゃないか。

もう一点、東郷公園の給水用タンクの話がありましたね。これ、そういうのも、私も知らなかったんですけども、今、水まきというのは全体として必要とされていることでもあるので、なくしてしまうという判断はちょっとどうしてなのかなと。むしろ、各所にそういった、天水尊じゃないですけども、蛇口をひねらなきゃ水が出ないような状況じゃなくて使える水というものを蓄えておくということは、むしろ、今、必要なんじゃないか。

ちょっと2点だけ、切り離して、この場でお答えいただけますか。

○神原道路公園課長 まず、さきの水まきの体制というところでいいますと、委託以外にも、必要に応じて、土木事務所のほうに一定程度の給水のための施設といいますか、がございまして、それを車に乗せて運んで、水をまけるというようなものができますので、緊急な対応というのは、そういったことでやっていかなければいけないのかなというふうに

思っています。

あと、給水のタンクがなぜなくなったのかということにつきましては、やはり散水車の廃止に伴いまして、東郷坂のほうにありました、地上に出ている給水タンクがあったんですけども、少し老朽化もしていたということに合わせて、撤去をしたというようなものが経緯でございます。

○小枝委員 土木事務所もありますからということでしたけれども、大分、この土木事務所というのは、ご存じのとおり、激減なんですよ。だから、土木現場の方も、もう人員的に物すごく減らされていると思うんです。だから、必要とあらば、やっているだろうという話では、もう昨年と今年は違うわけで、また来年どうなるか分かりませんが、やはり職員の、もしや、そこに位置づけていくのであれば、それなりの人出と、それなりの仕組みをつくってあげないと、気を利かせて、ついでにやりなさいよという話ではないだろうというふうに思うので、ちょっと、そこは今の答弁ではいただけない。それから、各所に水をためているということで、東郷公園は、じゃあ、理解をいたしますけれども、そういったためている施設というのは、雨水利用とかしているんですか。水道水をやはり使っているんですか。そこも散水のための水をためる仕組みというのは、やはり水道水を使うということだけでは、ちょっと環境によろしくないんじゃないかと思えますし、経費的にもよろしくないんじゃないかと思うので、東郷公園がなくなったのであれば、なおさら、何らかの形でそうした水をためていく車なり、仕組みなりというのは必要なんじゃないかと思えますけど。

再度、そここのところの答弁を頂いたら、私は、今回、この件は。

○神原道路公園課長 公園内には、各所、災害用のポンプというのがございまして、地下水は吸い上げられるような状況にはなっている公園が数か所区内にはございます。そういったことで、東郷ですとかも、井戸ですね、防災井戸がございまして、そういうものの活用も考えられるのかなというふうに思っております。

あと、土木事務所の職員につきましては、当然、数十年前と比べれば、減ってはいるところではございますが、人事課とも協議の上で、一定程度の人材は確保していこうということになってございまして、数年前から新規採用の職員を配置しているようなところでございますので、そういった形で、土木事務所のほうの活性化というものを図れるのかなというふうに思っています、我々としては、そういう体制で、しっかりと維持管理できるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○小枝委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。

ほかに。

春山委員、どこですか。

○春山委員 道路のアダプトシステムについて、お伺いさせていただきます。今年度の当初の予算額320万で、執行率81%というところなんですけれども、これ、このことに含めて、全体の道路の考え方について、区のお考えをお伺いしたいと思います。

これ、先ほどのお話で、緑地帯及び緑道の維持管理にこれだけの高額なコストがかかっているところ、ほかの委員の方々からご質問があったと思いますが、この道路のアダプトシステムというのは、今、14路線と——道路が14路線、協定の締結がされていると思

うんですけど、この協定先の町会が関わっているところの数を教えていただきたい。また、町会だけじゃないところは、こういった団体が関わっているのか頂きたいのが1点目。

今後の緑の方向性として、ほかの自治体では、この緑のアダプトシステムというのをもっといろんな人たちが関われるようにというような活動が多く広がっている中、千代田区として、320万の予算でこの14路線ということで本当によいと考えているのか。市民が関わってくれる道路の緑の空間の整備コストも削減され、また、市民の方々、区民の方々が緑に関わる、緑を増やしていこうと意識を高めるとい意味では、この緑のアダプトシステムはすごく重要だと思うんですけども、この辺について、お考えをお伺いしたいです。

○神原道路公園課長 すみません。14路線の町会の関与ということに関しては、ちょっとお調べさせていただきたいなというふうに思っております。

○嶋崎分科会長 調べる……

○神原道路公園課長 で、今、予算に対する区の考え方ということでございますが、この道路のアダプトシステムの予算につきましては、ほぼ原材料費ということで、花を購入して、アダプトの団体の方々に提供させていただくというようなところでございます。なかなか、コロナもございまして、そういった活動のほう休止しているような状況が続いておりましたが、徐々に今戻りつつあるというような状況もございますので、またこれから新たに始めたいという団体につきましても、我々としては、それを妨げることなく、ご協力いただけるものについては、ご相談の上で取り組んでいただければというようにことが決まりましたら、お互いに協定、覚書というものを結んでやらせていただきたいと思っておりますので、我々としては、窓口として、いつもオープンにしておりますので、そこについては、地元の地縁団体の関係もあるとは思いますが、ご相談のほうは受けさせていただきたいというふうに考えております。

○嶋崎分科会長 春山委員。

○春山委員 これは、路線全部を管理しなくてはいけない、それとも、ここだけをやりたいたいという区民の方の希望でできるものなんでしょうか。その辺のガイドライン的なものがあれば、教えてください。

○神原道路公園課長 特に、路線、ここの路線を全部やらなければいけないということはありませんで、単体のマンパワーというものも当然あると思いますので、その方々でできる範囲というものをやっていたらよろしいのかなというふうに考えております。

○春山委員 はい。

○嶋崎分科会長 いいですか。

ここのところは何かありますか。

○林委員 維持管理と次のバリアフリーとかぶって、道路全体なんですけども。

○嶋崎分科会長 バリアフリーと。

○林委員 道路の維持管理。

○嶋崎分科会長 道路の維持管理。

○林委員 まあ、道路の……

○春山委員 私もこんなところが入っています。

○林委員 そっちでやってもいいんですけども、進み過ぎちゃうと、まずいんですよ。



○嶋崎分科会長 うん。そうしたら、ほかのところ、これ、ここのところ、項目はありますか。

岩田委員。先にちょっといい。

○岩田委員 質問の前にちょっとお伺いしたいんですけど、道路の保安業務はどこに入りますかね。

○嶋崎分科会長 保安業務。具体的に。

○岩田委員 神田警察通り。

○嶋崎分科会長 神田警察通りの保安業務、どこに入るの。（「新設改良費」と呼ぶ者あり）234の3番。

○須貝基盤整備計画担当課長 234から235。道路新設改良費、目5の新設改良費の3番、自転車通行環境整備。

○嶋崎分科会長 ふーん。だから、次のところだね。

○岩田委員 はい。ありがとうございます。

○嶋崎分科会長 はい。それで、ちょっと戻りますけど、道路の維持管理だけ。

○林委員 うん。

○嶋崎分科会長 維持管理と、そこのところは、じゃあ、道路維持管理だけでないですね。

そしたら、取りあえずは、そこは基本的にはないということで、道路維持管理だけ残ったんで、関連があるということなんで、ここは、じゃあ、次に入りますよ。

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 3目の道路新設改良費に入ります。ただ、1目、前のところで、一つ残っていますから、併せて、林委員のほうからお願いします。

○林委員 それでは、決算参考書の232ページの道路維持費の1番、道路維持管理費と234ページの3の道路新設改良費の1、バリアフリー歩行空間の整備です。事務事業概要ですと、105ページ辺りからずっと続きます。主要施策の成果がちょっとかぶるんですけど、102ページにも関わるのかな、歩行空間が関わらないのかな。みらいプロジェクトですと、29ページ、28なんですけど。

主要施策のほうも若干絡むんですけど、99ページに書いてあるんですけど、要は、バリアフリーの歩行空間の整備の工事ですとか、舗装を透水性にするですとか、遮熱性の工事をするとか、要は、やっていることは大変ありがたいことなんですけれども、この工事をするに当たって、やったことによって、維持費が増えるのかどうかということと、主要施策の成果にある99ページで、これ、システムをつくったんだけど、区全体として、あと、どれぐらいの歩道が工事をしたほうがいいと、今の現状の歩道から改築したほうがいいと。その総コスト、総キロ数とか等々が分かるような形になるのかどうかというのを確認したいんです。みらいプロジェクトが終わってしまうんで。

○神原道路公園課長 昨日（先週の金曜日）のヒートアイランドのところでも、すみません、私のほうでご説明できなかったところもありますので、それも含めて、ご答弁させていただきたいと思うんですけども、区道の歩道の面積というのは、歩道を中心に保水性というのをやってございまして、区内全域で区道は31万500平米ほど歩道がございまして。そのうち、現在、保水性の舗装の部分については、9万3,600平米ということで、

約30%が保水性の歩道になってございまして、残りの部分については、アスファルトになります。ほぼほぼ透水性といった舗装を採用してございまして、どれだけ保水性を目指していくかというようなところについては、目標値というのは持ってございませぬが、基本的には、環境に配慮した舗装、また、修景に合わせて、カラー舗装を使う場合は、保水性舗装にしていくというようなところでございまして。

維持管理につきましては、やはり、どうしてもアスファルトに比べますと、インターロッキングブロックといったものは、若干価格のほうは高くなりますので、そういった材料費については上がってくるのかなというふうに認識してございまして。

併せまして、車道については、遮熱性舗装というものを採用してございまして。区内の区道の車道の面積については、1万7,500平米ほどございまして。すみません、失礼しました。100万、100万ですね、100万7,500平米。

○林委員 100万平米でいいや。

○神原道路公園課長 はい。100万平米ですね。で、このうち、遮熱性舗装を採用しているところについては、2万7,700平米ということで、2.75%、3%にも満たないような状況にはなってございまして。これについても、コスト面では、やはり、遮熱性舗装は磨耗に対して劣化するというような性質がございまして、定期的に塗り替えをしないと効果が薄れるというものでございまして、そこについては、何年でやっていくのかですとか、コストと効果というものを検証しながら進めていきたいというふうに考えてございまして。

○林委員 大変分かりやすく言っていただいたんですが、要は、予算のあらましというのが令和4年度出ていて、108ページには、区道はこうやって変えていくんですよ。新しい工事どうなんですよ。その前のところに、システムをつくる、地中化や、あるいは、歩道拡幅する、橋やる、自転車やるという、部分部分は、まあ、そうだよなという形なんですよ。トータルで、あと、千代田区が向こう何年、仮に遮熱性塗装の車道までヒートアイランド対策が大事だとしたら、やらなくちゃいけないと、どれぐらい——あと、ここは分かりやすく、100万分の2万しかやっていないから、残り98%やらなくちゃいけないわけですよ。どれぐらいの金額が、今の想定ですよ、かかってしまうと。維持費がアスファルトに比べてこんなにかかってしまうと。こういった分かりやすい指標だと思うんですよ。

地方公共団体として、区道だけやるんですよ。都道や国道はお国や東京都にお願いして、区として、どれだけのお金が、今後、道路整備とか維持管理で必要なんだというトータルのものを、道路整備計画システムだけでは多分できない話ですよ。ここであるのは、緊急輸送道路とか、バリアフリー特定とか等だけをやるという形で、トータルの、廃止する区道もあるんでしょうし、部署のところで。じゃなくて、全体として、区役所まで、九段下まで来るところも、暑いところは早くやったほうがいいよねとか、そこからは、僕らと一緒に優先順位が決まるわけですよ。全部やったほうがいいけど、人が多いところからやったほうがいいねと。だったら、こっちじゃないとか、あっちじゃないという形で、トータルのが分からないと、部分部分で、今回はこっち、来年はあっちという形になってくると、到達度も、議論もすごくするのが厳しくなってくる。

ここから先、どなたがやられるか分からないけども、やっぱり自転車の道を造るにも、

地方公共団体として公共の利益はこうなんですと、目標はこうなんですと。全部、保水性にする、遮熱性にする、優先順位をつけて自転車道を造るとか、いっぱい優先順位をつかって、金額がこれだけかかっちゃうところを、あらゆる最終目的と中期目的というのを示した上で、年度予算を出してもらいたいんですよね。それはできるものなのか。いや、課の中では共有しているのかもしれないけど、何でこの道を先に優先して造らなくちゃいけないのという議論に対して、全体計画があれば、いや、公共性、公共の福祉のためには、ここが最初にやらなくちゃいけないんですという説明ができるような状況にするにはそれしかないと思うんですけれども。あるんですか、まず、課内のところで。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、林委員のおっしゃられたこの道路整備計画システムの構築なんですけど、こちらは、道路の維持管理、道路整備方針、これを策定いたしまして、それに基づいて進めていくんですが、ここにある属性とありますけども、こういう基本情報を、まず、昨年、この予算において、まとめ上げました。ただ、これは、区道のGISに載せるためのデータでございまして、まだこれをぱっと見て幾つというのは、ちょっと表で物すごい表になっていますので、その辺がまだ整理されておりません。これを、今後、区の統合型GISのほうに載せる、そちらのほうに移行できれば、今、林委員のおっしゃられた、例えば、セミフラットがどれぐらい進んでいるとか、遮熱性舗装がどれぐらいできているとか、その辺のところは分かってまいります。ですので、それができてから、全体的な計画とか、その辺というのは、お示しできると思います。

○林委員 GISの話をもう少し細かく言っていただいたほうが分かりやすくなると思うんですけども、今までは、何となく頭の中であっただけでも、それを可視化できるようなのがGIS、区民の方も見れるオープンデータになるのかどうかということと、結局、保水にしても、遮熱性にしても、初期コストもかかるし、ランニングコストもかかるわけだから、受益と負担の間、負担が増すわけですよね、区としては。住民の負担も増すわけですね。その分、福祉政策に行けたかもしれないけれども、ヒートアイランドのほうに行かなくちゃいけないと。で、併せて、やっぱり選択と集中になってくると、部分部分で飛んだところを遮熱性だ、保水だとやっても、連続性がないから、重点的に駅から福祉施設とか、あるいは、通学路、子どもたちが低い、保育園の周りとか、こういったところに優先順位をつかっていかななくちゃいけないねという方針というのは立てれるもんなんですかね、第4次基本構想を基にして。（「それは無理だ」と呼ぶ者あり）

いやいや、分野別でも何でもいいんですよ。要は、どれだけの金額がかかるというのを、分野別で、介護保険事業計画で5か年でどれぐらいかかるとか、やっぱり中期目標をつかって、これだけやるんだ。だから、年度予算でこれだけの巨額な金額が必要なんだと。維持管理も増えていくんだという、船でいうと、大きな中継地点までのがないと、頭の中で、全部、俺の中に入っているから、あとは任せてくれと言われたって、そうすると、じゃあ、本当に公共の福祉に当たるんですかとか、優先順位で、自転車道は、この道よりも違うところのほうがいいんじゃないですかとか、そういった話になってくると思うんですよね、できるところからやるとなると。そうじゃないんだというのを、方針なり計画なり、何らか出していけるような道路行政になるんでしょうかね。

○須貝基盤整備計画担当課長 言葉がちょっと足りなくて、申し訳ございませんでした。

林委員のおっしゃられるとおり、道路の優先順位ということで、緊急輸送道路ですとか、

バリアフリー特定路線ですとか、通学路、そういうところを、当然、重要視、重みをつけていくということがございます。あと、この項目を見て、整備改修年度ですとか、そういうところと現況、あと、開発、それから道路の掘削ですとか、企業が入る現地の状況です、そういうものを全て確認した上で、道路の計画を立てていくものでございます。

それから、先ほどのこのシステムを一般公開できるかというご質問がありましたけど、今のところ、このGIS、統合型GISを一般の方が見れるという状況にはなっておりませんので、それにつきましては、今後、どのような形でお示しできるか、公開できるか、どこまでの範囲できるかというところは、勉強させていただきます。

○林委員 みらいプロジェクトのときは、オープンデータ、要は、行政内部だけで、これ、37かな、もう部は違っちゃうけど、積極的にデータの蓄積を皆さんに見せながら、区と住民と一緒に考えていきたいよと掲げられていたんで、そこは生データかは別として、予算の概要で、これ、令和4年度はやっぱり白黒で見えないんですよ。何を優先するのかって極めて大事で、特定緊急輸送道路、これは誰しもがそうだよねとなるかもしれないけど、バリアフリーとか、通学路になると、それぞれ区民の方が、私はこうなのに、何であっちがという形になっていくと思うんですよ。

タイミングもあるでしょう、いろんな開発の。だけれども、できるだけ見えるような形で、優先順位をここにするんですと。総合的な子育て対策だとすると、通学路を最優先して、歩道のセミフラット化も、保水性もやっていくんですとか、福祉を掲げるんだったら、高齢者施設、駅から直結とか、風ぐるまの停留所から直結とか、やっぱり見える明文化をしてもらわないと、伝わらないのかもしれない。伝わらないから、もしかしたら、たくさん議事に陳情が来ちゃっているのかもしれないです。そこが見えるようにしないと、優先順位でここが大事なんだというのをやらないといけないんで、これから考えるって、オープンデータもそうだし、予算のこの6年度のときも、だから、緊急輸送道路のところだから、道路整備をするんですと。維持費はこれだけ上がりますとかって、コスト明示も含めてやっていただくと、大変すんと、なるほどねと。ここは最優先してやらなくちゃいけないところだねという形になってくるんじゃないかなと思うんですよ。

どうなんだろう。6年度に向けて、そういうのって、できるのか。総合的な子育て施策の部分としてできるのかとか、あるいは、環境まちづくり部の部門別の編成、予算編成方針で掲げるとか、複数年度予算をこうなんだとか、こういったものというのは、できるもんなんじゃないかな。それとも、やっぱり6年度はきつい、今後の検討課題、別途考えるのかな。

○印出井環境まちづくり部長 林委員からのご指摘、非常に私も共感すること大でございます。

平成31年に道路整備方針をつくりました。これは、区道のスペックに対応して、こういう整備をするべきだよというのを、ある種、モデル化したわけです。で、モデル化したものに対して、林委員からもご指摘ありましたように、それぞれの道路や地域の状況や特性、そういったものを重ね合わせていって、それから、さらに様々な情報、老朽化の情報ですとか、あるいは、開発や工事の状況、それを統合して、今度は、道路整備方針をアクションプランにしていくと、仮称ですけども。どういう優先順位で道路整備をしていくのかと。これは、多分、我々の先輩方のときには、それこそ、地域を回りながら、地域の

状況を見ながらという、いわゆる、暗黙知も使いながらやってきた部分があると思います。ただ、これからは、なかなかそういったところではそういった情報が集約できないし、対外的にも、林委員おっしゃるとおり、説明しづらくなると思います。

令和6年度に向けて、そういったアクションプランがちょっとできる状況にあるかというところ、今、まさに、様々な情報を重ね合わせているような作業をしているところです。今後、例えば、人流のデータですとか、そういったものも重ね合わせていくとすると、もう一段お時間を使いながら、さらにオープンにするものとクローズにしなきゃならないデータもありますので、そういったものの整理も含めまして、ちょっと令和6年から7年に向けて、しっかり検討してまいりたいと思いますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。○林委員 要は、みらいプロジェクトのときは、繰り返しになりますが、やっぱり、これも安全で安心できる住み続けられるまちなわけですよ。要は、住んでいる人とか、事業をやられている人、ここを中心に考えましょう。だから、移動しやすいのは、やっぱり住民対象なんだよという形だったんですよ。ただ、第4次構想のほうになってくると、やっぱりこの住民主体では見えづらいところもあるんですよ。やっぱり、ターゲットングで誰かというのも大切になってくると思うんですよ。かなり長いスパンだと言われると、まあ、そうですかという、部長が替わらなければいいんですけど、やっぱり人事異動で替わる場合もあると。

やっぱり方針というのは、少なくとも令和6年度のために、そういった検討素材というのも、僕は、調査費でも、コンサルでも入れてもいいんじゃないのかなと思うんですよ。というのは、職員の方は、日々、維持管理のところ、維持管理が大切なわけですよ。今ある歩道とか、けがないようにしなくちゃいけないと。プラスアルファで、新たに付加価値をつけたセミフラットだ、バリアフリーの歩行空間だと、やっていかになくちゃいけないと。全体計画になってくると、国政の場合はやっぱり有力な政治家の選挙区を優先的に造るわけですよ、高速道路だろうが、バイパスだろうが。千代田区だって、もしかしたら昔はあったのかもしれない。力関係で、区議会の人が強いところが、先に電線類地中化しましょうとか、カラー舗装しようとか。だけど、やっぱりお金も巨額にかかるし、維持費が年々上がってくるというのは、今、確認できましたんで、より快適なヒートアイランド対策とか、歩行空間を確保するには、維持費がかかるわけですよ。そうすると、優先順位と、やっぱり、主体は区民の人たちがどれだけ移動しているかというのは、これは人の流れだけだと、これ、昼間区民も入ってきて、優先は丸の内、大手町になっちゃうかもしれないけど、そうじゃないと。北半球のほうの、やっぱり人がたくさんいるところを、区民の方が多く住んでいて、多く生活に移動するところを優先するんだっていうところまで、せめて6年度のところで見いだしてもらいたいんですよ、考え方の整理を。

人中心といたって、やっぱり人がいない、区民がいない、大通りになっちゃうんですよ、どうしても。そこは地方公共団体としてはどうなんだと。広域行政の東京都だったらいいかもしれないけれども、地方公共団体の千代田区としてはあんまりいい考えではないのかな。お金の使い方としても優先順位があるんで、まあ、7年までと言われても、せめてそれぐらい、6年で段階を追って、部長がやる最後の予算編成方針かもしれないですし、引き続きやられるかもしれないんで、ちょっとその考え方だけ引継ぎ事項として、ぜひ確認しておいて。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど基盤整備の課長のほうからご答弁申し上げましたとおり、今、内部的な形で基本情報を集約するというような作業をしているところでございます。これを、もう一段、様々な情報を重ね合わせて、今後の道路整備の優先順位をつけることに寄与していくような仕組みの在り方については、これはまさにDXの視点での検討を深めるということも必要になってくるかなというふうに思っております。

ということもあって、その辺の調整も含めて、令和6年度、少し将来的なそうした仕組みの必要性について、我々としては整理させていただいて、具体的にリリースする時期については、令和7年以降、リリースして、どのような形で使っていくかも含めて、やっぱりちょっとお時間と予算の関係もございますので、ここで、今すぐに令和6年ということは申し上げられないんですけども、令和7年に向けた課題として、研究を深めていきたいと思っております。

○嶋崎分科会長 はい。春山委員、関連でね。

○春山委員 林委員のご質問に付け加える形になるんですけども、今回、道路整備計画システムの構築をされて、これを経年でどのように使われていくのか。実際に、この計画と実際の開差みたいなものが出てくると思うんです、権限で使っていくときに。それをどのように実際のところに整合性を合わせていくのかというのが一つ目の質問。

二つ目が、これは林委員からも少し話があったと思うんですけど、すみません、人流との関係性を、この道路整備計画システムにどのように載せていくのか、どのように実態を把握していこうとされて——今後のことだと思うんですけど。というのが、2点目。

あと、もう一つ、このヒートアイランド対策と区民のQOLの向上と緑の基本計画というのが、この道路率が一番高い、特別区の中で高い千代田区において、道路空間が3割以上だったと思うんですけども、公共空間の中のこの道路をどう考えていくかということが、この先の10年、20年の区民の生活において、すごく重要な要素になってくると思うんですが、その中で、区の中で、どこを歩行者優先の道路にしていくのか、どこを緑の空間にしていくのか、どこは自転車利用の重点的な道路にしていくのか、ここは通過交通のために残していくのか。先日もお話をあった都市計画道路がかかっている住宅地の中の、ほんとそこに道路を造るのか、そういった10年とか20年ぐらいの道路空間の利用の在り方のビジョンが見えてきていないなというふうに思います。

それと、もう一つ、道路と接する、これまた総合設計の話になって、地区計画になってしまうんですけども、そういった民間の土地と道路の関係性が全く整合性が取れていない空間がたくさん出てきていて、歩道がないところに地区計画の壁面後退のバックするけれども、もう段差があって、結局、それが歩行空間になるのか、ならないのかみたいな。総合設計制度、公開空地との関係性もそうで、道路と公開空地の歩道状空地と呼ばれている間に、区のお知らせ板が立っていて、全く使えないとか。ベビーカーのママさんたちって、じゃあ、その道路として、制度設計の中で——歩行者、歩行用として造られた空間が実際には全然使えなかったり、その段差のところで、子どもたちも結構——道路と空間の関係性、本当に整合性があるような開発を今後どうしていくのか。もうできてしまったものはしょうがないかもしれないんですけど、それは一刻も早くやっつけていかないと、まちがぐちゃぐちゃな開発になってきていると。そこをちょっと、区として、しっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

○嶋崎分科会長 4点ある。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、このシステムをどのように直して、どういうふうに整備が変わっていく、整備の計画が変わっていくんじゃないかということですけども、毎年のように、変わっていくところがあれば、それをデータとして直していきますので、当然、計画は変わっていきます、それに、状況によって。なので、あまりそれを、例えば、長い期間、スパンをオープンにすると、それが入れ替わっていく可能性もありますので、その辺はちょっと配慮していきたいと思います。

それから、人流等をシステムにどうやって入れていくかということですけども、まず、部長が申しましたけど、人流を、まずは交通量調査、それをやっていかなきゃなりませんので、それが、交通量調査ができたところから入れていくということは可能でございます。

それから……

○嶋崎分科会長 ヒートアイランド。

○須貝基盤整備計画担当課長 ヒートアイランド。そうですね。道路の空間をどのように使っていくかという、歩行者にするのか、自転車優先にするのかとか、そういうようなことも、これも道路の空間、この基礎データと、それから、人流だとか、その使い方、そういうところを確認していかなければ——確認してやっていきたいと思います。

あとは、何だろう。

○嶋崎分科会長 道路と民間との関係。道路と民間との関係、地区計画の関係。

部長。

○印出井環境まちづくり部長 じゃあ、補足で。

今、課長のほうからご答弁さしあげました。道路整備計画システム、これはGISということで、これは道路整備に係る基本データをまとめていくということになるかなというふうに思います。先ほども林委員のところでご答弁申し上げましたが、これを今後さらに道路の優先順位をつけていくとか、あるいは春山委員からご指摘があったようなヒートアイランドとか、まちづくりにとくということになると、やっぱり、つくったデータをどう活用していくかだと思うんです。今、ここの道路整備システムの上の中で完結するものではないのかなというふうに思っています。

それから、人流についても、要は、今後何か計画をつくっていくレベルの人流でいいのか、それとも具体的に道路を整備することに向けた詳細な人流データがあるのか。その辺もあるので、先ほど調査というお話を申し上げました。そうではなくて、ある程度の仮説を立てるのであれば、モバイル空間統計みたいなケータイのデータとかでもできるんだと思うんですけれども、そういった様々なデータを使っていけるような仕組みづくり、それから、ヒートアイランド等についても、例えば、地表面温度とかも含めたデータを載っけていくということになると、このGISにとどまらず、道路整備システムのデータを活用しながら、まちづくり、都市計画のほうで、今、今後検討していく3D都市モデルとか、そういったものとも連携させていく必要があるんだろうなというふうに思っております。その辺りも含めて、ちょっとお時間がかかりそうだなというのが私の認識でございます。道路だけでは完結しないところもありますので、その辺、ご理解を賜りたいというふうに思います。

さらに、まちづくりのほうで言うと、都市計画システムというのもあって、その都市計

画の情報と道路の、何ですかね、フィジカルな情報というところは、今、直接には結びついていないところもありますので、その辺も含めて、少し、私の、我々の部の中でも調整する項目はあるのかなというふうに認識しておりますので、その辺り、ご理解賜りたいなと思います。

○嶋崎分科会長 春山委員。

○春山委員 もう一点だけ。

今後の整備をしていくに当たって、道路空間、街路樹も含めたまちのデザインコードみたいなもの、以前、千代田区でリレーデザインでデザインコードがあったと思うんですけども、今後、かなり古いものなので、まちの在り方というのをデザインコードとして整備していきましょと。こういうふうにデザインしていきましょというふうなことを考えていかれるご予定はないでしょうか。

○嶋崎分科会長 デザインコード、知っている。

担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 春山委員がご指摘のデザインコードというのは、パタン・ランゲージ手法で示した……

○春山委員 はい。

○印出井環境まちづくり部長 都市計画課長がいるんで私も答弁しづらいんですけども、そういった、何ですかね、一つの言葉で、まちの景観デザインを表現するという手法でもって、今、景観指導をしているところでございますけれども、おっしゃるとおり、民間開発だけではなくて、我々が道路や公園を整備する上でも非常に有用なものだというふうに理解しています。

ちょっと私の部の中でも、まちづくりラインと少し調整しながら、今後そういったアップデートが必要なのか、検討していきたいと思います。

○嶋崎分科会長 よろしいですか。

○春山委員 はい。

○嶋崎分科会長 はい。それでは、この道路改良費の調査を終了いたします——あ、あるの。

○はやお委員 はい。

○嶋崎分科会長 あるんだ。はい、どうぞ。

○はやお委員 本当にすぐ、手短かに。先ほどのところなんですが、電線類の地中化の推進というところに行ってもいいですか。

○嶋崎分科会長 はい。

○はやお委員 はい。電線類の地中化、本当にうちの地元のほうも10年、10億かけていただいて、ドラスチックに変わったと。先ほどのいろいろ道路の対応をすると、どういうふうになるのか。遮熱だとかという話もありました。ここが、同じような話になると思いますけれども、一つは区道の幅員が11メートルの実態を、みらいプロジェクトの29ページ、先ほども触れておりましたけれども、数値的なところだけ確認したいと思います。この、当初、現在値が平成25年のとき67%となっていますが、現在、直近でのこの11メートルの電線類の地中化というのは何%になっているのか。これは、その計算式も含めて、メートル数で言っているのか、何々で言っているのか。全体が何%、何メートル、



何キロあって、何キロと、お答えいただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、区道が。（発言する者あり）

○嶋崎分科会長 いいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 いいですか。区道の延長、それは区内で130キロございます。

○はやお委員 132キロ。

○須貝基盤整備計画担当課長 いや、約130キロです。

○はやお委員 130キロ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。そのうち11メートル以上の区道、こちらが49キロ、約49キロございます。

○はやお委員 そうすると、何%。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。この49キロのうち、終わったのが34.4キロほどで、70%、約70%。

○はやお委員 70%終わったの。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。完了しております。

○はやお委員 このことも、非常に私たちの地域のほうもきれいにできたということで、バリアフリーのことについても、評価の境、まだ一応課題は一部ちょっとあったんですけども、評価されています。これを、電線類の地中化をやることによって、電線類が発災時のとき倒れないということ等々があったときに、非常に評価も高いものですから、先ほどの話の継続になるんですけど、この電線類の地中化を推進するに当たって、先ほどのどういう基準でどういうふうにやっていくのか。今まではできるところから、声がうるさいところからやったのか知らないけれども、その辺のところの標準化、基準化をつくらなくちゃいけないねということについての認識をもう一度確認して、この電線類の地中化も必要だよなといったところについて答弁ください。

○須貝基盤整備計画担当課長 地中化なんですけど、できるところからということではなくて。

○はやお委員 なくて。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、やっぱり道路としての重要度というのがございまして。

○はやお委員 そうだよな。

○須貝基盤整備計画担当課長 それこそ、先ほどのお話しした緊急輸送道路ですとか、バリアフリー特定路線、それから通学路、そういう要素、そういうところをまず重要度としては見ております。

あとは、やはりこの地中化を行うに当たって、やはり10年ぐらいかかりますので、地域の方の体力と申しますか、耐えられる、工事、夜間、昼、そういう工事に耐えられる、整備していきたいというそういう気持ちがないと、なかなかそこも進んでいかないのかなというところがございます。あとは開発だとか、そういうもの、道路の老朽化、そういうところに合わせて進めていきたいと思っております。

○はやお委員 はい。どうもお疲れさまでした。

○嶋崎分科会長 はい。ちょっと私のほうから。これは多分もう全然間に合わないと思う

んです、5時までには。そうすると、10月5日の、委員長に提出する会議録は、多分うちの居残りの部分が出ちゃうんで、それはお渡しできないということをご承知おきください。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。続けます。

どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 3-3、自転車通行環境整備のところを伺います。支出済額のところに205万7,324というふうになっていますけども、これは何に支出したものでしょうか。それと、予算の、令和4年の予算、216、217のところ、このどこに入っているかというのは、節区分のどこに入っているのかというのを教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 こちらの支出済額205万7,324円ですけども、こちらは神田警察通りの道路工事等に係る保安業務で支出いたしました。これは委託料でございます。

○小枝委員 予算書はありますか。予算書の3、道路新設改良費の12番、委託料、約10億円。この中に、（発言する者あり）うん。これ、道路新設改良費全部の委託料になっていますからね。で、自動車通行環境整備の、これ、3億9,000万の中に、今の205万というのは入っているんですか。流用。

○須貝基盤整備計画担当課長 3億9,000万の内訳ですけども、工事費が3億8,000万、それから、当初予算としては、こちらのⅢ期以降の道路調査委託ということで1,000万、予算を計上してございます。

○小枝委員 うん。ということは、道路調査委託費と工事費ですから、保安業務委託というのはこの自転車走行環境整備費の予算づけの中には入っていない。どこから持ってきたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 持ってきたといいますか、この事業の中の委託費を使わせていただきました。

○小枝委員 つまり、次のこの後の道路調査の設計とか、そういう委託をしようと思っていた1,000万を保安業務に、委託に変えた。そういう考え方。

○はやお委員 流用じゃん。

○小枝委員 予算づけの中にはなかったけれども、使ったと。

○須貝基盤整備計画担当課長 この事業を進捗させるために、安全性を担保するために、その警備の委託、保安業務を行ったものでございます。設計が何でその設計のやつを使ったかということにつきましては、Ⅱ期工事が進んでいかないということがございましたので、そちらをまずは優先的に使わせていただきました。

○小枝委員 つまり205万というのは、当初予定していなかった警備員を雇用するための費用であると。委託をするための費用であると。そのことについては、議会とか何もなく内部で決めたと。そういうことだと思う。そういうことでしょ。

ちょっと私のほうはというか、関連で総括資料もお願いをしている立場なので、今ここで、どこまでというのは、ないところでできるところをやっていきたいと思いますけれども、そういうこの道路工事を、バリアフリー工事を進めましょうと。自転車通行環境を整備していきましょうと。このことについてはみんな一致をしているわけですね。で、Ⅱ期

のところについては、今、非常に住民と、一番近いところに住む方を中心として、そごが出ています。

で、なぜここで、全体として進めていくということであるならば、警備委託ではなくて、もっとファシリテーターを雇おうとか、あるいは設計をしっかりともう少し詳細に描くような人をお願いしようとか、そういう、あるいはⅣ期、Ⅴ期の線を描いてみようとか、そういうふうなことを、仕事を前に進める仕事、力づくで1か所を押していくんじゃなくて、全体として前に進めていくためのそういったことは、何も執行、予算づけされなかったんですか。というか、そういう判断、契約はされなかったんですか。すごくそごが不思議ではないんですよ。

それだけ聞くと、本当は、本当に進めていく気があるのかということになるんですね。これまでの経験値からいくと、ご存じだと思いますけれども、明大通りでも、木の問題だけじゃなくて、例えば雨水枡一つとっても、雨が降ったときに葉が落ちてても、横で雨水が流れていくようなものに設計変更しようとか、かなり協議の中で専門家の先生からも聞きながら、木の話だけじゃなくて、いろんな改良の項目が出されて、結果、植え枡の大きさの12立米をはじめとして、そもそも、何ですか、ガードパイプの位置づけも、上にあったのを移すであるとか、相当やっぱり道を快適に造るための調整というのがあった上で、あった中で、もうⅡ期工事も終わったし、Ⅰ期工事の修正も済んだということを考えると、ただただ棒を飲んだように一つの計画を押しつけるだけではなくて、これをもう進めるということに関してのベースは行政としてあってもいいんだけど、なぜ同時に設計を少しずつ、線を描いてみるとか、紙を広げて、ここは、何ですか、停車帯が食い込むからこのところは駄目だよねとか、このところは振れないよねとか、そういうことのために使うお金、委託をしようということは一切考えなかったんですか。

しかも当初予算で組んでいなかったものを随契で、単価8万円の。そういった金額の設定だって、ほかの課で同じようなことはあるんですか。単価8万円の、1泊ね、1泊8万円の警備員の単価なんていうのは、ほかの警備委託であるんですか。警備会社なんて、いっぱいありますよね、有名なところから無名なところまで幾らだって。なぜその1社で、しかも1泊8万円でなければならなかったんですか。答えていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 やはりまずはⅡ期工事は議決を頂きまして、区としても、まちの方も待ち望んでいるところでございますので、区として進めていかなければならないというところで、まずはそちらを優先的に、今、木のほうに張りついたりだとか現場に居座ったりだとか、そういう妨害行為をされる方がいらっしゃいますので、何とか進めていかなければならないというところで、この作業を安全にするための保安業務というものを委託したものでございます。

それから、Ⅲ期以降、そちらのほうを、絵を描いたりだとかそういうことを一切考えなかったかというところでございますが、こちらは、Ⅲ期以降は当然、警察と、道路の線形というところであれば、全路線を通じてある程度は決まっているものでございます。それを今後、設計委託の中で発注できるような設計をしていくと、設計、積算をしていくというものがこの委託の、予算で積み上げていた委託の委託料でございます。

○小枝委員 これで最後。ごめんね。

この年、令和4年に執行したのは警備員代だけだったということなんですよ、つまり、

ここを見ると。そうすると、驚きなのは、毎年委託していた設計の方の委託もしていないということになっちゃうんですよ。そうすると、そういう設計の手を動かす人がいなければ、Ⅱ期の例えば微妙な変更もできない、絵を描くこともできないし、変更ができないし、Ⅲ期、Ⅳ期以降のⅣ期、Ⅴ期の絵を描くこともできない。つまり、同時にやるともうずっと何度も言っているのに、その次の手当てというのはやっていなかったということになる。

いや、まちに行くと、私、ほんと驚くんですけど、まちの皆さんは、そもそもがⅣ期、Ⅴ期からやるともう決まっていたのに、いつから、そんな、誰がそういうふうに変えたんだという声が強いんですね。ええっ、そうなの、と。私もよく分かる。それで……

○桜井委員 Ⅳ期、Ⅴ期からやるなんて、決まっていない……

○小枝委員 いや、そういうふうが決まっていたんですって。

○桜井委員 決まっていないよ。

○小枝委員 決まっていたんですって。

○桜井委員 小枝さんは何度も言っているかもしれないけど。

○小枝委員 いや、私が言っているんじゃないくて、まちでそう決まっていた。

○桜井委員 そう。

○嶋崎分科会長 それはさ、今、一応分科会中だから、聞いた話とかじゃなくて、やっぱり小枝委員がきちっとしたことで言ってもらわないと、仮説のことは駄目だよ。そうすると、そうすると、違う意見も出てきちゃうから。

○小枝委員 それは、かなり重鎮の区民の声。

それと——うん。それと、かなり、後で公園のところの決算もあるけれども、公園のトイレ一つ取っても、なかなかこう、道路公園は区民の声を聞いて考えてくれないというような不信感も募ってしまっている。いや、私は行政が一生懸命やっている、やろうとしているつらい立場にあることも理解します。だけれども、本当にやる気ならば、やっぱり幾ら何でも令和4年の執行が警備員だけだったというのは、本当に次の設計にかかったり、同時並行で線を変えていったり、まちに出て協議をしたり、歩いたり、そういうことの仕事がここでは全く止まっていた。これはやっぱり非常に仕事の仕方としてよろしくない。非常に私は、今確認するまでは分かりませんでしたけれども、驚きました。

私自身はこれは総括でやるつもりでありますので、ここ、8万円の根拠のところだけちょっとしっかりと、ほかのところはそのような特命随契で、プロポーザルでも何でもない特命随契で8万円、1泊8時間なり休憩を入れて9時間かもしれない。そういう時給1万円なんていう単価で警備員を雇っている実績というのはあるんですか。

それと、ここにおいて、何人その8万円単価の警備員を雇ったんですか、人数全体の中で。そこまでは教えてください。あとは私は大きなところでやりますから。

○印出井環境まちづくり部長 もう、これは本会議等々で繰り返し申し上げているところでございます。本件道路については、反対の方もいらっしゃいますけれども、早く進めてほしいという声も非常に大きいというふうに認識しております。もう本当に繰り返しになりますけれども、まちづくりと道路整備を一体で検討されてきたということがございます。そういった中で、神田警察通り、錦町から神田駅に通じた整備の在り方というのをオーソライズしてきたところですけども、地先のことについて反対される方がいらっしゃるという状況です。

おっしゃるとおり、神田駅に近い町会の方などは、やはり神田駅における歩行者や自転車の交通量、幅員も含めて、こっちからやってほしいという声がありますけれども、私たちはそれに対して、やはり道路全体を通じた整備をしていきますというような形で説明をさせていただいて、そういうまちの人からも、Ⅱ期は絶対やれよというような声も伺って、計画どおりやれというような声も伺っているところでございます。

そうした保安業務に関して、ご指摘のような警備員を委託した理由は、一番最初、当初、この工事に入ったときに、我々や作業員を取り囲んでシュプレヒコールを上げる。拡声器を使用して街宣活動をする。それから、その際についてはプラスチックバリケードを投げつけるというような、非常に現場の混乱を来すような行為が行われたことは事実でございます。それから、その後の工事に当たっても、我々が管理区域として設定したエリアの中、しかも車道上ですね、車道上に反対される方が居座る。それから、施工区域内に不当に侵入して、樹木に張りついて工事を妨害するという行為を繰り返し行われたと。

それに対して、法律を守りながら工事を執行するための支援というものについては、やはり相当程度、警察庁の関係の資格を得たような警備員が必要ではないかというような判断をしました。現実に刑事事件となった場面では、反対者の方から胸ぐらをつかまれるとか、スマートフォンのカメラのライトをつけたまま至近で顔を撮影されるとか、そういった行為に対して、法律を守りながら事務を執行する。その指揮を執るとするような警備員はどうしても必要だったのかなというふうに思っております。

そういう形で、Ⅱ期工事を進めるということを最優先に我々としては位置づけ、Ⅲ期以降の、本来は設計に使うものについては、そもそもそのⅢ期以降の工事の見通しすら立っていない中で、Ⅱ期の警備業務を、保安業務を優先させたということでございます。

人数については課長のほうから答弁させます。

○須貝基盤整備計画担当課長 205万7,324円、これの支出に係る、係るといいますか、実際に警備員は何人かというところでございますが、全部で21人でございます。

○嶋崎分科会長 ちょっと申し訳ない。1回止めて、休憩します。テープを換えますから。

午後4時58分休憩

午後5時12分再開

○嶋崎分科会長 それでは分科会を再開いたします。

先ほどのところがまだ終わっていないようなので、道路新設改良費のところ、残りがあればどうぞ。

小枝委員。

○小枝委員 ここで詰め切ることはできないと思いますが、先ほどのおっしゃったバリケードを投げつけるとか拡声器でどうしたとか、道路上で不当に侵入とか、まるでどういふ人々なんだろうということをおっしゃるんですけども、それはこちらから見れば、お互いというか、そういう場面は全く記憶、私は現場にいますから、どこを言っているらっしゃるんだろうという、どこを見てどこを言っているんだろうというくらい、極めて遠い話をおっしゃるんですね。それが8万円の根拠であると言わなきゃいけない状況にもう立ち至っていると思います。

先ほどの数字からすると、もうこの年度の支出というのは、もう全員が8万円の警備員だったということが、割り返すとそういうふうになります。21割る21だと、そうなり

ますね。そうじゃないんだったら、それは言うておいていただきたいけれども。新年度のところで同じようなことやっているとする、もう千代田区にも繁華街があり、繁華街のところを回る警備員だってあれば、じゃあ、その警備員の方たちにはいろんな様々、怒られたり、もしかしたら殴られたりするかもしれない危険だってあるわけですよ。そういう人たちの警備と、さらにお金を積まなければやっていただけないような話というところでは、ここではもう詰め切りませんけれども、非常にそのバリケードを投げつけるとか、ありもしないようなことはもう言うのはもうやめてほしいということ、私としてはもうその点だけ申し上げて。部長が答弁したそうですけれどもね。

○嶋崎分科会長 いいよ。

○小枝委員 部長が答弁したそうですけど、私としてはそういう、区民をまるで……

○嶋崎分科会長 でもそれは、小枝委員はそういうふうに思っているかもしれないけれども、部長たちは部長たちの立場があるんだから、それは両論で言うておいてもらわないと、議事録としてはおかしくなるから。

○小枝委員 私としては、住民を妨害者というふうに決めつけたような言い方や、もう本当にいろんなメディアにも出ているけれども、高齢の、かわいそうなくらい、もう道端で悲しいくらい頑張っている方々ですよ。区のほうだって、道路を整備するときにおっしゃったんですよ。ここの道路を前庭のように使っている方々の立場でもって道を整備していくというところが、そういう人たちの意見を交わして聞かずに来てしまったというところの落ち度はやっぱりあるわけですね。もちろん、じゃあもっと早くから関心を持ってよという怒りもあるのかもしれない。だけれども、もっと優しさでもって寄り添う、そういう区政であればならないというふうに思うので、非常にここのところは私としてはもう嚴重に抗議、もう私はそれについて答弁を頂きたいとは思いません。

○嶋崎分科会長 いや、でもちゃんと答弁してください。

あのね、これ、悪いんだけど、自転車通行環境整備のところでも分やっているんでしょ。さっきの。

○小枝委員 205万の話です。

○嶋崎分科会長 205万の話でしょ。

○小枝委員 はい。

○嶋崎分科会長 だから、ちょっとそこのところ、整合性を合わせてくださいよ。じゃないと議事録にならないから。

どうぞ。

○印出井環境まちづくり部長 神田警察通りの整備のきっかけは、やはり神田警察通り沿道整備協議会が立ち上がる前の自転車走行の実証実験、それに由来するということでございます。神田警察通りは、様々ご指摘を受けていますけれども、広幅員なんですけれども一方通行と、そういった状況の中で、自転車が双方向を通行するに当たって、どうしても歩道を通らなければいけないというような状況があったということでございます。神田警察通りの自転車道整備は、我が区の区道のある意味自転車走行環境整備の一丁目一番地と言ってもいいような状況でございます。そういう流れの中で、道路全体を一体的に整備する方向について、もちろん反対のご意見もありましたけれども、全体の線形等の協議がなされて、その工事を順次行っていく際の最初の地先、あ、2番目の地先ですね、I期につ

いては議会も含めて様々ご意見を、合意を頂いて、地域特性も含めて変更したところですが、Ⅱ期目以降については当初の計画案どおり進めるというようなところで、我々としては計画どおり進めていくということは、これまでも度々本会議や委員会等でご答弁申し上げたところでございます。

そのⅡ期工事を進めるに当たりまして、遺憾ながら暴力的な行為を含む妨害行為を受けたということは、これは事実でございます。プラスチックバリケードを投げつけたと、着工のときに投げつけたというような事象についても事実でございます。我々を取り囲んで、メディアの取材がある中で様々に罵声を浴びせたというのも事実でございます。（発言する者あり）それが、それが区民なのかどうか私は承知はしていません。ただ、そういったもので、組織的にそういう抗議活動をされていたということは事実なんだろうなというふうに思っております。

それから、神田警察通りの抗議活動が、そのほかのまちづくり、再開発等と連携して、一定のやはり政治的な動きになってきているんだろうなというふうに私どもも認識しています。そして今回、今年4月の警備の段階で、我々がやはり想像していたように、先ほども申し上げましたが、反対される方が胸ぐらをつかむ。あるいは至近距離で、もう、目に近いところでスマートフォンのライトを浴びせながら警備員の顔を撮るとか、それから施工区域内に居座るとか、我々が設定した施工区域内の車道に居座るとか、そういうことがあったのは事実です。それは複数の者が目撃しているところでございますし、確認しています。それについては、私はそんなことはなかったというようなことは申し上げることはできませんので、そこだけご答弁申し上げておきます。

○小枝委員 捏造だよ。

○岩田委員 関連。

○嶋崎分科会長 岩田委員。

○岩田委員 質問の前に、そのバリケードとかそういうのは、当然、動画とか何か、証拠があっておっしゃっているんですよね。それと同様に、区民の方も、下を向いている区民の方に対してにやにやしなながら、職員か警備員か分からないですけども、反対している方ですよと……

○嶋崎分科会長 岩田委員、岩田委員さ……

○岩田委員 言いながら撮影しているということも聞いています。

○嶋崎分科会長 岩田委員。

○岩田委員 質問に入ります。

○嶋崎分科会長 申し訳ないけど、ちゃんとその、自転車通行環境整備のところやってください。

○岩田委員 はい。質問に入ります。

先ほどの小枝委員の質問の中で、最高8万、日給8万円の根拠ということでちょっと答弁されていたんですけども、ちょっと意味が分からないんですよね。何で8万円なのかと。バイトをされたことありますか、警備員の。僕はしたことがあるんですけど、1日8,000円から1万円ぐらいなんですよ、普通に。夜やっても1万5,000円ぐらい。それが8万円ですよ。これ、8万円、もしも月に20日やって、それが12か月だったら、年収1,920万ですよ。こんなばかげた数字が出ていて、特命随意契約で8万円、オーケ

ーと判こを押すその根拠が分からないんで、それをちょっと説明していただけますか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご答弁申し上げました。もう一回言いましょうか。プラスチックバリケードを投げつける……

○岩田委員 いや、ちゃんとかまかさないで、何で8万円なのかというのを、数字が分かるように言ってください。

○印出井環境まちづくり部長 だから、これ……します。プラスチックバリケードを投げつける。我々を取り囲んでシュプレヒコールを上げる。違法に工事施工帯に居座る。（発言する者あり）

○岩田委員 そこじゃないよ。

○印出井環境まちづくり部長 そういような混乱した状況の中で、法律を守りながら、周辺の警備員を含めて指揮を執ると。そういう人に対しては、警察庁等の一定の資格があります。そういった資格を持っている人を今回ご手配いただいたと、手配したということで……

○岩田委員 そういものじゃない。

○印出井環境まちづくり部長 そういったものについては、一定程度の基準の中で、ご指摘のような単価、ちょっと、8万円というのは時間帯等々によって異なりますので、一律に8万円という数字が妥当なのか、正確なのかどうかというのはあれですけども……

○岩田委員 高いってばさ。

○印出井環境まちづくり部長 その程度の資格であれば、そういった時給単価というのは正当なものだというふうに認識しております。

○岩田委員 その資格を持っている方、警備員指導教育責任者資格という資格でよろしいですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○岩田委員 それを、この特命随意契約の理由書によりますと、それを必要数配置となっています。これは、法によれば何人ぐらい配置しなきゃいけないんですか。つまり、何人に対して1人とか、事業所に対して1人とか、会社に対して何人とか、これは法にのっとって言うんだったら、どれぐらいの必要数が要るんでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは会社にということですか。その現場の、今回の現場のことでしょうか。

○岩田委員 いや、法です、法律で。法律で何人以上を配置すべきみたいなのが、たしか条文であるはずなんですよ。それは何人なんでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 個々の現場においてはそういった基準はないかと思えます。我々のほうで一定の、何ですかね、今回で言えば作業単位に当たってどのぐらいのグループ、部隊、それを編成する中で、その指揮を執る者として、そういう資格がある者を配置するというような形で調整してきたというふうに記憶しております。

○岩田委員 法によれば、事業所に1名です。だからそんなに何人も必要ないんですよ、正直。そして、この警備員指導教育責任者資格、これは講習会で取れるようなもので、普通のバイトだったら、まあ、1日数千円、3,000円とか5,000円とか、それぐらいプラスに、よければなるぐらいの話。月収でもプラス5万がいいところですかね。それなのに、1日8万円って暴利ですよ。これを、あ、妥当だなというその根拠がよく分からな



いんですよ。あのですよ、例えば警察官、年収は大体600万ぐらいです。じゃあSPはというと、SPは意外と低くて、410万円ぐらいです。これが首相とか皇族とかのレベルになると800万ぐらい。でも、さっきの計算でいくと、この1人最高で8万円といったら、1,920万円ですよ。それを何で妥当だと言えるのかということなんです。

さっきの散水車にしてもそうなんですけど、委託でやると、結局は高いものになっちゃうんですよ。だから、別に僕、ここで賛成している、反対していると関係なしに、高いでしょと言っているんですよ。だから、それが、8万円というのが何かね、すごい何かもう、委託は楽ですよ、ぼんと任せりゃいいんですから。でも、そうじゃなくて、もっと汗をかいて、そんな無駄なお金を使っちゃ駄目でしょということをお願いしたいんです。

○嶋崎分科会長 それは、もう岩田委員の意見だね。

○岩田委員 いえ、いえ。

○嶋崎分科会長 賛成でも反対でもないご自分でおっしゃったんだから。それは意見として……

○岩田委員 いやいや、賛成でも反対でもないんじゃないんです。

○嶋崎分科会長 意見としてそれは承るしかないよ。同じことの繰り返しになるから。ね。そうでしょ。

○岩田委員 はあ。

○桜井委員 採決の判断にする……

○嶋崎分科会長 それは、だからいいですよ、判断にしてくださいよ。答弁はこれ以上、沿ったような答弁は多分出ないから。

○桜井委員 答弁で言っているよ。

○嶋崎分科会長 うん。そこは、もうそういう考え方なんだから、仕方がない。

○岩田委員 説明になっていないよ。

○嶋崎分科会長 はい。補足があれば。

○須貝基盤整備計画担当課長 岩田委員が8万円そのまま丸々警備員に行かれると思って……

○岩田委員 分かっています、分かっています。違う違う、まさかそんなわけないじゃないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうじゃないですよ。はい。会社としての経費ですとか……

○岩田委員 うん、もちろん。

○須貝基盤整備計画担当課長 諸経費、そういうものが入って、あと、それから、時間帯的にも深夜帯という、そういう時間帯ですので……

○岩田委員 うん、知っています。

○須貝基盤整備計画担当課長 そういう割増しになっていますということでございます。

○嶋崎分科会長 岩田委員。

○岩田委員 もちろん、分かっていると言っています。でもですよ、8万円、これは会社に払っているんですよ。本人に1万円か2万円か行くのか分かりませんが、それにしても、それを抜いても8万円は暴利でしょということをお願いしているんですよ、さっきから。こんなの、全部本人に行くわけがないのは分かっていますよ、そんな。会社と契約してい

るんだから。子どもじゃないんだから、それだって分かりますよ。それでも暴利でしょというのを言っています。これは私の意見で結構です。

○嶋崎分科会長 はい。それでは、意見として承りました。

では、ここのところはもうそれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、この道路新設改良費の調査を終わります。

次に目4、受託事業費、決算参考書234ページから235ページ。

執行機関、ないですね。

○神原道路公園課長 ないです。

○嶋崎分科会長 はい。ないです。

ご質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 いいですか。それでは受託事業費の調査を終了します。

次に、目5、私道整備費、234ページから235、ご説明は。

○神原道路公園課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ありません。

皆さんからは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、この私道整備費の調査を終了いたします。

次に、目6、公園維持費、決算参考書236ページから237ページについて。

執行機関、説明は、どうぞ。

○神原道路公園課長 6目の公園維持費の項番3になってございます公園・児童遊園の整備でございます。こちらの執行率が61.54%となっております。これは、東郷元帥記念改修工事、先般ご議決いただきましたが、その遅れによるもの。また、神保町愛全公園に関しましては、新型コロナにより意見交換会が延期されたことに加え、地域との調整に時間を要したため、未着工となり、執行残が生じたものでございます。そして、補正予算の2,800万円は、（4）錦華公園の整備において、建築資材の高騰等の影響によりまして、当初予算に計上した前払い金が不足する見込みであるため、令和4年第3回定例会において追加の予算をお願いしたものでございます。

説明は以上です。

○嶋崎分科会長 はい。

林委員。

○林委員 決算参考書236ページの項番3の公園・児童遊園の整備です。主要施策の成果で105ページからずっと続くんですけども、まとめてという形で。まず、令和4年度は公園・児童遊園広場の利用実態調査というのをやった。結果的にフィードバックされていないんですけども、調査に幾らかかって、分析に幾らかかるのかというのをお答えください。

○嶋崎分科会長 分かるの。

担当課長。

○神原道路公園課長 公園・児童遊園の整備の昨年度の調査業務でございますが、執行と

しては3,783万1,000円余となっております。これによりまして、アンケート調査及び現場でのヒアリング等を行って、データの収集をしているところでございます。現在、アンケートの調査につきましては、昨年度対応できなかったクロス集計等を現在分析しているところでございまして、そちらにつきましては、まとめ次第、常任委員会のほうでご報告させていただきたいというふうに考えてございます。

○林委員 令和4年度は3,700万、これはどこかの会社に委託されていたんですよね。不思議に思うのが、分析の費用まで令和5年度のはあるんですか。それはまた別途かかるんですか。大事なのは聞くことだけじゃなくて、分析して、そこからどうするかということなので、そこも含めてお答えください。

○神原道路公園課長 令和4年度につきましては、まずは調査を主体としておりまして、データの単純集計の部分までしかできていないような状況でございましたので、今年度について、そのデータを基に、今、クロス集計をしているところでございます。

○林委員 やったんですか。

○神原道路公園課長 今年度。

○嶋崎分科会長 数字。

○神原道路公園課長 今年度の、出ない……

○嶋崎分科会長 休憩します。

午後5時30分休憩

午後5時31分再開

○嶋崎分科会長 再開します。

答弁から。

○神原道路公園課長 すみません。お時間を頂いて恐縮でございます。令和5年度につきましては2,759万9,000円で現在委託契約をしてございます。

○嶋崎分科会長 林委員。

○林委員 二つ合わせて6,000万、7,000万ぐらいで、これでもう集計結果で方針に向けた土壌はできるんですかね。私も本会議で言った、渋谷区のまねをしろとは言わないけれども、分類できるとか、どこも同じような遊具があって、同じようにやって、どこもボール遊びも禁止、花火も禁止で、みんな均一化したものからステージが変えるような分析結果になるんですかね。それとも、ただの数値だけで、対応を考えていくにはまだまだ時間と調査の委託料がかかるんでしょうか。

○神原道路公園課長 昨年度の調査、今年の分析を踏まえまして、今、林委員のほうからご指摘がございました、一律どこの公園も同じ使い勝手ということではございませんで、そういった地域特性、一つ一つの公園・児童遊園の利用実態を踏まえたような形で、特徴を持った公園の整備に向けた方針を立てるようなものを、分析の中から見いだしていきたいというふうに考えております。

○林委員 そうすると、子どもの視点を入れる形になってくると。これ、子ども部のほうと道路公園課のほうで、役割分担というのが出てくるんですか。要は子どもの視点中心の公園、あるいは高齢者中心の公園にするとか、分類別をかけていくと、管轄まではいかないけれども、主目的とか形状、改修工事をするときに、変更になるのか、それともまだ一元管理されていくのか。どうなんだろうというところでお答えで、次の愛全公園につなが

りますので。

○神原道路公園課長 当然、子ども部との連携、保健福祉部との連携というのは必要だと思っています。今現在で言いますと、子どもの遊び場事業としての連携ということで、ソフト面での対応というものを子ども部と連携を取っていく。それについても今後、その進め方ですとか拡充の方向というものを、子ども部と協議の上、連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

○林委員 そうすると、主要施策の成果の105ページに愛全公園の工事のがあります。写真というかな、パース図なのかな。これ、奥は当然、高齢者センターがあったところで、今は子ども部が保育園を誘致しているわけです。子ども視点で考えると、ここは植え込みみたいな、かなり広い、バリケードという表現はよくないのかな、かかってくるんだけど、一体化した管理になるんだったら、こんなものは要らなくて、広々とピロティーと公園を一体化した整備になってくると、より広いスペースが確保できるんですね。

〔英語の音声あり〕

○桜井委員 ごめんなさい。

○林委員 ええ。びっくりした、英語なんで。（発言する者あり）ワイケイ。ね。

こういった改修工事のまで、子ども部との連携でできるものなんですかね。子ども施設はそこはそこ、公園は公園とやると、こういったデッドスペースっていうのかな、使えない空間ができてしまうんですよ。もちろん近隣との考え方、遊ぶとか、子どもの声を出すなという声も当然あるんでしょうけれども、スペースとしてですよ、スペースとしてだったら一体的に、区の土地なんですから、活用できるようなものを、利用実態の調査とか方針で掲げてもらいたいんですけども、これはもう愛全公園についてはできないんですか。一体的な、ピロティーとの、公園、愛全公園との。

○須貝基盤整備計画担当課長 これ、まず土地なんですけども、公園は国の土地になっております。こちらの施設のほうは区の土地ということでございます。この林委員のおっしゃるこのピロティーというか通路ですね、通路と公園を一体的にというお話でしたが、こちらのほうは子ども部とも調整いたしまして、そこに柵を作らなければいけないということをお聞きしております、ここで分けております。

○林委員 この後やる和泉公園のところも入るんですけども、要は校庭と、校庭とね、公園を一体型に広々と使えればいいねという話のやつは後でやるんですけど、ここも、確かに一部分、ネットなり壁が必要なのもかもしれないけども、一体的に利用できるような広場空間を創出するという考え方は出てこないんですかね、千代田区には。何が制約されてできないんですか。底地は国の土地、区の土地であろうとも、公共の土地なわけですよ。地方公共団体としては国の土地を管理できるわけですから、一体的に広場空間ができれば、ただで狭い子どもの遊び場、これはみらいプロジェクトの77ページにある、どんどんどんどん、子どもたちが安全にのびのびと遊ぶことができる場を確保してきますという目標を掲げられているのにもかかわらず、やっぱり木なり、植木を植えて分断しなくちゃいけないんですか。さっきの分断とは違いますよ。地域分断とは違って、もう場所を分断しなくちゃいけないのかと。これ、結構大きな話ですし、和泉公園の話でも、もうやっぱりそんな考えの下だったらできないんじゃないかと思うんですけども、どうして愛全公園はこんなものになってしまうんですかね。もうへなへなの、もう薄っぺらい、塀でも何でも

分かれてりゃいいんじゃないんですか。駄目なんですか、やっぱり立派な幅広のものを造らないと。

○須貝基盤整備計画担当課長 これについても子ども部と調整して、この緑地を造るところは、意見交換会、そういうところでご意見を聞きながら決めてきたところでございます。

○林委員 要は最初の意見交換会でも、パース図って、皆さんが出されるんでしょ。こんな感じの公園はどうですか。で、公園は公園で、保育所と一体化、民間に貸すから一緒に空間を管理したいんですというのを打ち出しているのか、そうじゃなくて公園は公園でやったら、それは角に植木、植栽をやったほうが、真ん中に行くよりもいいじゃないかという話になるんで、そこが総合調整であり、せっかく利用実態調査をかけてきた地方公共団体の千代田区の役割になってくるんじゃないのかなと思うんです。そこは無理なのかね、もう。子ども部の意見を聞いたと言って、じゃあ子ども部はどうなんですかと、またやり取りをしたほうがいいですか。最初に今この分科会でできるには、意見交換会のときにどんな図面を最初に出したのか、保育所ができるからこうなのかとかというのを、一体化してより広い土地のほうがいいよねと近所の方に言われているのかどうかというのが大切なんですが。

○須貝基盤整備計画担当課長 最初にお示しした絵というのはホームページにも載っておりますが、「愛全公園だより」というところを出しております。公園の敷地の中で検討していくということになっております。これは、先ほども申しました国有地でありますので、財務省の許可の条件となっております。

○林委員 財務省は、植栽を入れて、区有地と、これは植栽じゃないんだったら、何か言わなくちゃいけない。要は、幅広でお互いが相互に利用ができないようにしてくださいと財務省が言っているんですか。そうすると、もう話がどんどんずれてきちゃうんですけれども、やっぱり最初のきっかけが大事なんですよ、トラブルにならないようにするときに。情報提供もそうだし、公園は公園、子ども施設は子ども施設で、これでどうだ、これでどうだと、個別に個別にやっていくと、後々、全体のとくに混乱しちゃう。あるいはいいことにならないじゃないんですか。合成の誤謬ってやつですか。何なんだろう。国が駄目だと言ったんですか。

○平岡環境まちづくり総務課長 財務省はこの国有地を区に貸す場合に、公園として貸すということが条件で国有地を貸していただいているというような状況でございます。ですので、まずは公園としての体裁をここで整備する必要があるかと思えます。公園として整備するに当たって、先ほど担当課長がご答弁されたように、地元の方のご意見を入れて、まず公園として整備すると。その上で、この利活用についてどのように図っていくのかというような段になってくるというふうに理解してございます。

○林委員 ほんと、残念ですよ。それだと、渋谷区にやっぱり追いつけないですよ。要は、オープンスペースとか公開空地と連動した子どもの遊び場というのを渋谷区はやろうとしていて、公園の面積をフルマックスで子どもたちに使えると。で、余力のあるところを駐輪場とか公開空地とか出入り口を拠出していただいて、より多くな面を造ろうとやっているところのモデルケースが23区であるのに、千代田区はそんなことは国有地ですらできないとなると、せっかくみんな、私も書きましたし、子どもたちもみんな書いたと

思うんだけど、こういった公園にしてもらいたいとか、できるだけ広いスペースといったのが、ちょっと実現性というのはやっぱり苦しいんですかね、基盤整備計画の範疇に入ると。本当に残念です。

時間なんで、次、もう行きます。和泉公園のところに、それでは行きます。和泉公園のところも、子ども部のほうは、和泉公園と学校敷地を、できれば校舎の位置をひっくり返して、現地建て替えのような形、仮校舎を練成とかに持っていかないで、昔の練成中に持ってこないでやろうと。令和4年度、今まででも、5年の途中でいいんですけど、和泉公園のところに校舎を建てられない、何か弊害とか何かがあるんですかね。都市計画、周りの建物とか、公園敷地にももちろんクロスしなくちゃいけないわけなんで。

○神原道路公園課長 都市公園法に関する事項といたしましては、みだりに公園区域の全部または一部について都市公園を廃止してはいけないというふうになっておりますが、その中で、廃止される都市公園に変わるべく都市公園が設置される場合というような条文がございます、この変わるべきというのは、規模ですとか効用等において、ほぼ対等のものとして見合うというような条件が課されておまして、都市公園法上ではできないというふうなことはないというような認識でございます。

○林委員 それ以外で何かあるんですか。子ども部のほうは、仮校舎というのがなかなかハードルが高いし、お金もかかるし、子どもたちの負担もあるんで、できれば現地で建て替えたい。ところが、和泉小ってかなり狭くて、3,900平米ぐらい。すごく少なく、入替えができればいいんですけど、じゃあ、子ども部のほうで公園の敷地を、今の和泉小学校の敷地と、クロスですよ、交換するような形をやりたいんだというのは、ずっと報告事項でも含めてやり取りしているんですけど。環境まちづくり部のほうで何かストップをかけているのかなと思ったんですよ、全然進まないから、計画も。それはないんですかね。

○神原道路公園課長 都市公園を管理する立場で私のほうから言わせていただきますと、やはり現在の小学校を使いながら、和泉公園を閉鎖して校舎を建設するということになり、長い期間、和泉公園のほうが開鎖されるといような状況が出てきますので、公園利用の立場からしますと、その間の代替えの補完といったものは、やはり考えていかなければいけないのかなという課題認識は持っております。

○林委員 建物を建てるって、全部、和泉公園の敷地いっぱい大きな建物を建てるわけじゃなくて、今の和泉小学校も校庭部分と校舎部分があるんで、一部分なのかなと。あとは、飛ばしという表現が適切かどうか分からないけども、神田公園のところで出張所を造るときに、内神田のほうに公園部分を飛ばしたりされていたと。すると、ちょうどポンプ小屋というのを借りちゃったり、あ、買ったのか、区のほうで。買ったんですよ、和泉町のポンプ小屋って。すると、公園の一部を飛ばしたりするとか、いろんなやりくりをしながら、そうだねとできると、お茶の水小がもうそろそろ完成に来て、じゃあ次は、嶋崎さんも言った番町小と和泉小なわけですよ。と、道筋としては、下準備で下ごしらえ、前さばきみたいな形で、料理だって準備のところでは、やりますと言ってから近隣の建物の形状とか、実はやったけどここが斜線何とかで引っかかっちゃうとかが出てきたら、計画はそこでストップしてしまうんで、もう前さばきでどンドン準備を、ずっと前から言っていたんで、4年度、5年度でどこまで環境まちづくり部のほうでできるんで

すかね、準備というか、仕込みというか。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部で止めているというお話があるというのは、ちょっと私も初めて聞きましたけど、子ども部と環境まちづくり部の協議については、私も課長時代から参加していました。部長になっても参加しています。その中で、和泉公園と和泉小学校が一体的に整備されて活用されて、学校並びに公園双方とも効用が上がるという整備が望ましいよねというような意見は、私、述べさせていただいています。

それに向けての課題として、一つは先ほど道路公園課長が申し上げました。現実にある和泉公園という都市公園、その課題。それともう一つは、都市計画公園、都市計画がかかっているの、今のままでは建物が建てられないというような状況です。都市計画を変更するという課題、それから都市公園として長期間にわたり活用できないということについての課題というのをどう解決していこうか。

それから子ども部のほうで、具体的なそういった交換に向けた検討を深める中で、都市計画公園であることによって、近隣に対する建築制限、建築基準法上の課題というのでも出てきました。その辺の課題というの、このまま放っておいて整備すると様々な違法状態が出てくるので、その辺の課題を解決する必要はあるよねという形で申し上げてきたところでございますので、その課題解決に向けては我々としても協力したいというふうに思っています。

最終的に、冒頭申し上げたとおり、学校も公園も、より和泉町の地域の中で皆さんに喜ばれていただけるような整備の仕方、それを目指していくという認識でありますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○林委員 要はその課題整理というのを4年度は全くできていなかったと。5年度は始められるのかということと、やっぱりクローズしている公園というのは、やっぱりどうしてもそうすると比較で、東郷公園だってかなり長い間閉鎖しているわけじゃないですか。やっぱりそれは、よりいい公園になるためのもの。実際には5歳の女の子に、私は上を見たことないんだと。どんなところがあるのか分からないと。壁しか見たことないと言われりゃ、やっぱり僕も落ち込んじゃいますよ。がっくり来ちゃいますけれども、そうじゃなくて、将来よくなるんだと展望の下に行っていれば、一部の閉鎖も何とかかなると思いますので、和泉公園については、もうここで、5年度中に何かこう、あらあら、課題があるんだったら、これとこれとこれがあるんだと。周りの建物、所有者にとってはこんな感じ。それはどうしたらいいと。道路をちょっと広げりゃいいとか、何とかで解決できるのかもしれないし、都市計画公園だとしたらどうなんだと。課題としては、入れ替えるというのはどれだけの準備期間と、特定行政庁って両方とも区長になるわけですから、何とかかなるかもしれないんで。課題整理というのは、どういうスケジュールングでできるもんなんですか。

併せてやっぱり利用実態調査のところとクロスした形で解決できると、公園と校庭が一体化するなんて、すてきな花園小学校、新宿の、お隣ですけど、見ていていいなと思うんですよね。と同じような夢を持つような整備をやる。前の前さばきのところをどこまでできるんですかね、計画が固まる前に。固まらないとできないんですか。いつも計画途中でスタックしちゃうから、やっぱりフラストレーションが区民の方は高まっちゃうんで。

○印出井環境まちづくり部長 我々はもう実務的に、個々の課題解決に向けては、個別に

担当が相談、協議に応じています。ただ、全体のプロジェクトマネジメントというのは、子ども部のほうでスケジュール管理も含めてやっていただいているというふうに認識しておりますので、それがスムーズにいくような形で今後とも調整に努めていきたいというふうに思っております。

○林委員 やっていただければすごく、千代田区で初めての例になりますし、環境はよくなると思うんです。あとは素材なんですよ。前も言った、9月ですけど、東郷公園の花火大会は大変好評でしたし、神田公園もたくさん来られたと。道路公園課の若手に聞くと、和泉公園はやっぱり芝生っぽくなっているんで、できないと。一体的に行くには、校庭と同じ、材質を合わせればより広いスペースができるんで、九段小みたいに人工芝になっちゃったらって、もう花火なんか一切できませんと。駄目ですとなっちゃっていると。

で、何の材質で、コンクリートがいいのか、ゴムチップがいいのか、人工芝がいいのか、天然芝がいいのかって、ちょっと分からないんですよ、僕自身も。いろんな人に聞いても分からないんですけども、素材を合わせたり、拡張性ができるような形の研究、まさしく調査研究というのはやれるものなんですかね。和泉小学校の校庭を、校庭というか、改築する前までに。あるいは番町小学校も同じなんですけども。床、床というか地面ですよ。ここのいい、悪い。ウッドデッキもあるのかもしれないし、九段坂公園みたいに全部石畳というのものもあるのかもしれないし、何が一番最適解で、みらいプロジェクトに合った子どもの遊び場の取組みみたいな形になっていけるのかなというのを。

○神原道路公園課長 今般9月に行わせていただきました花火利用におきましては、一般的にダスト舗装と言われる砂地の部分に限定して、東郷公園、神田児童公園で行わせていただきました、利用後も特に異常もなく終えることができたというふうに考えてございます。そういったダスト舗装、あるいはアスファルトの舗装のようなものであれば、熱に強いものですので、花火の利用に関してはできるのかなというふうに考えてございますので、和泉公園も全くできないということはないと思いますので、それぞれの公園を選定するに当たっては、そういった調査のほうも併せてやっていきたいなというふうに思っております。

○林委員 本当にいい試みだし、やっぱり千代田区がやるのといったら日常のものにしてもらいたいんですよ。非日常のイベント的にばーんと打ち上げ花火を上げるんじゃなくて、やっぱり夏休みの期間、週末だけでも、来年に向けて実行でも、ずっとできるような、花火だったら花火、ボール遊びだったらボール遊び、水遊びだったら水遊びと、そういった公園の整備というのは、5年度、4年度にあった利用実態調査のニーズを踏まえた形で整備していけるんですかね、部分のスポットで、分類分けも含めて。どういうふうにやれば。手後れになってしまったらどうしようもないものですから、日常にとにかくしてもらいたいのが一つですね。

もう時間なんで、最後に外濠公園なんです。主要政策でいくと106ページです。ここが、最後の、実績を踏まえたところ、区民の皆さんに安全・安心に使用していただけるようなと書いてあるんですよ。ところが、外濠公園って、野球でやると外野、フットサルでやると線路側にずっと石が積んであって、金網で石をくくって、四角のがだーっとあるんですよ。かなりサッカーをやる人にも野球をやる人にも、怖いよと、危ないよと、どうして、走れないじゃないかと、安全・安心なんか全然違うという話を聞くんですけど、こ



のまず石というのは何というもの、積んであるのは。で、これは設計段階から計画されていたのか否かお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 林委員のおっしゃるものは蛇籠と申しまして、その蛇籠の中に石を詰め込みまして、人工芝をかさ上げたものですから、その土留めになっております。これは設計の中に当初から入っていたものでございます。

○林委員 設計から入っていたと。設計図をよく見なくちゃいけないので、蛇籠と言われている。業界の人に言われている。これってグラウンド内に置かなくちゃいけないものなんでしょうか。いや、かなり危ないんですよ。走って行って転んだら大変だろうとか、ぶつかっただけがをやるんだろうなと思って、せめてネットの外だったら分かるんだけど、ネットの内側に入っているんですよ。これ、球技をやる人がもし事前にチェックしていたら、こんな危ない設計にはしないはずだと言われるんですよ。実際そうなんだろうなと。どういう経緯でネットの内側、競技の内側に入っていた設計になったのかです。

○須貝基盤整備計画担当課長 ネットの外は、またすぐそこにJRのほうの、何という、側溝といいますか、急に下がっている部分がございます、そこでは土留めとして堪え切れないというところで、区グラウンド内のほうに、ネットの中側に設置したものでございます。

○林委員 あまりあれなんですけど、設計上そうなっちゃっていたと。今後もじゃあそのまんま、安心して安全できない球技の状況で、何の手だてもできないんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 林委員のおっしゃる、危ないんじゃないかと、そういう声も聞こえておりますので、今その蛇籠のところに、何という、クッションをずっと並べていくということを手続しているところでございます。

○林委員 そしたら、ここの主要施策の106ページにある、安全・安心に使用していただけるようにというのは、その何だ、ラッキーゾーンというか、外野フェンスみたいな形で全部やるのを想定されているんですか。これは、5年度の途中にやる。流用か何かして。当初予算が入っているかということ、あと6年度の当初予算だと、もうシーズンが終わってしまうんですよ、野球をやる人とか。サッカーは冬でもやるんでしょうけれども。いつのタイミングで、いつまで危険な状態でなっているのか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今年度の予算の公園維持費の中で、フェンスではなくて蛇籠のところにクッションを並べていくということで考えてございます。

○嶋崎分科会長 いつぐらいに終わるんだよ、その工事が。やっているの、もう。

○須貝基盤整備計画担当課長 今その手続をしているところで、設計に……

○嶋崎分科会長 手続をしていて、実際に着工するのはいつから。

○須貝基盤整備計画担当課長 着工はちょっとまだ、先です。

○嶋崎分科会長 先というのはいつぐらいなの、おおよそ。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね、ちょっと、今ここではお答えできないですけど、製品だとか、その辺は準備して。

○嶋崎分科会長 発注をしたということ。

○須貝基盤整備計画担当課長 発注はまだです。

○嶋崎分科会長 さっきの話と違うじゃない。

○須貝基盤整備計画担当課長 製品とかを確認しているところです。

○嶋崎分科会長 林委員。

○林委員 今、やり取りがあった、要は、それ、四角い状態だとやっぱり怖いんですよ。走るだけじゃなくて、球を見ながら走るんですから、フットサルだって野球だって。クッションがどういう形状でというと、やっぱりある程度高さがないと、そこに足をすくわれて転んじったりしても、安全で安心じゃないわけでしょ。そしたら、サッカーをやっている子どもたちとかコーチとか野球をやった人たちに、ちょっとどんなものかというのを確認しながら、まだ発注もできていないようだったら、やらなくちゃいけない。もうほぼ1シーズンというか半年終わっちゃったところで何の手だてもしていないというのは、すごく違和感があって、本当に安全・安心の遊び場を造りたいのかどうか疑問視になってしまっているんですよ。どれぐらいのターンが必要なんですか、直すまでに。今、ちょっと分科会長も言われた、発注してから直すまで。年度の終わり、3月31日をもって完成。そんな感じの、頭の中ではそんな感じだったんですか。早いほうがいいと思うんだけど。

○須貝基盤整備計画担当課長 なるべく早急にと考えておりましたが、今、まだちょっと発注のほうに至っていないという状況でございます。

○嶋崎分科会長 これさ……

○林委員 うーん。

○須貝基盤整備計画担当課長 そうですね、3か月ぐらいあれば。

○嶋崎分科会長 そしたらさ、使用している人たちのやっぱり意見もきちっと聞いて、それで発注をまだしていないんだしたら、その発注方法も含めて、どういう素材がいいのか、どういう形だったら、高さだったら、安心・安全なのかということころは、もう実際に運用が始まっているんだから。そうでしょ、グラウンドの。そこら辺は、先ほど林委員も言ったように、使用者からの意見をしっかり受け止めた形で、安心・安全なものにしたほうがいいんじゃないの、せっかく造るんならば。

○林委員 また変な、中途半端なのを造られてもね。

○嶋崎分科会長 そう。だからせっかく造るならばだよ。ね。

○はやお委員 区民体育大会って……

○嶋崎分科会長 どうぞ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 ちょっと、林委員のご提案の、柵を、フェンスみたいなものは、ちょっと文化財であることからちょっと難しいところはあるんですけど、利用者のご意見ということころは、設計の前にでも、野球の利用者だとかサッカーの利用者からご意見を聞いているところではございますので、再度どういうものかいいかということころは確認させていただきます。

○林委員 蛇籠というのが本当に、両方とも、使う人、サッカーの人たちも野球の人たちも分かっていたのかどうかというのは、すごい違和感があるんですよ。ここから先、子ども目線でいろんな遊び場を造っていくというのは、総合的、子ども・子育てであるわけでしょう。どこかこう、アンケートはアンケートでいいですけども、やっぱり子ども部と もっと密接に、あそこは滑り台とかもある、外濠、児童のもあると。ちょっと大人の目線だけじゃないところも出していただかないと、本当にみらいプロジェクトで、いい表現方法で、子どもの遊び場確保の取組で、条例も健やかな条例ってつくっているわけだ、千代田区の。こういったところと連動した公園にならないと、せっかくアンケートに答えた。

分析もした。だけどもやってみたら、愛全公園もそうだけでも、やっぱり狭いまんまだったとか、うまく区画を最大活用を渋谷区みたいにできないとか、不満だけで、苦情対応の道路公園課ならないように、やっぱり花火大会のを見ていて、職員の人にもありがとうございますと区民の言っているのはいいんですよ、やっぱり。変にメガホンを持たれたり、バリケードとかと悲しい話よりも、いい話を、職員の人だってやってよかったというところに仕事の充実感、やるためには、やっぱり管理職の人たちがしっかりとした方針を立てないと、一生懸命頑張っても駄目だと思うんですよ。

で、最後のところが、5年度、6年度のところでパブリックコメントも素案もつくるわけですよ、公園の。渋谷区がいいのかどうかは別として、やっぱりこの子ども部のところ、どこが重点的に花火ができるのか、ボール遊びができるのかというのを、やっぱり引き算しないと、そこからどこかに、ほかの公園は今度、高齢者も施設も近いからいいねとか、児童遊園だって、高齢者の施設が近いから子どもよりも高齢者のほうがいいかもしれないねとかというのを、全体像を、この主要施策の105ページにあるような整備方針がつかれるのかなと思って、ちょっと不安になっちゃうんですよ。蛇籠の話も聞いているだけで。やっぱり痛いんですよ。大丈夫なんですかね、方針。

○印出井環境まちづくり部長 任せてください。

○林委員 任せてくださいって。

○印出井環境まちづくり部長 個々の公園整備のご指摘を頂いた上で、今後の区全体を通じた公園・児童遊園等の整備、それから今回は活用も含めて検討をいたしますけれども、それに対する不安感というご指摘を頂きました。今日頂いたご指摘も踏まえ、様々なデータとその分析、それから公園・児童遊園の整備、活用にあたっては、公園・児童遊園やランドスケープに造詣のある専門家のご意見も伺って進めてまいります。並行して議会にも経過をご報告するとともに、ご指摘があった子ども部や保健福祉部、そういったところの調整に努めて、いいものになるように取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○嶋崎分科会長 はい、関連でしょ。どうぞ、春山委員。

○春山委員 またもや林委員に関連して、少し付け加えさせていただきたいんですけど、この令和4年度のアンケート調査、ヒアリングというのは、あくまでも区民の方々の意見をクロス集計していくというふうに理解しているんですが、それに併せてハードな部分が今どういう構成になっていて、それが今後どういうふうに多様な人たちにとって使えるハードになるのか、またマネジメントはどうしていくのかということ、今後の公園・児童遊園等の整備方針にきちんと盛り込んでいただきたいと思います。

それと、都市ストックとして公園というのを本当にさらに生きたものにしていくためには、やはり先ほど申し上げた多様な方々のアクティビティーが見えてくるというような公園像でなくてはいけないと思います。そういった意味で、前回もお話しさせていただいた、公園を民間活力も導入して生きた公園にしていくという国交省の方針が去年定められている中、もっと想像力を働かせて、上の子を遊ばせているときに下の子を抱えたお母さんは、じゃあおむつをどこで交換する、飲物をどこで買うのとか、そういったいろんな様々な方々がどういうアクティビティーができるのかということ踏まえた上での公園等の整備方針にしてほしいなと。そういった意味での民間活力の導入というのは、区としてどうい

うふうに考えているのか、お考えをお伺いしたい。

これも付け加えになるんですけど、近隣との関係性、公園の中の整備だけではなくて、道路空間や隣接地と合わせた空間計画、空間デザインというものをきちんと考えていただきたい。千代田区にはもうその需要がないかもしれないんですけども、都市公園の中に保育施設を造るという法改正もある中で、全国で様々、公園と子どもたちとの空間が広がっている中、保育施設は造る必要はもう千代田区は今ないのかもしれないけども、子どもたちがどうやって公園と学びというのを一体化していけるかというのを考える必要があるのかなと思っています。

以上です。

○嶋崎分科会長 はい。答弁をお願いします。

○神原道路公園課長 今3点ご質問いただいたかと思えます。今、調査の結果を分析した上で、各エリアの中で基幹となるような公園や児童遊園があるというところで、その利用のすみ分けというものもしっかりと、そこに何が必要なのか、遊具が必要なのか、休む場所が必要なのかというのは、しっかりと分析しながら、また改めて地域の意見も聞きながら進めていく必要があるのかなと思っています。

また、民間の活用という部分につきましては、なかなか区立の公園内はスペースが小さいというようなところもございますので、例えば今、淡路のワテラスでやっているプレーカーみたいなものですか、それと併せたような形でキッチンカーみたいなものも、今後の検討の中に、可能なかどうかというのは、やはり今後の検討会の中では議論として進めていきたいというふうにございます。

また、近隣の近接した保育園とか公園等で遊ばせるときに、保護者の方も含めて、こういった施設があると使いやすいのかということも、やはりいろいろと子育て世代のお母さん、お父さんからは伺っているところがございます。今、春山委員からご指摘があったように。そういったところも子ども部等と情報連携しながら、できる限り、基本、今回の整備方針の改定の中で、盛り込めるものは盛り込んでいって、皆さんに使っていただけるような公園をさらに取組を進めていきたいなというふうに考えております。

○春山委員 はい。

○嶋崎分科会長 いいですか。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 それでは、この目6の公園維持費を終わります。

次に、目7、河川維持費、決算参考書236ページから237ページ。

執行機関から。

○神原道路公園課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。ないそうです、説明は。

質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。それでは、ここの目7、河川維持費を終わり、項3の道路公園費の調査を終了いたします。

○神原道路公園課長 一つ答弁できていないのが……

○嶋崎分科会長 ああ、そう。どうぞ。答弁漏れ、はい、どうぞ。

○神原道路公園課長 先ほど春山委員のほうから、道路のアダプトについてどれだけ町会が関与しているのかというようなお話がありました。

○嶋崎分科会長 ああ、町会との関係ね。

○神原道路公園課長 はい。14路線中7路線について町会の関与がございます。

○嶋崎分科会長 ほかの残っている7路線というのは、例えば事業者とか、それから幾つかチームになってやられているということ。

○神原道路公園課長 そうですね。ボランティア団体。

○嶋崎分科会長 ぶん、なるほどね。ということですか。

○春山委員 はい。ありがとうございます。

○嶋崎分科会長 はい。結構、町会と事業者と子どもたちみたいなのところもあるよね。

○神原道路公園課長 そういうこともあります。

○嶋崎分科会長 うん。成功例だよ、ある意味ね。

それでは、項の4、清掃リサイクル費の調査に入ります。初めに、目1、清掃リサイクル総務費、決算参考書236ページから239ページ。

執行機関から説明は。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、決算参考書、ちょっとめくっていただいて、238ページ、4番の災害廃棄物処理計画の策定についてでございます。主要施策の成果につきましては109ページ、88番、災害廃棄物処理計画の計画等の策定をご覧ください。

清掃事務所では、令和4年度、災害時に発生する廃棄物量等を想定した上で、災害廃棄物を迅速かつ的確に処理する体制を整えるため、災害廃棄物処理計画を策定しました。計画は、自然災害により発生する災害廃棄物は、様々な種類の廃棄物が一度に大量に発生することから、平時と異なる処理体制が必要となるため、災害廃棄物処理のルールや考え方を整理してお示ししたものです。

計画の策定に当たりましては、関係部署から成る庁内検討会を設置し、災害廃棄物の仮置場など、現状把握、課題整理を行うとともに、学識経験者等からの意見聴取を行った後、パブリックコメントを経て、令和5年3月に計画を策定しました。今後は災害廃棄物処理計画の関連施策や関係機関と連携し、関連計画や被害想定の見直し、災害事例に伴う課題などを踏まえて随時改定を行ってまいります。

以上です。

○嶋崎分科会長 はい。説明を頂きました。

質疑は。

○小枝委員 簡単に、清掃リサイクル施設管理運営のところで確認をさせていただきます。運営一般というところになるのかなと思います。よかれあしかれ、清掃事務所の職場がこれから再開発によって機能更新をしていこうというところに足を踏み出そうとしている。ここで申し上げたいのは、この清掃事務所に関しては仮移転をし、そして本移転をするというような計画になっていたわけですよ。なっているんですよ。非常に複雑な動きをする中で、まあ、動き待ち、よくあるのが、主体的に担当セクションが考えることなく、あてがわれるものを待っているみたいになっちゃって、例えばワテラスのときなんかは、保育園と高齢者の施設ができたわけだけれども、開けてみたら汚物のためのエレベーター

がなかったりとか、あと園庭も実はなくて、後で必死で造ってもらった。そういうふうなことが、要はお任せしっ放しになっちゃうと、そういうことが起きるんです。

もう既にスケジュール、タイムスケジュール、いつ頃までに、例えば仮移転期間はこのぐらい、本施設はこんなもの、いずれもこういうサービスがこのようなところでこんなことをやるということが、もう後で変更があるにしても、説明ができるような状況になっていないといけないわけですね。決まってから決まってからと言っていたわけですがけれども、それがいつ、どのような形で示されるのか。そして、もう既に手に持って職員間では共有されているものなのか。このスケジュール感を教えてください。

○柳千代田清掃事務所長 私ども清掃事務所では、そういった機能更新を踏まえた必要な業務要求というものを既にまとめさせていただいております。このたびいろいろ様々な動きが出る中で、これはやはり現場の意見を聞きながらでないといものはできないというふうに考えておる中で、これまでも現場の方々、組合の方も入っていただいて、検討、協議をさせていただいております。今週も5日に、これまでの到達点、業務要求については再度ちょっと見直し、おさらいをしてみようということで、まちづくりの担当等を踏まえて勉強会をさせていただくという予定であります。そういったことを踏まえて準備をさせていただきたいと考えております。

○小枝委員 そうした中で、仮移転期間は何年と考えているんですか。いつからいつ、何年と考えているんですか。

○加島まちづくり担当部長 分科会長、まちづくり担当部長。

○小枝委員 そっちですか。

○加島まちづくり担当部長 よろしいでしょうか。

○嶋崎分科会長 はい、どうぞ。

○加島まちづくり担当部長 はい。まだ、そこら辺の建物の工事スケジュール等が決まっておりませんので、明確に所長のほうからお話しすることもできませんし、私のほうからも、何年何か月というようなところは考えておりません。考えておりませんって、今ちょっと分からない状態というのが正直なところですよ。ただ、一日とも休みができないというところですので、残念ながら1回仮移転をしていただかないと、それは継続できないというところですよ。

また、先ほど委員が言われたように、仮移転先に何を求めるかは非常に大事なことだと思っておりますので、清掃事務所のほうから出てきた意見に関しまして、私どもも事業者のほうと積極的に、かつちゃんとしっかり取り組んでもらえるようにということをやりたいなというふうに考えております。

○嶋崎分科会長 小枝委員。

○小枝委員 当然始まりの年次によっては、後ずれすることは当然あるだろうというふうに思うんですね、それにしても。ただ、どのタイミングでどうなるにしても、まず始まりの計画図というのはあるわけですよ。仮はこうですよ、本施設はこうですよ、大体この何年ですよというのが、区民に提示されないことには意見の言いようがない。もう決まるまで待ってくれと言われていて、ほぼ決まりなわけですよ。であれば、もういつ提示されるんですかということなんですよ。いつまでもいつまでも、先ほど言いましたけれども、ただ待つだけではおかしい。

それと、主体的に、要は今のような答弁になっちゃうから、担当セクションが主体的に描いていこうという気力がだんだん薄れてきて、宛てがわれるのを待ってしまうんですよ。そうしたときに同じような、先ほど例示したようなことが起きてしまって、何だ、先に言ってくればもっとちゃんとできたのにとということになるから。つまり今はすごく、じゃあ、もういつ頃ならちゃんと示せるんですかと。変わっちゃいけないということは言っていないんですよ。まずスタートラインの、今たたき台はこうですというのがなくちゃおかしいわけだから。で、時期的に後ずれするというのは当然想定の中として、内にあるとして、いつ、そっちじゃない、こっちに、いつそういうのを、本当にちゃんと協議しているんですか。絵を描いてイメージできているんですか。自分たちの仕事がどういう動線をたどるのか区民に説明できる状況にいつなるんですか。お答えください。

○柳千代田清掃事務所長 既にもうこれまで積み上げてきたものがあります。それで模型もできています。模型もできて、そういった中で議論を深めているところがあります。再度、今年度、先ほども、今週もう一度、話の動きがあるかなというところもありまして、おさらいをしてもう一度確認をしようというところで、内部の検討会というのを立ち上げておりますので、そういったところで確認してまいりたいと思っております。

○嶋崎分科会長 はい。いいですか。

はやお委員。

○はやお委員 ちょっと、関連。今聞きたいところですけども、もう様々な時間。ただ、あとこの前のときに、ある常任委員会、環境まちづくりの常任委員会で、今後、建築条例を変更するに際しては、十分にその辺の公共施設のこともやるし、事業化ということからしたらそこが入ってくるわけですよ。ちょっとそここのところを総合的に整理していただいて、またご提案いただくと。

また、今どこという話をしたところでも、また場合によって区内であるということになればまた大騒ぎになるんで、その辺も十分に、十分に整理をして、答弁いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 常任委員会でも、私のほうから責任を持ってちゃんと進めていくというお話もさせていただきました。図面に関しましてもなるべく早く出しながら、スケジュール、また仮の移転先、仮の移転先はこの再開発の地区内での仮の移転先ということを考えておりますので、そうなってくると、どこの位置だということが出てきますので、今まではやはり地権者さんの関係だとかもいろいろありましたので、進めていくという形に決定もしますので、そういった意味でなるべく公にお示しして、ご議論いただけるようにしたいというふうに考えております。

○嶋崎分科会長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。それでは、ここの、何だ、これは。清掃リサイクル。じゃないや、清掃ね、調査を終わり、清掃リサイクル総務費を終わりにします。

次に、目2、清掃リサイクル事業費、決算参考書238ページから239ページ。

ご説明は。

○柳千代田清掃事務所長 決算参考書238ページ、2番の清掃リサイクル事業費。ごめんなさい、3番です。3のごみの減量・リサイクルの推進の中に、事務事業概要も、恐縮

ですが、183ページに有価物集団回収の支援という事業がございます。こちらにつきましては、昨年の令和3年度決算審議総括質疑におきまして、林委員のほうから、有価物集団回収に係る報奨金の支払い請求について、マンション理事長などの請求者の負担が大きいとご指摘を受けました。この負担軽減のために、年2回の支給手続をせめて年1回にするなどの見直しができないかという質疑を受けまして、私のほうで負担軽減について検討する旨答弁させていただいております。

早速検討させていただきまして、報奨金請求者の負担軽減のための検討を着手しました。今年度より、マンション理事長さんなどの請求者の負担軽減を図っています。で、具体的には……

○嶋崎分科会長 そんな、そんな、威張って言わなくていいから、ちゃんと淡々とやってくれよ。（発言する者あり）

○柳千代田清掃事務所長 すみません。威張って……。はい。失礼しました。

具体的には、支給回数を年2回から1回にするというような負担軽減というよりも、支給回数を年2回のみまで、「ままで」と呼ぶ者あり）ええ。請求者にとって煩わしい手続というご指摘のありました、請求書兼口座振替依頼書の作成、これを年2回書いてもらっていたものを、省略する見直しをさせていただいております。最初の1回の、ただ、最初に口座登録をしていただくことは必要なんですけど、今後はそういった煩わしい事務がなくなるという見直しをさせていただき、大幅な負担軽減を図らせていただいております。

以上ご報告でございます。

○嶋崎分科会長 はい。説明を頂きました。

質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。それでは、この清掃リサイクル事業費の調査を終わります。

それでは、歳入の調査に入ります。一般会計の歳入は一括でご審議を頂きたいと思えますけども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。それでは、歳入に入ります。決算参考書48ページ、分担金及び負担金から、139ページ、諸収入まで、執行機関からの説明はありますか。

○平岡環境まちづくり総務課長 特にございません。

○嶋崎分科会長 はい。特にないそうです。皆様からの質疑はいかがいたしましょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 よろしいですか。それでは、以上で環境まちづくり部所管分の歳入を全て終了いたしました。

本日の予定しておりました歳入歳出の調査を全て終了し、当分科会の調査も終了といたします。調査漏れはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎分科会長 はい。総括となったこと、事項もございません。

はやお委員。

○はやお委員 総括ということではないんですけど、また私も会派のほうに帰りましたら、



メトロの連絡通路について、総括質疑で、簡単にですけどと言った場合、場合、総括送りはしないけれどもやらせていただくということを、ここの分科会でご了承いただけるんだっらば。

○嶋崎分科会長 それはいいんだ、別にそれは問題ないでしょ。それは問題ないです。

○はやお委員 ご了承いただき。いや、ここで審査したのにということにならない。

○嶋崎分科会長 いやいやいやいや、それは問題ないです、別に。大丈夫です。

○はやお委員 いいです。

○嶋崎分科会長 はい。総括送りはございません。

それで、先ほども申し上げましたけれども、ちょっと時間がこの時間になってしまったんで、報告書のほうが、書記さん、これから大変な作業になるんで、ちょっと遅れますけれども、（発言する者あり）そこはご容赦いただきたいと存じます。

2日間にわたりまして、熱心なご議論、調査を頂きまして、ありがとうございました。執行機関の皆さんもお疲れさまでございました。

以上をもちまして、予算・決算特別委員会環境まちづくり分科会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後6時27分閉会